

第四百十五回国会
衆議院
法務委員會
議 録
第十九号

平成十一年六月十一日(金曜日)
午前九時三十分開議

出席委員

委員長 杉浦 正健君
理事 橋 康太郎君
理事 山本 幸三君
理事 佐々木秀典君
理事 日野 市朗君
理事 達増 拓也君
小野寺五典君
加藤 卓二君
小杉 隆君
笹川 義君
西田 司君
渡辺 喜美君
枝野 幸男君
漆原 良夫君
木島日出夫君
鮫岡 兵輔君

理事 八代 英太君
理事 山本 有二郎君
理事 坂上 富男君
理事 上田 勇君
奥野 誠亮君
河村 建夫君
左藤 恵君
菅 義偉君
保岡 興治君
石毛 鏡子君
福岡 宗也君
安倍 基雄君
保坂 展人君

出席政府委員

法務大臣 陣内 孝雄君
法務政務次官 北岡 秀二君
法務大臣官房司法法制調査部長 房村 精一君
兼内閣審議官
法務省民事局長 細川 清君
法務省刑事局長 松尾 邦弘君
法務省矯正局長 坂井 一郎君
厚生省健康政策局長 小林 秀實君
厚生省社会・援護局長 炭谷 茂君
厚生省老人保健福祉局長 近藤純五郎君
自治省行政局選挙部長 片木 淳君

委員外の出席者

内閣総理大臣官房参事官 富澤 正夫君
文化庁長官官房審議官 結城 章夫君
最高裁判所事務総局総務局長 浜野 惺君
最高裁判所事務総局刑事局長 白木 勇君
最高裁判所事務総局家庭局長 安倍 嘉人君
法務委員会専門員 海老原良宗君

委員の異動

六月十一日
兼任 加藤 敏一君
兼任 福岡 宗也君
兼任 小野寺五典君
兼任 石毛 鏡子君
兼任 加藤 敏一君
兼任 福岡 宗也君
兼任 小野寺五典君
兼任 石毛 鏡子君

六月十一日
理事佐々木秀典君同日理事兼任につき、その補欠として日野市朗君が理事に当選した。

六月十一日

商法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七六号)
五月三十一日
子供の視点からの少年法論議に関する請願(石毛鏡子君紹介)(第三五六九号)
同(土井たか子君紹介)(第三五七〇号)
同(山本孝史君紹介)(第三五七一号)
同(深田肇君紹介)(第三五九八号)
同(金田誠一君紹介)(第三六六五号)

同(辻元清美君紹介)(第三六六六号)
同(日野市朗君紹介)(第三六六七号)
同(保坂展人君紹介)(第三六六八号)
同(金田誠一君紹介)(第三六六九号)
同(辻元清美君紹介)(第三六七〇号)
同(原口一博君紹介)(第三六七五号)
同(日野市朗君紹介)(第三六九六号)
同(保坂展人君紹介)(第三六九七号)
同(横光克彦君紹介)(第三七一六号)
治安維持法の犠牲者に対する国家賠償のための法制定に関する請願(伊藤忠治君紹介)(第三五七二号)

同(坂上富男君紹介)(第三五七三三号)
同(知久馬三子君紹介)(第三五七四号)
同(山本健治郎君紹介)(第三五七五号)
同(池端清一君紹介)(第三五九九号)
同(土肥隆一君紹介)(第三六〇〇号)
同(葉山峻君紹介)(第三六〇一號)
同(山本健治郎君紹介)(第三六〇二號)
同(濱田健一君紹介)(第三六〇三號)
同(深田肇君紹介)(第三六〇四号)
同(山花貞夫君紹介)(第三六〇五号)
同(石井敏基君紹介)(第三六六九号)
同(岩田順介君紹介)(第三六七〇号)
同(辻元清美君紹介)(第三六七一号)
同(保坂展人君紹介)(第三六七二號)
同(赤松広隆君紹介)(第三七二七号)
同(山本孝史君紹介)(第三七二八号)
婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(保坂展人君紹介)(第三六六三三号)
外国人登録法の改正に関する請願(保坂展人君紹介)(第三六六四号)
テロ事件再発防止に関する請願(村井仁君紹介)(第三七一九号)

裁判所の人的・物的充実に関する請願(石毛鏡子君紹介)(第三八三六号)
同(漆原良夫君紹介)(第三八三七号)
同(枝野幸男君紹介)(第三八三八号)
同(熊谷弘君紹介)(第三八三九号)
同(佐々木秀典君紹介)(第三八四〇号)
同(山本健治郎君紹介)(第三八四二号)
同(細川律夫君紹介)(第三八四三三号)
同(松沢成文君紹介)(第三八四四号)
同(山元勉君紹介)(第三八四四号)
同(金田誠一君紹介)(第三八九七号)
同(坂上富男君紹介)(第三八九七号)
同(原口一博君紹介)(第三八九七号)
同(深田肇君紹介)(第三九八〇号)
同(松本惟子君紹介)(第三九八一号)
定期借家権制度を創設する借地借家法の改正反対に関する請願(北村哲男君紹介)(第三八四五号)

子供の視点からの少年法論議に関する請願(池端清一君紹介)(第三八四六号)
同(北村哲男君紹介)(第三八四七号)
同(横光克彦君紹介)(第三八四八号)
同(池端清一君紹介)(第三八九七四号)
治安維持法の犠牲者に対する国家賠償のための法制定に関する請願(伊藤忠治君紹介)(第三八四九号)
同(石毛鏡子君紹介)(第三八五〇号)
同(小林守君紹介)(第三八五一号)
同(島路君紹介)(第三八五二号)
同(小林守君紹介)(第三八五五号)
同(松本惟子君紹介)(第三八五七号)
婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(枝野幸男君紹介)(第三八五三三号)
法務局、更生保護官署及び入国管理官署の増員に関する請願(坂上富男君紹介)(第三八九七三三号)

同月七日

子供の見点からの少年法論議に関する請願(古

川元久君紹介)(第四〇八三三三)

同(石井郁子君紹介)(第四二二五五五)

同(大森猛君紹介)(第四二二六六六)

同(金子満広君紹介)(第四二二七七七)

同(木島日出夫君紹介)(第四二二八八八)

同(穀田恵二君紹介)(第四二二九九九)

同(佐々木憲昭君紹介)(第四二三〇〇)

同(佐々木陸海君紹介)(第四二三一一)

同(斎藤鉄夫君紹介)(第四二三二二)

同(瀬古由起子君紹介)(第四二三三三)

同(辻第一君紹介)(第四二三四四)

同(寺前巖君紹介)(第四二三五五)

同(中路雅弘君紹介)(第四二三六六)

同(春名真章君紹介)(第四二三七七)

同(東中光雄君紹介)(第四二三八八)

同(平賀高成君紹介)(第四三三九九)

同(不破哲三君紹介)(第四三四〇〇)

同(藤木洋子君紹介)(第四三四一一)

同(松本善明君紹介)(第四三四二二)

同(矢島恒夫君紹介)(第四三四三三)

同(吉井英勝君紹介)(第四三四四四)

治安維持法の犠牲者に対する国家賠償のための

法制定に関する請願(古川元久君紹介)(第四〇

八四号)

同(石井郁子君紹介)(第四二四四五)

同(大森猛君紹介)(第四二四五六)

同(金子満広君紹介)(第四二四五七)

同(木島日出夫君紹介)(第四二四五八)

同(児玉健次君紹介)(第四二四五九)

同(穀田恵二君紹介)(第四二四五〇)

同(佐々木憲昭君紹介)(第四二五五一)

同(佐々木陸海君紹介)(第四二五五二)

同(志位和夫君紹介)(第四二五五三)

同(瀬古由起子君紹介)(第四二五五四)

同(辻第一君紹介)(第四二五五五)

同(寺前巖君紹介)(第四二五五六)

同(中島武敏君紹介)(第四二五八八)

同(中西敏介君紹介)(第四二五九九)

同(中林よし子君紹介)(第四二六〇〇)

同(春名真章君紹介)(第四二六〇一)

同(東中光雄君紹介)(第四二六〇二)

同(平賀高成君紹介)(第四二六〇三)

同(不破哲三君紹介)(第四二六〇四)

同(藤木洋子君紹介)(第四二六〇五)

同(藤田スミ君紹介)(第四二六〇六)

同(古堅実吉君紹介)(第四二六〇七)

同(松本善明君紹介)(第四二六〇八)

同(矢島恒夫君紹介)(第四二六〇九)

同(山原健二郎君紹介)(第四二六一〇)

同(吉井英勝君紹介)(第四二六一一)

裁判所書記官制度を守り、司法の充実・強化に

関する請願(枝野幸男君紹介)(第四二六一二)

同(佐々木秀典君紹介)(第四二六一三)

同(枝野幸男君紹介)(第四二六一四)

同(佐々木秀典君紹介)(第四二六一五)

同(坂上富男君紹介)(第四二六一六)

同(坂上富男君紹介)(第四二六一七)

裁判所の人的・物的充実に関する請願(園田博

之君紹介)(第四二六一八)

同(古川元久君紹介)(第四二六一九)

同(辻元清美君紹介)(第四二六二〇)

同(中西敏介君紹介)(第四二六二一)

同(藤村修君紹介)(第四二六二二)

法務局、更生保護官署及び入国管理官署の増員

に関する請願(石井郁子君紹介)(第四二六二三)

同(大森猛君紹介)(第四二六二四)

同(金子満広君紹介)(第四二六二五)

同(木島日出夫君紹介)(第四二六二六)

同(児玉健次君紹介)(第四二六二七)

同(穀田恵二君紹介)(第四二六二八)

同(佐々木憲昭君紹介)(第四二六二九)

同(佐々木陸海君紹介)(第四二六三〇)

同(志位和夫君紹介)(第四二六三一)

同(寺前巖君紹介)(第四二一〇一)

同(中路雅弘君紹介)(第四二一〇二)

同(中島武敏君紹介)(第四二一〇三)

同(中林よし子君紹介)(第四二一〇四)

同(春名真章君紹介)(第四二一〇五)

同(東中光雄君紹介)(第四二一〇六)

同(平賀高成君紹介)(第四二一〇七)

同(藤木洋子君紹介)(第四二一〇八)

同(藤田スミ君紹介)(第四二一〇九)

同(古堅実吉君紹介)(第四二一一〇)

同(松本善明君紹介)(第四二一一一)

同(矢島恒夫君紹介)(第四二一一二)

同(山原健二郎君紹介)(第四二一一三)

同(吉井英勝君紹介)(第四二一一四)

同(漆原良夫君紹介)(第四二一一五)

選挙の夫婦別姓の導入など民法改正に関する請

願(坂上富男君紹介)(第四二一一六)

同(葉山峻君紹介)(第四二一一七)

同(松本龍君紹介)(第四二一一八)

組織的犯罪対策法制定反対に関する請願(木島

日出夫君紹介)(第四二一九四)

同(辻第一君紹介)(第四二一九五)

子供の見点からの少年法論議に関する請願(北

村哲男君紹介)(第四二一九六)

同(斎藤鉄夫君紹介)(第四二一九七)

治安維持法の犠牲者に対する国家賠償のための

法制定に関する請願(井上一成君紹介)(第四四

〇三三)

同(石井郁子君紹介)(第四四〇四四)

同(大森猛君紹介)(第四四〇四五)

同(金子満広君紹介)(第四四〇五六)

同(木島日出夫君紹介)(第四四〇五七)

同(児玉健次君紹介)(第四四〇五八)

同(穀田恵二君紹介)(第四四〇五九)

同(佐々木憲昭君紹介)(第四四〇六〇)

同(志位和夫君紹介)(第四四〇六一)

同(辻第一君紹介)(第四四〇六二)

同(平賀高成君紹介)(第四四一五五)

同(不破哲三君紹介)(第四四一五六)

同(藤木洋子君紹介)(第四四一五七)

同(藤田スミ君紹介)(第四四一五八)

同(古堅実吉君紹介)(第四四一九九)

同(矢島恒夫君紹介)(第四四二〇〇)

同(山原健二郎君紹介)(第四四二〇一)

同(吉井英勝君紹介)(第四四二〇二)

裁判所書記官制度を守り、司法の充実・強化に

関する請願(佐々木秀典君紹介)(第四四二二三)

裁判所の人的・物的充実に関する請願(石井郁

子君紹介)(第四四二二四)

同(大森猛君紹介)(第四四二二五)

同(金子満広君紹介)(第四四二二六)

同(木島日出夫君紹介)(第四四二二七)

同(北村哲男君紹介)(第四四二二八)

同(児玉健次君紹介)(第四四二二九)

同(穀田恵二君紹介)(第四四二三〇)

同(佐々木憲昭君紹介)(第四四二三一)

同(佐々木陸海君紹介)(第四四二三二)

同(瀬古由起子君紹介)(第四四二三三)

同(辻第一君紹介)(第四四二三四)

同(寺前巖君紹介)(第四四二三五)

同(中路雅弘君紹介)(第四四二三六)

同(中島武敏君紹介)(第四四二三七)

同(中林よし子君紹介)(第四四二三八)

同(春名真章君紹介)(第四四二三九)

同(東中光雄君紹介)(第四四四〇〇)

同(平賀高成君紹介)(第四四四〇一)

同(藤木洋子君紹介)(第四四四〇二)

同(藤田スミ君紹介)(第四四四〇三)

同(古堅実吉君紹介)(第四四四〇四)

同(松本善明君紹介)(第四四四〇五)

同(矢島恒夫君紹介)(第四四四〇六)

同(山原健二郎君紹介)(第四四四〇七)

同(横光克彦君紹介)(第四四四〇八)

同(吉井英勝君紹介)(第四四四〇九)

法務局、更生保護官署及び入国管理官署の増員

に関する請願(木島日出夫君紹介)(第四四五〇

(第二二四号)

組織的犯罪対策第三法案の立法化反対に関する陳情書(仙台市青葉区一番町一の一七の二〇浅野孝雄(第二二五号))

同月十一日

少年法改正反対に関する陳情書外三件(大阪市北区西天満二の一の二滝井繁男外三名)(第二三七号)

公文書提出命令規定に関する民事訴訟法の改正に関する陳情書(新潟市学校町通一番町の一渡辺隆夫)(第二三八号)

成年後見制度の実施に関する陳情書(東京都千代田区霞が関一の一の三小堀樹)(第二五二五号)

起訴前勾留制度の改革等国際人権規約委員会の最終見解に関する陳情書(東京都千代田区霞が関一の一の三小堀樹)(第二五三三号)

京都府置所の生活心得の改正に関する陳情書(京都市伏見区竹田向代町一三八藤平良浩)(第二五四号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任

参考人出頭要求に関する件

民法の一部を改正する法律案(内閣提出第八三三号)

任意後見契約に関する法律案(内閣提出第八四号)

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第八五号)

後見登記等に関する法律案(内閣提出第八六号)

○杉浦委員長 これより会議を開きます。

理事の辞任についてお諮りいたします。

理事佐々木秀典君から、理事辞任の申し出があります。これを許可するに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○杉浦委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次に、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

ただいまの理事辞任に伴う補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名するに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○杉浦委員長 御異議なしと認めます。

それでは、理事に日野市朗君を指名いたします。

○杉浦委員長 内閣提出、民法の一部を改正する法律案、任意後見契約に関する法律案、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び後見登記等に関する法律案の各案を一括して議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。陣内法務大臣。

民法の一部を改正する法律案
任意後見契約に関する法律案
民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
後見登記等に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○陣内国務大臣 最初に、民法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、高齢社会への対応及び障害者福祉の充実の観点から、痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等の判断能力の不十分な者の保護を図るため、禁治産及び準禁治産の制度の後見及び保佐の制度に改め、これに加えて補助の制度を創設するとともに、聴覚または言語機能に障害がある者が手話通訳等により公正証書遺言をするこ

とができるようにするため、遺言の方式を改める等の目的から、民法の一部を改正しようとするものでありまして、その要点は、次のとおりであります。

まず、禁治産及び準禁治産の制度の改正等につきましては、第一に、禁治産及び準禁治産の制度の後見及び保佐の制度に改め、本人の行為のうち日常生活に関する行為を成年後見人等の取り消し権の対象から除外するとともに、新たに保佐人に取り消し権及び代理権を付与することとしております。

第二に、軽度の精神上的障害がある者を対象とする補助の制度を新設し、本人の申し立てまたは同意を要件として、当事者が申し立てた特定の法律行為について、補助人に同意権・取り消し権または代理権を付与することができることとしております。

第三に、家庭裁判所が適任者を成年後見人等に選任することができるようにするため、配偶者が当然に後見人等となる旨を定める現行の規定を削除し、成年後見人等に複数の者または法人を選任することができるようにするための所要の規定の整備を行うとともに、その選任に当たり家庭裁判所が考慮すべき事情を明記することとしております。

第四に、成年後見人等は、その事務を行うに当たり、本人の意思を尊重し、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならないこととしております。

第五に、成年後見監督人に加えて、保佐監督人及び補助監督人の制度を新設することとしております。

次に、遺言の方式の改正につきましては、現行の公正証書遺言の方式を改め、聴覚または言語機能に障害がある者が手話通訳または筆談により公正証書遺言をすることができるようになるとともに、秘密証書遺言、死亡危急者遺言及び船舶遭難者遺言についても、手話通訳によりこれらの方式の遺言をすることができるようになるため、所要の規定の整備を行うこととしております。

続いて、任意後見契約に関する法律案につきましては、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、高齢社会への対応及び障害者福祉の充実の観点から、痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等の判断能力の不十分な者の保護を図るため、任意後見契約の方式、効力等に関し特別の定めをするとともに、任意後見人に対する監督に関し必要な事項を定めることにより、任意後見制度を創設することを目的とするものであります。

その要点は、次のとおりであります。

第一に、任意後見契約において、本人は、任意後見人に対し、精神上的障害により判断能力が不十分な状況における自己の生活、療養看護または財産の管理に関する事務について代理権を付与することができ、この契約は、家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときからその効力が生ずることとしております。また、任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によることを要することとしております。

第二に、任意後見契約が登記されている場合において、精神上的障害により本人の判断能力が不十分な状況にあるときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族または任意後見契約の受任者の請求により、任意後見監督人を選任し、任意後見契約の効力を生じさせることとしております。

第三に、任意後見人は、その事務を行うに当たり、本人の意思を尊重し、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならないこととしております。

第四に、任意後見監督人は、任意後見人の事務を監督し、その事務に関して家庭裁判所に定期的に報告をするとともに、随時、任意後見人の事務について調査すること等を職務とし、家庭裁判所は、任意後見人に不正な行為その他不適任な事由があるときは、任意後見監督人等からの請求により、任意後見人を解任することができることとしております。

第五に、任意後見契約が登記されている場合には、家庭裁判所は、本人の利益のため特に必要が

あると認めるときに限り、後見開始の審判等をすることができるとしております。

第六に、任意後見人の代理権の消滅は、登記をしなければ、善意の第三者に対抗することができないこととしております。

次に、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、民法の一部を改正する法律の施行に伴い、公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律は百八十の関係法律について規定の整備等を行おうとするものであります。

最後に、後見登記等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、民法の禁治産及び準禁治産の制度を後見、保佐及び補助の制度に改め、新たに任意後見制度を創設することに伴い、禁治産及び準禁治産の宣告を戸籍に記載する公示方法にかわる新たな登記制度を創設し、その登記手続、登記事項の開示方法等を定めるものであります。

以上が、これらの法律案の趣旨であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○杉浦委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○杉浦委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております各案審査のため、来る十五日火曜日午前九時三十分から参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○杉浦委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○杉浦委員長 この際、お諮りいたします。

本日、最高裁判所浜野総務局長、白木刑事局

長、安倍家庭局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○杉浦委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○杉浦委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。石毛鏡子君。

○石毛委員 民主党の石毛鏡子でございます。よろしくお願いたします。

それでは、質問をさせていただきます。

ただいま提案理由説明がされました成年後見制度の制度設計に際しましては、法案の内容にありますが、例えは費用補償のあり方ですとか後見人等の養成確保など、そうした内容を総合的に権利擁護法として制定する見解もあり得たのかとも思いますが、今回、民法の一部改正として成案がなされたのはどのような理由か、その点をまずお尋ねいたします。

○細川政府委員 お答え申し上げます。

今回の改正におきまして、御指摘のように民法の改正の立法形式となった理由でございますが、第一に、成年後見制度の改正に関する規定の内容は、判断能力の不十分なる人一般を広く適用対象といたしまして、民法全般の通則的な制度である行為能力制度に変更を加えるというものでございまして、規定の内容も一般諸法規の性質を有するということと、民法の一部である性質を有するということとでございます。

第二点でございますが、判断能力の不十分なる方としては成年者と未成年者があり得るわけですが、この成年後見と未成年後見は民法典の中に一括して規定されておるわけでございまして、今回、その改正は、その中の成年者に関する規定のみを整備するものでございますので、未成年者に関する規定については基本的に現行の規定を維持

するということになります。

そうしますと、こういうことを考えますと、法制的な体系、立法技術の双方の観点から、成年者の保護に関する規定のみを民法典から外すのは適当ではないんではないか、そういう判断に至ったわけでございます。

なお、我が国の民法の母法の一部とされておりましてフランス法においても、同様な考え方がとられて改正がなされたというふう聞いております。

〔委員長退席、山本（有）委員長代理着席〕

○石毛委員 経緯については御説明いただいた点で理解いたしました。

私は、後ほど具体的に質問させていただきますけれども、この制度を利用する際の費用補償の問題ですとか、あるいはこれから後見人等になられる方が拡大していくということとございまして、その養成確保という点ですとか、総合的な制度として機能するように、ぜひそういう観点からこれからの展開をよろしくお願いたします。

それでは、具体的なか細かい質問になりますけれども、この法案の中で、後見、保佐、補助の対象になる障害者の方は、それぞれ、「精神上ノ障害ニ因り事理ヲ弁識スル能力ヲ欠ク常況ニ在ル者」、それから「能力が著しく不十分ナル者」、「能力が不十分ナル者」というふうに三つに分類されているわけですが、具体的に、それぞれ、痴呆をお持ちの高齢者の方やあるいは精神障害者、知的障害者の方々が、この「常況ニ在ル者」ですとか「不十分ナル者」というような適用をされますときに、実際にどのような手続によって、だれがどのような判断基準に基づいて決めていくのかという、細かいこととございまして、それと、そこをどうお示しただきたいと思っております。

○細川政府委員 まず、申し立ての手続でございますが、これは、御本人がたまに申し立てに必要能力を持っている場合には御本人も申し立てられますが、そのほか、配偶者、四親等内の親族

あるいは市町村長等が申し立てをすることができるといふことになっておまして、その申し立てがありますと、家庭裁判所におきまして、家庭裁判所の調査官等が調査された上で、さらに裁判官が関係者からいろいろ調査をされたりなどして、最終的に、裁判官である家事審判官が審判という形で決定をするということになるわけでござい

ます。

○石毛委員 枠組み的な手続といいますが、それについては今お示しいただいたと思っておりますけれども、具体的にこの制度の対象になる障害者の方々、御自分がどのように判断されるのかということについて非常に関心をお寄せになるところだと思っておりますので、もう少し具体的な姿が見えように御説明いただければと思います。

○安倍最高裁判所長官代理者 御説明申し上げます。

このような事件につきましては、一般的な取り扱いいたしまして、まず医学的な観点の判断、これがかなめをなすということとでございます。そういった観点から、現在の禁治産、準禁治産制度におきましては、鑑定を使って、そういう医学的な観点から御本人の判断力の状況を調査するという点が一点ございます。

さらに、必要に応じて、その御本人の現実の生活でございますとか、あるいは行動の状況でございますとか、こういった観点についても、これは主として家裁調査官によるものでございまして、調査を重ねまして、これらの事情を総合判断した上で、その要件に達しているかどうかの判断をしていく、こういう仕組みになっておるところでございます。

そして、今回の制度におきましては、御本人の意思を確認する必要があるといった要請もございまして、これについては十分な手当てを考えていきたい、このように考えておる次第でござい

ます。

○石毛委員 この成年後見制度の策定過程の議論では、医学的判断というところに属することかと

思いますけれども、例えばIQをはかるというように、そういう客観的なスケールを中心にするのか、あるいはそれぞれの障害をお持ちの方が具体的にどんな支援を必要とするのかという、そういう状態といえますでしょうか、そうしたところから判断していくかというようなことが議論されたとも伺っておりますけれども、その辺については少し御説明いただくことはよろしいでしょうか。

○細川政府委員 その点につきましては、この法案のもとになるものをつくった法制審議会でもいろいろ御議論があったところでございますが、基本的には、法律要件となります法的な判断をする能力があるかどうかということが基準になるわけでございます。例えば保佐でございますと、重要な財産行為自身をみずからできるのか、あるいは他の人から信用を受けなければできないのかということが判断の基準になるわけでございます。

○石毛委員 それでは、次の質問でございますけれども、法案を拝見しておりますと、本人の同意ということが、例えば補助制度などでは大変重要な意味を持つものとして位置づけられているわけですが、後見、保佐の制度におきましては、先ほど局長御説明いただきました中にもございましたように、例えば審判開始の請求者のうち、配偶者や親族のほかに本人を位置づけてございます。

ここに本人が位置づけられているということ、私は、後見や保佐の制度においても本人が能力がある者としてとらえられているというふうに理解しているところでございますけれども、そうであるとするれば、この後見、保佐の制度で、本人以外からの請求がされた場合に、私は、法案の中に本人の同意を義務づけていたことがあったという、そうした考え方を持っております。これは、例えば先ほど来御説明いただいております手続の中で、本人の意向をききと聞き、確かめるという、そういう手だてが具体的に保障されているのかどうか、これからのことでございますけれども、その点についてお尋ねしたいと思います。

○細川政府委員 審判の申し立てには意思能力が必要であるということになっております。例えば、後見の申し立ての場合ですと、一般的には御本人は申し立ての能力がないのではないかと考えられますけれども、こういう方々でもたまたま一時的に能力を回復されている場合があるわけですから、そういう場合にまで本人の申し立てを排除するのは適当ではないという趣旨で、一時的にでも申し立ての能力があるときには申し立てを許容すべきであるという考え方でございます。

他方、これを一般的にすべての場合に同意が必要だということにいたしますと、多くの場合には判断能力がないわけですので、そういう要件にいたしますと、制度自体が機能しなくなる、あるいは御本人の保護に欠けるところが出てくるのではないかとということで、法律上は同意ということと要件としなかったわけでございます。手続上、御本人の意思を可能な限り可能な範囲で反映されるようにするというのは当然であらうかというふうな思っておりますが、その点は、これから最高裁におかれまして具体的に手続等をさらに検討されるものではないかというふうに思っております。

○石毛委員 非常に微妙なところなのかというふうに思います。本日に植物状態がずっと長く続いている方、なかなか本人の御意思を確認するというのはなかなか困難な状況の方もいらっしゃると思います。後見や保佐に該当する方でも、例えば精神障害の方の場合には、そのお人によっては、状況が非常に厳しい状態のときと、それから回復したときというように、これを考えますと、回復されたときというところに着目しますと、ぜひともやはり御本人の意思確認というのはしていただきたいという考え方が当然出てくるのだと思います。その辺で、意思確認をどういうふうに考えていくかということが重要なことなのかというふうに私は考えるところでございます。

そこで、少し抽象的な質問になりますけれども、この新しい成年後見制度は、ずっと御説明いただいている過程で、絶えず、障害者の方の自己決定の尊重と保護を両立させる、この観点を法案の中に具体化していく、そうした御説明がございました。その自己決定の尊重という点にかかわりまして、少し質問したいわけですが、

自己決定できる能力ということをどういうふうにとらえておられるのであろうか。最近、WHOが精神保健ケアに関する法基本十原則、一九九六年に出されたものでございますが、その中には、自己決定の過程を援助される権利というのが明記されております。それで、幾つかそのための指針があるわけですが、例えばこういう指針が挙げられております。患者が援助を必要とするときにそのときに、この権利、つまり自己決定できるというこの権利があることを告げる、そういう指針がこのWHOの基本十原則の中の一原則として挙げられております。

援助につき自己決定ということかと思っておりますけれども、この法案全体の中に貫かれております自己決定についての基本的な位置づけの仕方について御説明をいただければと思います。

（山本（有）委員長代理退席、委員長着席）
○細川政府委員 ただいま御指摘のWHOの原則は、医療に関する援助の同意ということだと思っておりますので、財産面に関する成年後見制度とは若干色彩を異にする面もあると思えます。

いずれにいたしましても、新しい成年後見制度は、ただいま御指摘のとおり、自己決定の尊重と本人の保護の調和の観点から、成年後見人等が本人の判断能力の不十分なところを補いつつ、本人がみずから御判断できることは自分で行うように支援することによって、必要かつ適切な援助を受けながら自分の意思で決定できるようにすることを目指すという制度でございます。

によるわけでございます。

また、同意権付与の審判を受けた本人が補助人の同意を得ずに自己に不利益な契約をした場合には、補助人はその契約を取り消して被害を回復するという援助をすることになりますが、そもそも同意権の付与の審判を受けるかどうかということも御本人の選択にゆだねられているということでございます。また、同意権付与の審判を受けた場合であっても、御本人は、自己の利益を害さない契約について補助人が同意をしないという場合には、家庭裁判所の許可を得て、みずから当該契約をすることができるということになっております。

また、保佐人におきましても、保佐人の同意権、取り消し権による援助を法律で定めておりますが、保佐人への代理権の付与は本人の選択にゆだねることとしております。また、後見においても、成年後見人の広範な代理権、取り消し権というところで、援助を与えつつも日常生活に関する行為については御本人みずからの判断にゆだねることとしてしているわけでございます。

このように、ただいま御指摘の援助につきの自己決定という考え方は、自己決定の尊重と本人の保護の調和という観点から、新しい成年後見制度の随所に具体的にあらわれているというふうに考えております。

○石毛委員 ただいま援助につき自己決定ということと御説明いただいたわけですが、少し抽象的な話になりますけれども、自己決定できる能力と保護というものは、私は、並行する概念ではないのではないかと。例えば、一人の人が、一回目に物事を聞いたときにわからなくても、二回目、三回目と説明を受けていくと理解することができると。だから、自己決定というのは、その過程の中で育つといえます。例えば、獲得される。ですから、スタティスティックに自己決定できるかどうかということではなくて、自己決定できるように援助する、そのところが非常に大事なところなのかというふうに考えております。

そういう意味では、例えば、審判の請求をするときに自己決定できるわけですが、そのときに、御本人に、そういうことができませんというふうな、あるいは、補助人の請求をするというふうな、あるいは、自己決定という行為が具体化できるかできないかという非常に大きなポイントになるところの一つなのだろうというふうに思うわけです。

突然、人がここにいて、それで、さあ自己決定ですと言われたって、そうそう簡単に自分で決められることではないというのは当然のことだと思えます。障害をお持ちの方、丁寧に説明をされれば理解できるということがとても多いというふうに私は考えておりますので、今御説明いただきまして、私に、そこにきちっと説明をするというところが援助つき自己決定の中でも大変大事な要素であるということを申し上げさせていただきます。次の質問につなげたいと思います。

法案では、ただいま局長がお触れになりました中にも含まれておりましたが、特定の法律行為に関する保佐人への代理権の付与と補助開始審判請求が本人以外によってされた場合に本人の同意を得るとか、たしか四つ、もう少しあったかと思いますが、六項目ぐらいですか、もつとありますから、本人の同意を法案の中に規定しております。

そこで、本人の同意につきまして、少し具体的に教えていただきたいと思いますけれども、まず、本人の同意を得るといふのは、どのような手続によって行われるのかということ。それから、これは後見や保佐の場合にも共通することかと思えますけれども、本人の同意を得るといふことは、必ず本人に面接するのだからということですか。

それから、よく説明することが必要ではないかと先ほど私は申し上げたのですけれども、一度だけの面接で審判内容を決めてしまうのではなくて、場合によっては二度、三度というふうな、そういう繰り返しの事情聴取といいますが、必要なの

場合にはそれをするというふうなことを義務づけていくのかどうかというふうな点。

それから、細部にわたる質問でございすけれども、本人の同意といえども、返事に何か窮するといえますか、なかなか回答ができない場合も多々あるというふうに思います。そこで、そうした場合、本人が拒否しなければ同意とみなすのか。同意を得るといふことの確認の仕方ということで、今いろいろお伺いいたしましたけれども、細かい質問になりますけれども、そのところを御説明いただければと思います。

○安倍最高裁判所長官代理者 御説明申し上げます。本人の同意、そしてさらに、委員御指摘のような、補助の場合に限らない、後見、保佐の場合の本人の意思確認ということにつきましては、御指摘のように、今回の法案がまさに自己決定を尊重するという考え方に立っているところを踏まえて、十分慎重に対処をまいりたいと考えております次第でございます。

家庭裁判所の運用の一般的なことを申し上げさせていただきますと、本人の同意を得る方法としては、家事審判官による審問でございすとか、あるいは家裁調査官による面接調査、そして、場合によっては同意書等を活用する場面があるわけでございます。

そして、今回問題になっております成年後見制度の関係でございすけれども、このような事案の特性を考えると、基本的には、家事審判官による審問、あるいは調査官による面接、こういったものが中心になるかと思うわけでございすますが、事案に応じて、先ほど申し上げたようなことを踏まえて、どのような方法をとるか考えていくことになるかかと考えている次第でございます。

その同意をとる際の具体的な運用でございすけれども、これは、先ほど来委員御指摘のように、本人が自己決定をできるに至るような援助も必要であると御指摘でございまして、おっしゃる

とおりだろうと思っております。具体的な面接の中で、この同意をするの意味がどこにあるのかという点を十分御説明しながら意思確認をしていくことは当然だろうと考えているわけでございす。また、その一回だけで御本人の意思が確認できない場合には、必要に応じて再度お目にかかるといふことも考えていかなければいけないだろう、こう考えているところでございす。

なお、最後に御指摘になりました、真意の確認は、拒否をしない限りは同意ありと見るのかどうかという点でございす。具体的事案ではなかなか微妙な問題はあろうかと思えますけれども、しかし、私どもの考えているところでは、拒否をしないから同意とみなすこととはせずには、やはり御本人の同意の意思を、前向きな意思表示があることを確認するという方向で考えてまいりたい、このように考えておる次第でございす。

○石毛委員 ありがとうございます。今御答弁いただきました内容は、これは具体的には家事審判規則の中に規定されていくことになるのでしようか、あるいは、もう少し具体的な方法が何らかの形で明示されるということになりますでしょうか。そこをところをお教えください。

○安倍最高裁判所長官代理者 私ども、まだ家事審判規則については検討の過程にあるわけでございまして、その過程での議論を御紹介することはお許しいただきたいと思っておりますけれども、基本的には、御本人の陳述を伺うということについては、その枠組みについては、何らかの形で規則の上で明記することをしております。こんな方向で考えております。

ただ、それを越えた部分につきましては、極めて具体的な場面に応じた対応になるものでございすので、規則という形で明記することがなかなか難しい面があるかと思っております。これは、運用の中で積み重ね、その周知徹底の方向で考えていきたい、このように考えておる次第でございす。

今までの御答弁を伺っております。私はこのように理解いたしました。後見、保佐、補助の制度、ともに、継続的に植物状態におありになるような方は別として、ある時点で判断する力のある方につきましては、本人が知らないところで後見制度が適用になるということはないというふうに基本的に理解してよろしいということでございます。そういうふうに私は今までの御答弁を伺いましたけれども、それでよろしいでしょうか。

○安倍最高裁判所長官代理者 私どもとしても、委員御指摘のとおりのものでと考えているところでございます。

○石毛委員 それでは、次の質問に移らせていただきます。実際の運用に関する具体的な質問を続けさせていただきますけれども、後見人、保佐人、補助人の選任というところにかかわりまして、法案では、利益相反がないことというふうに規定されております。この規定をされる際の、実際の運用ということに關しまして、まず、どのような手続でそれが基準に基づいて選任されるのかということ。それから、ちょっと細かい点になってしましますが、質問を続けさせていただきます。

現在の禁治産制度や準禁治産制度では、実態としてどのような方が後見人に選任されておられるのか。そして、新しい制度が機能し始めますと、後見人等になる方はどういふ方が多くなるというふうに制度の運用を予測されておられるのかという点。

それから、後見人等になれる方にその役割や責任等についてどういふふうに御説明をされるのかということ。それから、その役割や責任が的確に遂行されているのかどうかの確認というのはいかにされるのかということ。

かということ。さらにはまた、これからこの制度が有効に活用されていきますと、多数の後見人の方が必要になってくると思いますけれども、後見人を養成する公的な機関というようなものを設けていくお考えがどうかというようなことと。

大変具体的になりましたけれども、この辺についてお答えいただければと思います。

○細川政府委員　まず、今回の改正案におきましては、家庭裁判所は、本人の心身の状態、生活状況及び財産の状況、成年後見人となる者の職業及び経歴、本人との利害関係、本人の意見、その他の事情を総合的に考慮して、適任者を成年後見人等として選任することとされているわけでございます。

現在、裁判所が禁治産、準禁治産の制度を運用しているわけですが、現在の法律のもとでは、後見人、保佐人には、まず配偶者がいる場合には配偶者が当然その後見人、保佐人になるということとは民法の定めているところでございますし、そうでない場合には、本人の親族が選ばれる場合が圧倒的に多数でございます。

今回の改正案では、配偶者が当然に後見人になるという制度を廃止いたしました。家庭裁判所が個々の事案で最も適任な方を成年後見人に選任することができるとして、いるわけでございます。改正後も、現実には配偶者の方が最も適任である場合が多いと思われま。

また、配偶者が適任でない場合には、御本人の親とかお子さんとか、そういった親族の中から選ばれる場合が多いのではないかと考えられますが、例えば、本人の財産の管理をめぐって親族間に争いがあるような場合には、中立公平な立場にある第三者が後見等の事務を行う必要があるとありますので、そういう場合には、法律の専門家である弁護士、司法書士等が後見人に選ばれる場合がありましようし、また本人の心身の状態、生活状況によつては、社会福祉士や福祉の専門家、あるいは社会福祉協議会、福祉関係の公益法人等が成年後

見人に選任されることもあるのではないかと、いうふうに思っております。

次に、利害関係の問題でございますが、これは先ほど申しましたように、後見人と本人との利益が相反する場合には後見人に選ぶには適当ではないということになっていくわけですが、例えば、本人が入所している施設を経営する法人は本人に対して入所の費用を請求する立場にあるわけですから、したがって、当該の法人が入所契約の点に關して後見人になるということについては、これは適当じゃない、そうすべきではないということとでございます。

しかし、本人が入所の施設の経営法人であるからという理由だけで、常にすべての事項について成年後見人から排除されるというものではないわけですから、例えば、金銭管理に關係しないこと、無償のヘルパーの派遣契約というようなことになりましたらば、場合によっては、他に適任者がいないければ選ばれる場合もあるであろうということとでございます。

それから、後見人の研修でございます。これにつきましては、現在、弁護士会、司法書士会等の法律家の団体あるいは社会福祉協議会等の社会福祉関係の法人におかれまして、成年後見に備えてさまざまな準備をされておられるというふう聞いております。したがって、私どもといたしましては、こういった方々に対するいろいろな資料の送付等、あるいはいろいろな御協議に應じるというふうなことで、そういった団体の後見人候補者の養成について協力をしてみたいというふうなふうに思っているわけでございます。

あと、具体的な選任の方法につきましては、家庭裁判所の手続でございますので、最高裁から回答いただきたいと思います。

○安倍最高裁判所長官代理者　家裁の実務の実情という観点から、多少御説明させていただきたいと思ひます。

お尋ねの、実情は現在どういふ人が後見人になっているのかという点でございますけれども、

これは詳しい統計が手元にないわけでございますが、平成八年にある調査をした結果を踏まえて見ますと、今法務省から説明があった法定後見人がなっているケースが一七％で、残りの八三％は選定後見人からなっているという実情でございます。そして、その選定後見人にどういふ方がなっているかという点でございますけれども、親がなっているケースが一五％、子供が二五％、兄弟姉妹が三二％、弁護士さんの場合は三％、あとはその他二五％、大体こういう分布状況にあるというのが実情のようでございます。

具体的な後見人の選任の方法でございますけれども、通常家裁に申し立てがされる場合には、多くのケースは後見人の候補者を挙げてこられるケースでございます。候補者を挙げてくる場合には、その候補者を一つのポイントに考えていくわけでございますが、ただ、事案によっては、利害關係がふくそうしている場合には、他の候補者を他の親族が出してくるというケースもございまして、そのような場合に、候補者間どちらが適任かというのを考えていかないといけないという問題がございまして、候補者が挙がってこない場合には、家庭裁判所が身分關係あるいはその他の支援關係等を考慮して選任を考慮していく、こういうことにならうかと考えております。

具体的な基準は、法律に規定されている基準をまさに個々具体的な事案を見ながら考えていくしかないということとございまして、今明確にこれを基本線にするということを申し上げることは適当じゃないように考えているわけでございます。

具体的には、家裁調査官がその候補者たる方にお目にかかるなどして、その候補者の実情でございますとか、被後見人にならうとしている御本人と利害關係でございますとか、御本人の意思でございますとか、そして根本的な点では、御本人の生活状況、財産状況等を調査して適任者を考えていく、こういったことにならうかと考えております。

さらに、後見人になる人に対してどういふ説明

をするのかという点でございますけれども、これは現在でも行われていることでございますけれども、やはり御本人に対しての後見人の役割の重要性、特に財産管理面の重要性、また財産管理を的確に行っていく上でのポイント、注意事項でございますとか、あるいは何らかの問題が生じた場合に、家裁とどういふ連絡をとって対処していくかということについての具体的な御説明をさせていただいておりますし、裁判所によつては説明書をつくりまして、これをお渡ししてその点の御理解を深めるための方法にしているところもあるように承知しているところでございます。今後、この制度が具体化された場合には、その面については特段の工夫をしていきたい、このように考えているところでございます。

それから、後見事務が適正に行われているかどうかをどう確認するのかという点でございますけれども、これは現在の運用でも同じ問題があるわけでございますが、現在の後見事務につきましましては、事案によつていろいろな確認の方法があるわけでございます。定期的な後見人から報告をもらう方法、あるいは最初の段階から後見人に対して家裁が相当指導的な立場で関与していく方法等があるわけでございますが、基本的には、財産についての目録とか、その処理状況の帳簿を出してもらい、そして後見状況についての説明を口頭で伺う、こういったことを中心にして実情把握をしているということにならうかと考えております。

また、研修の実施という観点でございますけれども、家庭裁判所の立場から申しますと、個々の事件における後見人の仕事ぶりを家庭裁判所として逐次フォローしていきながら、その中で必要な指導を申し上げる、こういった形で後見事務の適正な運営を担保していきたい、このように考えている次第でございます。

なお、最後に御指摘のございました、多数の後見人を確保する観点からどういふことを考えているのかという点でございますけれども、委員御指摘のとおり、この制度改正によつて、親族のみな

らず、社会がいれば後見人の給源として期待されている、こういった面があるわけでございまして、その意味では、地域社会の関係諸機関の御協力なしではできないことだろうと思っております。家裁といたしましては、こういった社会に対しての働きかけを行っていきたく考えている次第でございます。

以上でございます。

○石毛委員 たくさんさんの御説明ありがとうございます。

私は、御説明を伺っておりますが、やはり利益相反の確認というのは非常に難しいことなのかという思いがいたしました。私は、障害者関係の方との出会いの中で、しばしば遺産相続をめぐって御兄弟が障害者の方の相続権を妨げるというようなことをたくさん聞くチャンスがありますし、それから、施設に入所の方の、例えば障害基礎年金というようなものが、行動半径が狭ければ、生活圏域が狭ければ、基礎年金を使うこともできずじまつていて、その手帳の管理を施設側がしてというふうなことで、具体的に利益相反が起こるというふうなことを間々聞くことがあります。

今、局長の御答弁の中で、例えば入所している施設が法人施設の場合に、財産管理についてはなさらないというふうなお話がありましたけれども、例えば、財産管理以外で、施設に入所している方が入院されるようなときはどういうふうに判断されるのかしら。もしかしら、施設にいていただけの方がいかにいう意味でいいかもしれない方に入院を勧めるというふうなことも起こり得るのではないかと。そういうふうなときに、生活面まで含めて施設が法定後見人になっていた場合に、利益相反が起こることもあるだろうというふうに思います。

それから、家庭裁判所の細かい規定を伺っておりますが、実際に後見人になる方の候補者というのには親族を言ってこられることが多いというところになりますと、親族が利益相反しないというの

はどこまで詰めていけるのだろうか。それから、親族よりも、社会的な後見人、例えば社会福祉士会の方ですとかいろいろな方がいらっしやと思えますけれども、そういう方の方がいいんじゃないかという判断もあるんだと思えますけれども、具体的にどんなふうな御本人の確認をいただきながら決めていくかというのは大変困難な作業のように思いますが、もう少しこの点で御説明いただくことは可能でしょうか。

○細川政府委員 御指摘のように、利益相反という概念は非常に広い概念でございますし、場合によって適用がいろいろあるわけでございます。例えば、夫婦とか兄弟姉妹という親族関係の方々は、通常は、これは家族間の愛情に基づいて本人のための利益を図ろうというところでございまして、利益相反というところは考えられないわけですが、そこに遺産の相続ということが絡んできますと、まさに重大な利益の相反ということになるわけでございます。

それから、施設について御質問でございましたが、施設についても、例えば、御指摘のように、施設から出すために入院契約をするということがあつたならば、それは重大な利益相反ということになるわけでございます。ですから、これは選任のときに、御本人の状況をよくよく裁判所で勘案されて、利益相反にならないような方を、裁判所の能力と英知を活用して選任していただくことがぜひとも必要であるというふうな思っております。場合によっては、複数の後見人を選任して利益相反にならないように分担するということも考えられるわけでございます。

今回の改正では、そういうことができませんように、法人が後見人になられる、あるいは複数の方が後見人になられる、それから、当然に配偶者が後見人になるという法定後見人制度を改めて、裁判所が最も適当と認める方を後見人に選任するようという配慮がされているつもりでございまして、この点については、家庭裁判所による適切な運用ということを私どもとしても期待したいと思っております。

と思っております。

○石毛委員 安倍局長さんの方から何か御説明いただけたらと思っております。

○安倍最高裁判所長官代理者 具体的な事案を前にした場合、なかなか難しい判断を迫られるだろうというところは、委員御指摘のとおりだろうと思っております。施設の場合もありませんし、より日常的には、親族間の利害の対立という場面が少なからず見られるところでございまして、この点については、関係者、相当広い範囲で調査をすることも必要になってくる場合があるかと思っております。

その中でどういふ人を選任していくのか。最善の選択をしていくということになるかと思っておりますけれども、その点については、家庭裁判所としても、利益相反の問題が起きないように十分配慮していきたいと考えている次第でございます。

○石毛委員 利益相反の問題が起きないように後見人を選定する、そのことは、わかりやすい具体的な事柄として当然に御本人、被補助人になられる方、被保佐人になられる方にも説明をされて、そして後見人を選定していくということになるわけでございます。

○安倍最高裁判所長官代理者 後見人の選任につきましても、できるだけ御本人に意思を確認した上で、その御本人の意思に沿う形を踏まえて、さらに適正な選任をするという観点で運用されていくものと承知しておるところでございます。

○石毛委員 利益相反になるかならないかという、後見内容にかかわる、そのことが具体的に被補助人等になられる方にきちっと理解されることが大変重要なことなんだというふうに思います。

あなたの補助人はこの方ですよというふうなことで、あとは利益相反がないという抽象的な論では、とてもこの制度はきちっとした権利保障にはならないんだと思っております。あくまでも当事者の、障害をお持ちの方が理解し得る最善の説明をしていただくということが大変重要なポイントになるのではないかと、今伺っていると思いたしました。

なるのではないかと、今伺っていると思いたしました。

それから、この後見人の選任にかかわりまして、今細川民事局長さんからは施設の法人について触れられましたけれども、これから在宅で暮らす方が大変ふえていくと思っております。在宅で暮らす方が大変ふえていくと思っております。在宅で暮らす障害者の方につきまして、法人後見というのとはどういふ場合が考えられますでしょうか。少し御紹介いただければと思います。

○細川政府委員 現在、いろいろな団体が事実上の支援活動をされておられるわけですが、そういう中で、例えば財産的な面について弁護士さんに頼むとか、あるいはいろいろな公益法人に頼むというのをされておられます。ですから、そういう面につきましては、施設に入っておられない方でも団体にお問い合わせということはあるんじゃないかと思っております。

私が今聞いておりますところでは、例えば司法書士会は、そういった財産の管理を支援するために新しく法人を設立して、そういった財産管理についての後見の事務ができるように現在準備しているというふうに聞いておりますので、そういうことが一つの例として挙げられるんじゃないかと思っております。

○石毛委員 次の質問でございますけれども、この後見制度は、例えば後見事務に要する費用は本人が負担するというところになっております。多くの障害者の方から伺います声では、この制度を活用しようと思っても、費用を負担する能力が乏しい場合には実際に役に立たないというふうな声もあるわけでございますけれども、国が費用補助をしていくというふうなお考えは、これから先具体的にどのようでございますか。

○細川政府委員 費用の点でございますが、まず、審判の申し立てに要する費用でございますが、これにつきましては、資力の要件等の所定の要件を満たしている場合には法律扶助の対象となるわけでございます。

それから次に、後見事務に要する費用とか報酬の問題でございます。よい後見人等を得るために

はそれなりの報酬を払う必要があるということでございますし、また、その後見は、基本的には御本人の財産等の利益を守るために行われるものですから、民法の原則としては、本人がその財産の中から支弁すべきものとしておられるわけでございます。

しかし、他方、社会福祉分野においては、低所得者も含めて、日常生活に必要な援助を行うための利用者の支援の取り組みについて、成年後見制度との連携、補完を視野に入れながら検討が進められていく必要があると考えておられます。今般厚生省で御検討中の社会福祉基礎構造改革において、判断能力の不十分な方に対する無料または低額の料金による福祉サービスの利用援助等を行う社会福祉事業の創設と、そのための全国的な体制の整備を進めることとされておりますので、その厚生省での検討に大変期待したいと思っております。

○石毛委員 ぜひとも、厚生省ともよく協議をされて、心配のない費用の負担ができるようになればと要望いたします。

次の質問でございますけれども、後見事務の規定のうち、しばしば財産管理に関して注目がいくわけでございますけれども、法案の第八百五十八条では、成年被後見人の生活ですとか療養看護に関する規定も含まれております。具体的に、生活ですとか療養看護といふのはどのような内容を指すのかということをお示しいただきたいと思っております。

○細川政府委員 新しい八百五十八条では、御指摘のような定めがあるわけでございます。そこに定めております生活または療養看護と申しますのは、身上監護に関する法律行為を指すわけであり、具体的には、介護契約、施設入所契約、リハビリに関する契約、病院入院契約等を意味するわけでございます。

したがって、成年被後見人は、介護契約の相手方が給付する介護サービスの質、内容が、本人の保護にとって適切なものであるかどうか等を判

断して介護契約をするということになるわけでございます。

○石毛委員 御答弁いただきました内容の中には、契約の後、例えば施設に入所されました後の施設の中での生活状況の点検、評価というように継続した具体的な行為が含まれるのでしょうか。よく御説明を伺いますと、おむつをかけるような具体的なケアは含まない、入所契約や入院契約、その契約というふうな御説明を伺うので、そこも質的判断を含めてとても重要で、けれども、入所した施設の中で安心して安全な生活ができていくか、入院している医療機関の中で安心して医療を受けることができるかという、その点でも非常に重要なポイントになると思っています。継続するサービスの質の点検というところは、いかがでございますでしょうか。

○細川政府委員 先ほど御指摘の新しい第八百五十八条では、「成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならぬ」ということになっておられるわけでございます。一たん介護契約をすればそれで事足りるというわけではございませんで、その介護契約が適切に実施されているかどうかということを見守っていくということも、当然、後見人の職務でございます。それが適切でなければ、その契約を解除して、新しい適切な介護契約を結び直すということも、当然、成年被後見人の職務の範囲ということになるわけでございます。

○石毛委員 ありがとうございます。

この法案は往々にして財産管理のところが非常に注目されておられて、ケアの部分というのはなかなか具体的なイメージがわいてこなかったというふうなことがあったと思っておりますけれども、今の御説明、大変ありがたかったと思っております。最後に、大臣に御所見をお伺いしたいと思います。

私は、きょうずっと質問をさせていただいておりまして、この法律の非常に大切なポイントは、障害を持つ当事者の方がこの制度をよく理解され

て活用していかれ、そして安心して生活が営んでいくことができるようにという、そこがとても大事なポイントだというふうにとお伺いしております。

そこで、ぜひ御所見をしたいと思いますのは、今世界的にセルフアドボカシーという、権利は自分たちで守っていくというふうな動き、流れができてきておられて、障害者の方のみならずNPO活動として権利擁護機関をつくるというふうなことが広がってきております。障害当事者の方たちが、相談に乗り合うとか、こういう権利があるとか、このことはこういうふうな考えたらいいとかいうことをお互いに情報交換し合うというところは、力を発揮していく上で非常に大事な社会的な要素だというふうに私は思っているところでございます。

この成年後見制度がこれから社会的に機能していく場合に、その一翼として、障害者の方々の民間活動として、権利の相談、あるいは権利を学ぶ、みずから権利を擁護する活動、こうした取り組みが広がっていくことがとても大事じゃないかと私は考えているところでございます。成年後見制度のインフラ整備という意味もあるかと思っております。こうしたことに對しまして、大臣は、どのようにお考えになりますでしょうか。

○陣内国務大臣 ずっと委員のお考え方を伺ってまいりまして、私もまさにそのとおりだと思っております。

今回の成年後見制度についての改正というのは、自己決定の尊重、それから、ノーマライゼーション等の新しい理念と従来の本人の保護の理念との調和をどう図るかということでございます。障害者の方々の意思を十分に尊重した支援の仕組みを制度化していく必要があるということだと思っております。したがって、本人の自己決定に基づく主体的、積極的な制度の活用が大変期待される所と、このように考えておられるわけでございます。

法務省といたしましては、利用者に対する助

言、情報提供等を行う相談、広報等の充実、あるいは成年被後見人等の制度の担い手の確保等につきまして、各種の福祉関係機関・団体、地方自治体、弁護士会、司法書士会等を初めとする関係方面との緊密な連絡、協力を図りながら、障害者による成年後見制度の主体的、積極的な利用が促進されるように取り組んでまいりたいと考えております。

○石毛委員 ぜひとも、障害者の方たち自身の権利擁護にかかわる活動に新しい御支援の仕組みをお考えいただきたいと思っております。

質問を終わります。どうもありがとうございます。

○杉浦委員長 次に、坂上富男君。

○坂上委員 坂上でございます。

民法の一部を改正する法律案、私はこれは大賛成でございます。できるならばもっと早く審議すべきであると理事会等で主張してきたのでございますが、きょうよう審議に入るわけでございます。

この法律は、この国会で成立をさせたいと思っておりますのでございますが、会期の十七日までには成立はいたしません。そうだといたしますと、これはまた大変残念なことでもあるわけでございます。ましてや、参議院があるわけでございます。まして、本日に私たちは渴望して待っておった法案でなろうかと思っておられるわけでございますので、私たちはこの成立を一日も早く実現しなければならぬと思っておられるわけでございます。

今お話がありましたとおり、この法律案は、高齢社会への対応と障害者福祉の充実の観点から、判断能力の不十分な方々の保護の目的を持っており、手話通訳等による公正証書遺言、これも新しい創設でございます。また、まさに我が日本の民法におきましては画期的なことを今なし遂げようとしておられるんじゃないか、こう思っておられるわけでありまして、

しかし、一面、私は、介護保険と成年被後見法は車の両輪じゃないか、こう思っておるわ

けであります。これがまさに、これからの日本の高齢者社会の福祉対応に對しまして大事な役割を演ずるんだらうと私は思います。

今、石毛委員のお話も聞いておりました、なるほどなと思つたのでございますが、いわゆる介護保険も、保険あつて介護なしと言われております。そして、四月前に選挙をしないと与野党の方が不利だと言われております。あるいは、これの実施を延ばそうとか、こういうようなことも言われておるわけでありまして、確かに、これを充実させるには、なかなか介護保険も容易でないと私は思つておるわけでありまして。

同じく、この成年後見法もまさにそんなんじやなからうか。資力のある人だけでは利用できるけれども、資力のない人がどうも利用が遠慮がちになつてやつて、実質的な効果が生まれないんじやなからうか。せつかく仏つくて魂入れずというやうな状態になるんじやなからうか。私は、これを勉強しながらそんなやうなことを考へておるわけでございます。そういう観点に立ちながらこの問題は論議されなければならぬ問題だらうと思つておるわけでございます。

そんな観点からひとつ質問をさせていただきます、この法案は、我が党にとりましては賛成でございます。一日も早い成立を期待いたしておるわけでありまして。しかし、新しい条文でございます。有権的解釈は的確になされておらなければならぬと思つてございまして、ものですから、できるだけ慎重な審議も必要になつてくるんだらう、こんなやうに私たちは思つておるわけでございます。

そこで、まず第一に、本案が後見、保佐、補助の三類型をとつておりますが、ヨーロッパの立法の動向を見てみますと、ドイツの一九九〇年のいわゆる世話法が現在の到達点でなからうかと言われておりますが、この世話法は、一つの後見制度という枠組みの中で、本人が必要とする範囲で援助の範囲を決めるといふ一元制の構成をとつておるようでございます。

そこで、本改正案が、今申しましたやうな一元の構成を採用しなかつたのはなぜなんだらうかというところ。それから二番目に、将来的に一元的な構成を採用する考えはないんでございまして、どうか。そして、これに對する見直しについては、どのように立法者側ではお考えになつておるのか、簡単に結構でございますが、御答弁いただきます。○細川政府委員 お尋ねの成年後見制度の枠組みでございますが、これには、大別いたしまして、フランスのやうな多元的制度をとつて、上で各類型の内容を弾力化する枠組みと、ただいま坂上先生御指摘のドイツの世話人法のやうに、法定の類型を設けず、個別具体的な措置の内容を全面的に裁判所の裁量的判断にゆだねるといふ一元制の仕組みと、二つあるわけでございます。これについては、法制審議会でも相当議論されましたが、最終的には、一元制ではなくて、多元的制度をとつて、各人の個別的な状況に即した柔軟かつ弾力的な措置の設定を保障するといふ一元制の趣旨も取り入れるといふことがよろしいのではないかとということになつたわけでございます。理由は三点ほどございまして、まず、先ほど来指摘がございまして、精神上の障害のある方の財産をめぐる親族間の紛争というのがございまして、これがふえていくといふ実情にあります。そこで、重度の精神上の障害を有する方については、やはり本人保護の観点から、一定の範囲の代理権、取り消し権等による保護をあらかじめ法律で定めておくことが必要であるといふことございまして、そういった方について、申立人の請求に応じて特定の法律行為のみについて代理権を付与するといふことでは、本人の保護としては十分でない場合があるだらうといふことございまして、それから、仮に一元的な制度をとりましても、裁判所の実務的な運用面ではある程度の類型化が当然必要になつてまいりますので、多元的制度をとつた場合と実際の運用においては大差はないんではないかということでございます。

それから、多元的制度のもとで幾つかの法定の類型と基準が示されている方が制度の利用者としても予測可能性があつて利用しやすいし、自己決定が容易であり実務的にも運用しやすいのではなにか、そういうやうな観点から、現在の多元的制度にされたわけでございます。以上のとおりでございます。本人保護の観点から、本人の判断能力の程度に応じて保護措置の内容を法定する多元的制度をとりつても、弾力的な措置の選択を保障して一元的制度の長所を生かしていくということが妥当であらうといふことでございます。次に、制度の見直しについてお尋ねでございますが、今回の改正は、実体法、手続法の全般にわたる抜本的な改正を内容とするものでございまして、新制度の運用が実務として定着し、その状況を客観的に分析し判断できるまでは相当の期間を要するんではないかと思われまして、しかしながら、人間がつくる制度でございますから、将来にわたつて常に正しいといふわけではありませぬので、私どもといたしまして、今後、そういった運用の状況を注視していく必要があるといふふうな考へておるわけでございます。○坂上委員 以下の質問は結論だけで結構でございます。まず、利用者についてでございますが、本改正案は、制度の利用者として、判断能力が十分でない人のみを対象としております。身体に障害を持つ人を対象としておりません。身体的な障害を持つ人も、契約を行うのに支障があり、かつ自分自身で代理人を選任し監督することが困難な場合も考へられるんじやなからうかと思ひますが、身体障害者にも後見制度の利用の道を開くといふ考へはございませうか。

○細川政府委員 御指摘の点は、昨年四月に要綱草案を発表したときに問題点として載せまして、意見照会を行いました。その結果、実は、身体障害者の関係団体の大多数の方が消極的意見であつたわけでございます。それから、昭和五十四年の民法改正前は、古い言葉でございますが、華禁治産者の対象として、聾者、啞者、盲者といふものが対象となつていたんですが、それを身体障害者の団体の皆様方からの強い要望があつて削除したという経緯がございまして、こういった理由から、身体障害者のそのことのみを理由として後見制度の対象にするのは適當ではないといふ判断に至つたものでございまして。○坂上委員 それから、補助についてですが、補助の利用者、対象者は、精神上の障害によりて事を理を弁識する能力が不十分な者とされております。明文で後見、保佐の対象者を除外しております。そこでまず第一でございますが、補助は、本人の意思に基づいて本人が選択する範囲で援助の範囲を決める制度であります。本人の意思を尊重して、柔軟な制度でもあります。また、後見のやうに全面的な代理権を認めると後見人の権限濫用の温床ともなりますので、補助は大変望ましい制度とも私は考へております。殊さら後見、保佐の対象者を除外する必要はないと思はれるのでございしますが、これはなぜ除外をしているのでございしようか。それから第二問でございますが、最高裁または法務省でも結構ですが、保佐、後見の対象者を必ず除外しなければならぬとしますと、補助開始の審判の申し立てがなされた場合、高額な費用を払つて保佐、後見の対象者でないといふ鑑定をしなければならぬのではないかと心配がないわけではないと思ひます。このやうな厳格な扱いにせず、補助の必要があれば補助を開始するといふ柔軟な運用が期待をされておるんじやなからうかと思ひますが、この点についてはいかがでございますか。簡単に結構です。○細川政府委員 我が国の現状では、精神上の障害のある方の財産をめぐる親族間の紛争を背景とする禁治産、準禁治産の申し立てが急増している実情にございまして、重度の精神上の障害を有する方については、本人の保護の観点から、一定の

範囲の代理権、取り消し権による保護をあらかじめ法律で定めておくことが必要であるというふうな考えられたわけでございます。そういう方に対して一定の範囲の代理権だけを与える補助ということでは、ちょっと本人の保護のために不十分であるというところを判断されたわけでございます。

次に、鑑定の問題でございます。これについては後ほど詳細に最高裁から御答弁があると思いますが、要するに、補助の申し立てがあった場合に、その過程で保佐や後見でなければならぬ方たちの保護を図れないという事情がわかってくれば、そういう疑いが出てくれば、そこで鑑定等が必要があればということになるのではなからうかと思っております。

○安倍最高裁判所長官代理者 御説明申し上げます。

補助の申し立てがあった場合の扱いでございますけれども、この補助については、本人の申し立てあるいは同意を要件とするというところで制度設計されている関係もございまして、また、関係各界の御意見の中には、補助については鑑定を要するものという方が多い、こういう御意見もあるところでございます。

現在、私どもといたしましては、この運用についてどうするか検討している段階にございますけれども、補助の件については、後見類型、保佐類型に当たらないという点も含めて、診断で処理することは差し支えないものとする、こういう扱いができないものだろうかという観点で検討を進めている段階にございます。

○坂上委員 それから、今度は、日常生活に関する行為の範囲についてでございますが、日用品の購入その他の日常生活に関する行為は取り消し権の対象から除外されております。取り消し権を認めると、かえって取引を拒絶される場合もあるもので、本人がみずから取引をすることを可能とするこの規定は、本人の社会参加、自律に資するものとして、これは評価していいのでなからうかと思っております。

そこで、まず第一の質問は、日用品の購入その他の日常生活に関する行為というのは、必ずしもその概念は明確ではありません。具体的にはどのような行為をいうのか、明らかにしてほしいと思います。特に、被補助者、被保佐人のように比較的判断能力が高い人には年金程度は自由処分を認めるのが相当と思われませんが、日常生活に関する行為について、そのように自由処分を可能とする解釈はこれで可能なんですか、よろしいでしょうか。

○細川政府委員 日常生活に関する行為については、基本的には民法七百六十一条の日常の家事に関する法律行為の解釈が参考になると思いますが、本人が生活を営む上において通常必要な法律行為を指すものと解されます。

具体的には、各人の職業、資産、収入、生活の状況や当該行為の個別的な目的等の事情等のはか、法律行為の種類、性質等の客観的事実も総合して判断することになります。典型的な例として、明文化で例示として挙げました日用品、食料品、衣料品等の購入のほか、電気、ガス代、水道料等の支払い、それらの経費の支払いに必要な範囲の預金の引き出し等が挙げられると思います。

御指摘の年金の問題でございますが、自己決定の尊重の観点から、本人の資産の状況に大きな変動が生じない限り、年金等の管理、処分を本人の日常生活に関する行為と認めることができる場合があり得るものではないかと考えております。

○坂上委員 それから、今度は、身上配慮義務でございます。

成年後見等の義務として、本人の心身の状況及び生活状況を配慮する義務でございます。八百七十六条の十第一項が想定しておられるのは、本人の身上、生活の平穩、安定に資するもので、こういうものでございまして、評価していいのでなからうかと思っております。

そこで、まず第一問でございますが、これらの規定によって、成年後見人等は具体的にどのような義務を負うのか、少しお話をいただきたいと思

います。

二番目に、福祉の面からは、要保護者に対する、いわゆる見守りが重要であると言われておりますが、このような見守りがこの義務の中に含まれるのでありましか、どうでしょうか。

それから、三番目の一でございますが、医療行為に対する同意がこの義務の中に含まれるかどうか。含まれるとした場合は、本人、いわゆる成年被後見人等に対して不当な医療行為等が行われることを防止するために、この法律の中にどのような手当てがなされておられるのか、お話をいただきたいと思

います。

そして三番目でございますが、厚生省にお聞きをいたしますが、将来的に、医療同意法というように、一般的な同意に関する法律整備の考え方は今お持ちになっておられるかどうか、これもお答えをいただきたいと思

います。

○細川政府委員 御質問の第一点目の、成年後見人等は具体的にどのような義務を負うのかという点でございます。

この義務には、例えば、介護契約の締結等のように身上監護に関する法律行為や、居住用不動産の管理、処分等のような財産管理に関する法律行為を遂行するに当たって、金銭面の得失だけを考慮しないで、本人の健康状態や生活環境等を配慮して、本人の保護により資するような事務処理を行う、そういう義務が含まれているわけでござ

います。

二番目の見守りの点でございますが、これは、本人の状況を随時確認して、状況の変化に応じて介護契約等の内容を見直すということだと思

います。この成年後見人の権限の対象に、当然介護契約が含まれておりますので、そういった場合には、見守りもこれは身上配慮義務の中に含まれるというふうに考えております。

それから、手続に関する同意でございます。これは、財産上等のいわゆる民法上の契約に関するものではございませんので、これは、法定後見人等の身上配慮義務の中には含まれないというふう

に考えております。この問題は、医療の一般の問題として、一般的な法理にゆだねられるべきであらうというふうに考えられておるところでございます。

以上でございます。

○小林(秀)政府委員 今、先生、医療のことについておたしでございますが、医療は、医師などが医療従事者が、患者の状況、立場を十分尊重しながら、信頼関係に基づきまして提供されることを基本として、医療従事者が、個々の医療内容等について、医療を受ける者に対して適切な説明を行い、理解を得ながら行われることが重要であるというふうに認識をいたしております。

こうしたことから、平成九年の医療法改正におきまして、医療従事者が「適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めなければならない」という努力義務規定を設けたところでござ

います。

この被後見人等の治療行為に関しましては、今、先生が御発言されましたように、将来的な問題としてとおっしゃられたのでありますが、そういう考え方もあろうかと存じますけれども、当面は、社会通念があることと、それから緊急性がある場合には緊急避難等の法理にゆだねられることが相当としているということが一般的に理解をされておるところである、このように思っております。こうした医療法の規定の趣旨も踏まえ適切に対応されることではないか、このように今このところは思っております。

○坂上委員 この段階でちょっと聞いておきますが、補助制度というのは新しい非常にいい制度だと思っておりますが、この適用、被補助人になった場合、これは国会議員になるとか、あるいは地方議員になるとか、こういうのは資格条項になるんでござい

ますか、どうですか。

○細川政府委員 これは公職選挙法の問題ですが、現行法上は、禁治産宣告を受けた方は公職選挙法上の被選挙資格がないということになってい

るのですが、華禁治産者はそれに入っておりません。

したがって、補助につきましても当然にそういう欠格事項にならないわけでございます。さらに申し上げますと、今回の改正で補助が新設されましたが、これが欠格事項とされる法律は一つもございません。

○坂上委員 補助を受けた方々でも国会に出て活動されることはあり得ると思ひますし、これが欠格事項になつても私は大影響が大きいと思ひますので、今の答弁を了といたしたいと思つておるところでございます。

それから、さつきも、この問題は非常に重要な問題でございますが、費用の負担についてでございます。

財産の乏しい人も成年後見制度を利用できるようにすべきであります。例えば、費用や報酬を賄ふ人のためにこれらの費用を国庫で負担する考えがなければ、私はこれは充実にできないと思つておるわけであり、それから、不動産は持っているけれども現金がないという人のためには、費用の立てかえを国庫でやらなければならぬ。これは大蔵省とのこれから大事な問題なのでございまして、これを本場に、私たち、魂のあつてのものにするには、こういうようなことが全くよく実現できなければならぬと思つておるわけでございますが、これはひとつ大臣、まず一般的で結構ですから、何か御答弁いただけますか。

○細川政府委員 成年後見制度は、御本人の利益を守るために御本人の財産等を管理するということとございまして、民法上は、成年後見人等の後見事務に関する費用、報酬というものは御本人が負担、支弁するというふうにならざるを得ないわけでございます。

ただ、手続の費用につきましても、要件がある場合には法律扶助の対象となりますし、また、それ以外のものにつきましては、これは社会福祉との連携が非常に大切でございます。現在、厚生

省におかれまして社会福祉基盤構造改革というところで取り組んでおられます。その中で、低廉で良質なサービスということを御検討されておりますので、それについて、私どもは検討を期待いたしたいということでございます。

○坂上委員 大臣、今で御所感あります。委員のおっしゃるような問題意識は私も持っております。

○坂上委員 ぜひ、これは本場に形骸化するおそれがありますので、皆さん方からも、またそれこそ大蔵省とかかわりも出てくるのだらうと思ひますし、我々も努力しなければならぬなということとを審議しながら痛感をしておるわけでございますので、関係者の一層の努力を期待いたしたい、こう思つておるわけでございます。

それから、申し立て権者と職権による開始でございますが、後見の開始等の審判の申し立て権者として検察官があり、精神保健福祉法等で市町村長に申し立て権を認めている改正案でもありますが、これらのものに民生、児童、病院等が通報しても申し立てをしていくことがよくあります。そこで、直接家庭裁判所に通報して、裁判所の職権で開始する制度が必要なのじやなからうかと思つておりますが、この点はどうかでございますか。

○細川政府委員 御指摘のとおり、職権で開始するという制度とはいはしていいわけでございます。これは、やはり私的自治の尊重の観点から、本人の行為能力等に一定の制限を加えることとなる手続を中立的な判断機関である裁判所が職権で開始することには問題がある、あるいは、司法機関としての性質上、積極的な情報の探知がその事務になじまないということでございます。

したがって、今回の改正では、老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律を改正して、市町村長に後見開始の審判等の申し立て権を付与することとしたし

たわけでございます。これは、現に市町村が各種の福祉サービスを行つておりますので、その過程において、身寄りのない痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者に対する必要性を把握できるのではないかという考えに立ったものでございます。この点については、自治省、厚生省とも十分御議論した上でこういうふうになさっていただきたので、今後は、運用について適切になされるものと期待してゐるところでございます。

○坂上委員 任意後見契約についてでございますが、これは公正証書によらなければならぬとされておるわけでございます。しかし、作成の費用が余り高額になりますと利用の妨げにもなるというところが心配されておりますが、この点については、私は、特段の配慮をなされてしかるべきだと思つておるわけですが、こういう点に対する御見解はいかがでございますか。

それから、任意後見人の権限でございますが、任意後見人が受任をした事務を行う上、その事務に関して裁判を起したり登記の申請をしなければならぬ場合も想定されますが、任意後見人にそのような権限が認められておるのでしょうか、どうでしょうか。

○細川政府委員 まず第一点目の、公正証書の作成の費用でございますが、これは委任契約でございます。現在の手数料令では一万一千円ということになるわけでございます。いろいろな団体の方々にお聞きしますと、この程度ならば利用可能であらうというふうになっております。

それから、裁判の提起の問題でございますが、本人が任意後見人に委託することができるとする中では訴訟行為や登記の申請も含まれるわけですが、訴訟行為については任意後見人が自分でやるという委託をするには、当然、これは弁護士代理の原則がございまして、任意後見人が弁護士である場合に限られるということになると思ひます。

それから、弁護士でない任意後見人が本人のために裁判を起す必要がある場合には、弁護士に對して訴訟行為を委任することになります。その

権限を任意後見契約上に与えていく必要があるというところになるわけでございます。

○坂上委員 それから、任意後見人の適性についてでございますが、事件屋のような任意後見人が出てきた場合は大変不適当でございます。任意後見人にこういうような人たちがなることを防止する手だて、どのようなことをお考えになつておるのか。

それから、本人が入所している施設が、入所者に無理に当該施設、例えば法人等がその役員を任意後見人とする任意後見契約を締結せよとするような事態を防ぐ手だてとしてどのような方法を考えられているのか、この点の認識についてもお聞かせをいただきたいと思います。

それから、任意後見人に対する監督は専ら任意後見監督人が行つて、家庭裁判所は、解任を除いて、任意後見監督人を介して間接的に関与するだけでございます。果たしてそのような監督の仕組みで実効性があるのだらうかということでございます。

少なくとも、家庭裁判所が直接に任意後見人から報告を受け、任意後見人に一定の事項を命ずることができるといふ道筋を用意しておくことも必要なのじやなからうかと思つておりますが、いかがでございますか。

○細川政府委員 まず第一点の、任意後見人が事件屋のような不適当な者になることを防ぐ手だてを講ずるべきであるというところは、全く御指摘のとおりだと思ひます。

本人がどの方を任意後見人にするかということとは本人の自由意思にゆだねられておるわけでございますが、この契約をするには公正証書にしなければなりません。そこで、契約の締結段階で、公証人が、本人の意思能力や真意を確認するということ、不当な契約を結ばれることを防止することができるといふことは言えます。

それから、任意後見契約が効力を発生するためには、裁判所が任意後見監督人を選任することが必要でございます。その段階で、家庭裁判所は、

御本人の意思を再度確認し、任意後見人とされた者が本当に問題がないかどうかというのを再度審判されるわけでございます。そういった手だてによりまして、不適当な者が任意後見人になることを防止することができると考えております。

それから、次に任意後見監督人の監督の問題でございますが、任意後見監督人は任意後見人の事務を監督し、家庭裁判所に定期的に報告することとを職務としておりますとともに、随時、任意後見人に対して事務の報告を求め、任意後見人の事務等を調査する権限を有するものでございます。常設の監督機関としては実効性を期待することができると考えております。家庭裁判所は、必要があるときは、任意後見監督人に対して、任意後見人の事務に関する報告を求め、本人の財産状況の調査を命じ、その他監督に係る必要な処分を命ずる権限がございますので、実質的に裁判所の監督権というものが実効性があるものになっているというふうに考えております。

○坂上委員 では先に進みましょう。

まず後見登記制度についてでございます。

まず登記でございますが、戸籍の記載が現行の禁治産宣告等の利用をちゅうちょされる要因の一つとなったと言われておるわけでございます。そこで、戸籍の記載を廃止して後見登記制度を創設されるということでございまして、これも私は大賛成でございます。

そこで、法務省からいただいた参考例でございますが、これは戸籍の写しでございます。この戸籍に、いわゆる禁治産宣告の裁判確定、妻、後見人に就任、ばあんとこう書いてあります。これはこのとおりですね、今の禁治産制度は、戸籍の記載というのは。

それで、今度は登記でされるということで、登記の証明書のイメージをひとつ出していただきたいということで、書面をいただきました。これによりまして、まず「登記事項証明書案」こう書いてあります。後見という例でございます。一、成年被後見人、氏名、出生年月日、住所、それか

ら、(四) 本籍、(五) 後見開始の審判、裁判所、東京家裁、事件の表示、平成何年何月第何号、審判の確定の年月日、平成十三年何月、二、成年後見人、氏名それから住所、登記番号、こういうふうな、これもこのようなイメージを受け持っておればいいのでございますか。いただいた書面でございます。

それから、任意後見契約についてもこんなふうなイメージとして出されております。任意後見契約、それで、公正証書をつくった公証役場、その名前、それから委任者、あるいは任意後見人の住所、登記番号。そこで、この中に大事なのは、代理権の範囲についても登記があるわけでございまして、どこまで代理権の範囲を委任するかということ、(一) 預貯金に関する取引、(二) 家賃・地代の領収、(三) 遺産分割、(四) 介護契約の締結、変更、解除及び費用の支払、以上の各事項に關して生ずる紛争の処理に関する事項、こういうふうな登記なのでございますが、大体こんなイメージが登記事項になるのでございますか。

○細川政府委員 登記事項は後見等登記に関する法律で定められておまして、坂上先生が今御指摘なされた証明書のイメージの案は、その法律で記載すべきものとされている事項を拾い上げたものでございます。ただ、具体的にレイアウトはどうするかというのはもう少し検討を要しますが、中身的には基本的にはこういうことになりました。

それから、任意後見契約についても同じでございますが、代理権の範囲は、これは任意後見をしようとする御本人が、任意後見人の受任者との間で契約するものですから、これはさまざまなのがございます。これはほんの一例でございます。

○坂上委員 そこで、要請をしておきますが、聞くとところによりまして、後見登記の登記所は法務大臣が指定する法務局とされております。聞くとところによりまして、東京では一カ所のみ指定されるところでございますが、一体、一カ所のみの指定で利用者に不便をかけないかどうか、それか

ら登記の申請、登記事項証明の交付申請、交付は郵送によることは可能なのか、将来的にオンライン化する考えはないのか、こういう点でございます。

私は新編ですが、例えば、新編の場合、新編登記所、法務局だけになるのでございますか。その辺、各県一つずつみたいなき感じ、非常に不便なものはなからうかと思っておりますが、どうですか、これは。

○細川政府委員 後見登記は、電子情報処理組織、すなわちコンピュータで運用することとされております。これには当然経費がかかるものですが、全国で一カ所、法務大臣の指定した登記所、その登記は扱うということにしたいと思っておりますが、後見の登記は、まず、家庭裁判所で審判があった場合は、家庭裁判所から嘱託で登記所に書類が送られてきて登記されるわけでして、また、任意後見契約の場合は、公証人が嘱託をするわけでございます。ですから、御本人が御手を煩わすことなく、当然に登記がされるということになります。あと、住所等が変更になったならば、御本人が届けていただくことになりましたが、それは郵送でも結構だということになります。また、事項証明書等はすべて郵送で御請求くださればお送りすることができるといふことにするつもりでございます。

したがって、現時点では、費用等の関係で全国で一カ所にせざるを得ないのですが、利用者が大変ふえたということになれば、将来的には、御指摘のように、もっと扱える場所をふやすとか、あるいはオンラインで請求することができるといふことを検討しなければならぬと思っております。

○坂上委員 ああ、そうですか。では、全国で一つということね、それでいいのでしょうか。

大体、禁治産者、準禁治産者は年間どれくらいあったのですか。それから、この制度を利用すると、どれくらいを想定なさっているのですか、ちょっと。

○細川政府委員 従来の禁治産の利用宣告の数は、年間千数百件だったと思います。

今後どうなるかということなのですが、これは予測の問題で大変難しいのですが、ある研究所の調査の結果によると、痴呆性高齢者というのは百万を超えた数があるということになりますので、今後は次第に利用者がふえる可能性が大きいというふうな思っているわけでございます。

○坂上委員 この問題、きつとまたほかの先生からも議論があると思っております。時間都合で私はもうやめますが、果たして東京一局だけでいいのかどうかということ、大変問題なのではないでしょうか、私はこう思っております。裁判所が手続をやるのだ、公証人が手続をやればいいのかから、一般の人はそれほどかわりがないというふうなお話でございますが、果たしてそうだろうかというのをちょっと疑問に感じておりますが、議論する時間が余りありませんので、後見制度はこの程度にいたしまして、今度は遺言の関係についていたしたいと思います。

これは私にとりましては本当にありがたいことでございますし、また関係者の皆様方は本当に喜んでおられるわけでございます。そこで、まずお聞きをいたしたいのは、簡単にいいですが、聴覚障害者の公正証書遺言作成の嘱託を、実質上、民法は拒んでいたわけでございますが、まさに百年でございますが、この放置された理由というのは一体どういう理由によるのでございましょうか。

〔委員長退席、橋委員長代理着席〕

○細川政府委員 現行法は、ただいま坂上先生の御指摘のとおりでございます。これは民法制定当時、母法であるフランス民法と同様に、遺言の意思の真正と正確性の担保から、遺言の方式について、特に厳格な口頭主義を採用したものだと言われております。その当時の手話の未発達状況や、聴覚・言語機能障害者の方々も自筆証書遺言や秘密証書遺言の方によって遺言することができるといふことになっておりましたので、そういうことで、全体としてみれば、合理的な理由があっ

たというふうに言えたと思うわけです。しかし、最近では、非常に手話が発達してまいりまして、聴覚・言語機能障害者の方々についても公証人の関与による遺言をされたという希望が非常に多くなっております。中でも、国会で坂上先生を初め石毛先生もいろいろ御指摘がありまして、私もとてもそれを真摯に受けとめまして、この改正案を今後の成年後見と一緒に入れさせていたかったというわけでございます。

○坂上委員 わかりました。

そこで、まず今回の改正によりまして、嘱託、本人それから証人となり得るであろうところの聴覚障害者及び言語障害者は、すべて公正証書遺言作成に嘱託関与なし得ると理解していいのでしょうか。特に、証人でございしますが、いわゆる聴覚障害者の方が証人になり得るのかどうか、こういうことでございします。

○細川政府委員 御指摘のとおり、遺言をすることもできますし、証人となることもできます。

○坂上委員 それから、通訳人の具体例をお聞きしたいのでございします。

手話通訳、筆記通訳のほかに、指文字というのはいかがでしょうか。それから触読、これも入るのでございしますか。これはいかがですか。

○細川政府委員 手話通訳、筆談のほかに、触読の通訳、それから指文字も含まれます。

○坂上委員 結構でございます。

それから、障害者が自己に適した通訳の人を自由に選定できるのでございしますか。それから、外国の法制はこういう点、どうなっておりますのでございしますか。それからもう一つですが、障害者のための通訳と外国語通訳とパラレルに考えてよいのでございしますか。

○細川政府委員 まず第一点でございますが、この通訳の方の資格については、法律上制限を設けておりませんので、障害者が自己に適した通訳人を選ぶことが可能でございます。

外国の法制でございますが、ドイツ、オーストリア、イギリス、アメリカ等におきましては、手

話通訳人の資格について、実務による運用にゆだねられており、特に法律上の制限は設けられていないというふうに聞いております。

それから、外国語通訳とパラレルに考えてよいということでございます。

手話通訳も外国語通訳も一定の技能を有する第三者を介して意思疎通を図る手段であるというところで全く同様でございますし、現在は手話通訳におきましても語彙が非常に豊富になっております。指文字を補完的にすることによって、手話による多様な正確な表現が可能だというふうに考えられていくわけでございます。したがって、手話通訳については、外国語通訳同様の正確かつ普及度の高い意思疎通の方法であるというふうに言えると思っております。

○坂上委員 ちょっとまとめて質問いたします。

通訳なしで、公証人がみずからの筆談または手話で障害者と話すことも考えられるのでございしますか。それから、通訳の要否はだれが決めるのでございしますか。それから、実際は障害者と公証人のどちらが通訳を決めることになるのでございしますか。それから、通訳に資格等の制限はないのでございしますか。以上。

○細川政府委員 まず筆談につきましては、公証人みずからが筆談することは何ら差し支えないわけでございます。

それから、通訳の場合には、法律上は、「遺言者は、公証人及び証人の前で、遺言の趣旨を通訳人の通訳により申述し」というふうに規定しておりますので、原則として、公証人みずからが手話通訳をすることは許されないというべきだと思います。特に、証人の方が全然何をやっているかわからないということになりましたら意味がないわけでございます。ただし、これは例外的に、遺言者、公証人、証人と、関係者のすべての方が手話通訳等を理解することができる場合には、公証人みずからが手話通訳することも許されるというふうに考えております。

通訳の要否はだれが決めるかという問題でござい

ますが、これは公証人が遺言者のお話を聞いて、その発語能力を確認した上で、公証人が最終的に判断することになります。

それから、障害者と公証人のうち、どちらが通訳を決めることになるかということになります。法律上には制限がないわけで、どちらが通訳人を選んでも構わないわけでございます。実際上は、障害者が自己に適した通訳人を選んで公証人のところに一緒にいくということが多いのではなからうかというふうに思っております。

通訳人の資格に制限はないのかということですが、これは法律上は制限は設けられておりませんが、厚生大臣認定の手話通訳士試験に合格した人は千人ほど現在おられます。そのほかに、手話通訳者、手話奉仕員の養成、設置、派遣事業というものを国が行っております。これには通訳士を含めて三千人の手話通訳の能力を有する者が登録されているということでございします。手話通訳士の資格のない方でも能力がある方がございします。これを排除する必要はないということになります。現に民事訴訟法や刑事訴訟法上、法廷での手話通訳についても資格の制限は設けられていないところでございします。

○坂上委員 通訳人の通訳を障害者が理解したかどうかはだれが判定することになるのでしょうか。

○細川政府委員 これは、最終的には公証人がみずから判断することになります。そのため、必要に応じて、適宜確認の問いを発したり、みずから障害者と筆談をするというような手段をとる必要があると思っております。また手話通訳を解する方を証人として立ち会わせることが一つの有効な方法であるというふうに考えております。

○坂上委員 まさにこれは障害のある方の差別が民法の中にあつたと言つても私は言い過ぎではないと思うわけでありまして、これを皆様方の御理解で直して、本当に公正証書遺言を手話によって有効にさせよう、こういう試みでございしますので、大変よいことだと私は思っております。

す。

これに関連をいたしまして、いろいろ私が調べてみたところが、障害のある方の差別規定というのは物すごくあるんですね、今の法律の中で。そこで、まず一例でございしますが、公示催告手続法の七百九十二条、それから検察審査会法第五

条、これも改正をされるそうでございますが、その趣旨についてひとつお聞かせをいただきたいと思ひます。

○細川政府委員 初めに御質問の、公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律の問題でございしますが、御指摘の七百九十二条第三項では、仲裁契約の当事者は、仲裁人が聴覚、視覚等の障害者の場合には忌避することができると規定があるわけでございます。これは、聴覚・言語機能に障害を有する方でも、手話通訳等により、仲裁人としての職務を十分に行えることと考えられますので、したがって、これは削除するのが適当であるという判断に達しまして、削除の御提案をしております。

○松尾政府委員 先生御指摘のように、検察審査会法第五号第三号でございしますが、「耳の聞こえない者、口のきけない者及び目の見えない者」を検察審査員の欠格事由としてきたところでございします。

しかしながら、障害者対策推進本部が策定しました障害者対策に関する新長期計画などにおきまして、障害を理由とする各種の資格制限が障害者の社会参加を不当に阻む障害要因となっている、そうした障害要因とならないよう、必要な見直しを検討するとされたことなどから、この条項につきましても、検討を行ったところでございします。

手話通訳や読み聞かせ等を行うことによりまして、視聴覚・言語機能に障害を有する人も審査等を十分に行うことができると考えられましたことから、障害者の権利擁護を目的とする遺言制度等の改正を行う今回の民法改正にあわせまして、この条項をも削除するというにいたしましたものでございします。

○坂上委員 大変結構でございます。

そこで、障害者が検察審査員に選任をされたときはどのような手当てを今お考えになつておられますか。

○白木最高裁判所長官代理者 結論だけ申し上げますと、目の見えない方につきましては、点字文書を作成したり、資料の音読を行うことを考えております。また、耳の聞こえない方につきましては、手話通訳を用いるなどの配慮をすることを予定しているところでございます。

〔橋本委員長代理退席、委員長着席〕

○坂上委員 今改善をしていただくということ、大変結構でございますが、いろいろ調べさせていだきまして、障害者に係る欠格条項でも申しましようか、随分あるのですね。人事院から始まりまして建設省まで七十九、対象の省庁が、こういう身障者あるいは精神障害者の皆様に欠格条項としておられるようでございます。

そこで、まずこれに対する概要、今御指摘をしたものに対して、総理府でございましょうか、こういう点についてどのような考え方でおられるか、これからどう対応されようとしておられるか、お答えをいただきたいと思ひます。

○富澤説明員 お答えいたします。

先生御指摘のように、資格免許制度等におきまして、障害者であることを理由に免許を与えないといった制限、取り扱いを定めている制度が、平成九年度に私どもが調査いたしましたところでは、七十九の事項が挙げられてございます。

先ほど刑事局長さんからの答弁にもございましたけれども、こういった制度につきましては、障害者対策推進本部で平成五年から十四年までの十年計画として策定をいたしました障害者対策に関する新長期計画におきまして、障害者の社会参加を不当に阻む障害要因とならないよう、見直しについて検討するということになっております。この方針に従ひまして、現在、私ども総理府を中心に、政府としての統一的な対処方針を定めて、これに従つて見直しを促進しようということで、検

討を進めてございます。

現在検討を進めているわけでございますが、今後、厚生省に設置されております中央障害者施策推進協議会の審議を経まして、障害者対策推進本部において対処の方針を定め、制度を所管いたします各関係省庁におきまして早急に見直しを推進していただくという考えでございます。

○坂上委員 これはぜひ、こういうことはできるだけ速やかに是正できるものは是正、改善をすべきだと私は思つておるわけでございますので、強く総理府に要請をしておきたいと思ひます。

そこで、いま一つちよつと具体的に申し上げますと、著作権法第二十條第一項、これはどういふ条文かと申しますと、同一保護権とでも申すのでございまして、いわゆる著作権については、同一性を保持する権利を有する、そのとき、この意に反してそれらの変更、切除その他改変を受けないものとする、こう書いてあるのです。

しかしこれは、私は、解釈の仕方によりましては、見ることができない人、聞くことができない人、そういうような障害のある人たちはこういう著作権について知ることができないというふうな条項になるのじゃないか。そうだとすると、どうも差別問題にもなるのじゃないか。こういうのは、国民の立場から見ますと、こういう障害の皆様方も相当おられますが、これらの人に対する差別になるのじゃないか。もっと著作権法は、こういう観点から――いわゆる著作権を持つておる人の立場からこれをつくつてあるのだらうと思ふんですね。国民はこれを利用し、それから見たらあるいは知つたりするという権利もあるわけでございまして、それは、正常な人は可能でございますが、少し障害のある皆様方はこれを知ることができないというふうな状況になるわけでございます。

こういう点、文化庁などはどういうふうにお考えになっておられますのでございましょうか。これはこれからどんなふうにお考えになる方針でございますか。突然の質問でございますが、お答えを

いただきたいと思ひます。

○結城説明員 御指摘の著作権法第二十條第一項でございますけれども、これは、著作者の人格的権利といたしまして同一性保持権を規定しておりますが、この規定は広く一般に適用されるものでございまして、障害者を差別するような表現は含んでおりません。

同一性保持権は、著作者がつくり出した表現を改変などから保護するものでございます。例えば、聴覚障害者のために放送番組や映画に字幕を入れる、いわゆる字幕ビデオをつくる場合を考えますと、音声内容の要約や省略が行われるのが通例でございますので、そのやり方によつては、この同一性保持権が働く可能性がございます。

このような字幕ビデオの作成につきましては、著作者の権利の保護との調整などの問題がございまして、文化庁といたしましては、権利を制限して、関係する著作者の了解を一切とらなくてもよいとするような制度改正については慎重に考えてきたところでございまして、一方では、文化庁といたしまして、字幕ビデオ作成にかかわる簡便な許諾システムの確立によりまして円滑な字幕ビデオの提供を増進することが重要であるということ

で、関係団体などの協力を求めまして、社会福祉法人聴覚障害者情報文化センターを窓口といたしまして、劇場用映画などの権利処理ルールの形成を推進してまいつたところでございます。これまでも、相当に成果は上がつてきたと思つております。

これからでございますけれども、文化庁といたしましては、障害のある方々への配慮と著作権の保護という二つのバランスを図るといふ観点に立ちまして、今後とも、障害者の著作物の利用に配慮した適切なルールの一層の整備について適宜権利者団体にも働きかけを行いますし、障害者の団体の意見も十分にお聞きするということで適切な対応をとつてまいりたいと思つております。

○坂上委員 ぜひこれを、見る人、知る人の立場

から御配慮いただかなければならぬと思つております。今度は自治省でございまして、公職選挙法の差別問題です。

百五十條第一項に政見放送があります。これは、読んでみますとこう書いてあるのです。その政見を録音し、または録画し、これをそのまま放送しなければならぬ、こう書いてあるのです。だから、字幕にすること、手話ですること、これもこの条文を見るとできないみたいになつてくるのです。これも、本当にたくさん障害のある皆様方から見ると、どうも差別的な対応になつてくるのじゃないか、我々もこういう点に余りにも無関心だったのじゃないか、私と思つておるわけでございまして、自治省、どんなふうにお考えですか。

○片木政府委員 お答え申し上げます。ただいま御指摘ありましたとおり、公職選挙法百五十條におきまして、「政見を録音し又は録画し、これをそのまま放送しなければならぬ」と規定してあるところでございますが、手話通訳あるいは字幕スローバーを付した政見を放送することはこれに抵触するものではないと解釈をいたしておるところでございます。

実際の取り扱いにおきましても、政見放送の手話通訳につきましては、平成七年の参議院議員の比例代表選挙から導入されております。また、衆議院議員選挙におきましても、小選挙区選挙の政見放送にいわゆる持ち込みビデオ方式が採用されましたことによりまして、手話通訳を付すことができることとなつたところでございます。

参議院選挙区選挙など、その他の選挙の政見放送につきましては、手話通訳士の資格を持った方々が地域的に偏在しておりまして確保が難しいというところから、今直ちに法制化することは困難でございますが、いずれにいたしましても、聴覚障害者の方々の貴重な参政権の行使にかかわる課題でございますので、これらにつきましても今後とも検討を進めてまいりたいというふうに考

へております。

えております。

○坂上委員 時間が参りましたので終わります
が、私は前にも申し上げたことがございます。

私の選挙区の見ゆる聴覚障害のある子供たちが、衆議院の見学をしたいという申し出がありま
した。こういう子供たちでございまして、疎漏
のないようにと思ひまして、私は院内を全部回っ
てみました。それでふと気がついたので、手話通
訳はどうなるのだろうか。院の方に聞いて
ございまして、先生、自分で連れてくることは結構で
ございまして、しかし院の方ではつけるわけにはま
いりませんということでございまして、私にはま
ら、私は慌てて各党の要人にお願いをいたしまし
て、ぜひこれは子供たちのために国費でつけるべ
きじゃないか、金額としても幾らでもないのじゃ
ないか、こういうようなことを申し上げまして、
皆様方の御賛同を得て、手話通訳を障害のある子
供たちにつけてやったことがございまして。まさに
私は駆け出し時代のこととございまして、私にと
りましては非常に感銘の深い出来事でもあったわ
けでございまして。

それで、私はその後、社会的弱者の立場に立ち
ながらと思ひながらそのまますと来ておつた
のでございまして、今回のいわゆる手話による公
正証書遺言でございまして、今から二、三年前で
ございまして、どうか、ある地方紙に、四十万
の人が公正証書遺言がでできないで困っておる
といううなことが書いてありまして、私、これを説
きまして、がくんといたしたわけとございまして。
たまたま法務委員会の籍があつたものでござい
ますから、このことを御指摘をいたしましたら、
法務省の方も必死になりまして、確かに口述とい
うことが要件だから聴覚障害の方々は公正証書遺
言はできませんけれども、死因贈与という公正証
書を使えばできるのでございまして、こうおっ
しゃつて居るのですが、これは財産のことだけで
あつて、身分上のことに対する遺言なんかでき
ないわけとございまして。

そんなようなことで、早くつくべきだとい
う

ことを御指摘いたしてずっと来たわけとござい
ますが、それで昨年の一月、下相兼法務大臣が、手
話による公正証書遺言の民法改正をいたしたいと
思ひますという発表をされまして、非常にうれし
かったことを覚えて居るわけとございまして。そう
いうような、非常に私にとりましては意義深いこ
と。

しかし、私も本当に心身に障害がないもので
ございまして、私からなかなかな、それらの人々と
思ひながら、まだ見落しとがたくなつて居ることを
今更また知つたわけとございまして、ぜひひと
つ、法務省を初めといたしまして、人権擁護の立
場からも、こういう問題はできるだけ改善、是正
をされてしかるべき問題だらう、こう思つて居る
わけとございまして。

今回の民法改正、まさに成年後見制度は先刻申
したとおりでありますし、手話による公正証書遺
言も、今言つたような差別条項で、百年來これら
のこのために利用できなかった皆さんがおられ
るということに思ひをいたしまして、私はこれに
大賛成をして居るわけとございまして、法務大臣
とされまして、今後本当に実のあるものにする
には、私たちの大変な努力をもつと必要と
すると思つてございまして、御決意なり御感想
なりをお述べいただいて私の質問の最後としたい
と思ひますが、いかがでございましてか。

○陣内国務大臣 これまでの審議を伺いながら、
委員が、手話による公正証書遺言の作成ができる
ような道を開かれたということに大変感銘を受け
ております。

法務省といたしましては、今回の改正の理念で
あるノーマライゼーションの観点から、今後とも
基本法のあり方について絶えず意を配してまいり
たいと考えております。

○坂上委員 どうもありがとうございます。終
わります。

○杉浦委員長 次に、漆原良夫君。

○漆原委員 公明党・改革クラブの漆原でござい
ます。

まず、成年後見制度についてお尋ねしたいと思
うのですが、判断能力が十分でない人のための制
度として、現行法では禁治産、準禁治産の制度が
あるわけとございまして、この制度、なかなか利
用度も少ない、問題点も多いということで、十分
な機能を果たしていない。今回、新しく成年後見
制度が法案として審議されているわけとございま
すが、利用度の少ない原因は何だったのか。現行
法の今までの総括と今後の改正への意図、この辺
をお聞かせ願ひたい、こう思ひます。

○細川政府委員 現行の禁治産、準禁治産制度に
つきましては、人口に比べて余り利用されていな
いというところは御指摘のとおりとございまして。こ
れについては、さまざまな点が指摘されていたわ
けですが、やはりこれについての負のイメージが
あるということが一番大きかったのではないかと
思ひます。

そもそも名前自体が、財産を治めることを禁止
する、そういう宣告だということになっておりま
したし、それがまた戸籍に記載されるということ
で御家族の方々にも影響がある。それから、制度
が非常に硬直化しておりまして、禁治産と準禁治
産しかないもので、それ以下の軽度な精神
上の障害がある方にはそれを保護するための制度
がなかったということ。あるいはもつと言へば、
本人の保護の理念が強過ぎて、ちよつと制限が強
過ぎた面もあるのではないかと、そういうことが
いろいろ指摘されておりました。そういうこと
にも対処するために、柔軟で弾力的で利用しやす
い成年後見制度に改めたいというのが今回の改正
の眼目とございまして。

○漆原委員 現行の禁治産宣告の申し立てをし
たり、あるいは準禁治産の申し立てを家裁にした場
合には必ず医師の鑑定を受けなければならぬ、
こういう規則になっておるわけとございまして、こ
れに数十万円のお金がかかるわけですね、この
鑑定費用として。そしてまた、鑑定結果が出るま
で半年ぐらいかかるケースが多いという、私の経
験からもそんな感じがいたしております。

そんなことも利用度の少ない理由になつていた
のかなというふうに感じておるのですが、もう一
方では、被後見人の行為能力、法理上の行為能力
を制限することになるわけですから、ある意味で
はきつと厳密な手続も必要だらうな、こう思
うのです。まさに、その必要と、行為能力を制限
される側との調整をどうするかというところが非
常に難しい問題になつてこようかと思つて居る
が、今までのいろいろな審議会だとか、あるいは成
年後見問題研究会ですか、こういうところで、こ
の鑑定の件に関してどのような議論がなされてき
たのか、お答えいただきたい。

それからもう一つは、最高裁は、この規則のた
しか二十四条だと思つて居るのですが、必ず医師の鑑定
をしなければならぬというこの条文の関連で、
今後このことをどのようにしていけるつもりなの
か。その二点をお尋ねしたいと思ひます。

○細川政府委員 鑑定に関する法制審議会の議論
の状況については私から御説明申し上げますと、こ
の点については漆原先生御指摘のとおり、費用が
非常に高いのではないかと、すべての場合に鑑定が
必要なのではないかと、あるいは期間がか
かるのではないかと、あるいは鑑定人の適切な候補
者を選ぶのが難しいのではないかと、いろいろ指
摘がございまして、その点は、そういう議論を
踏まえて、現在最高裁判所におきまして規則の改
正をどうするかというところを検討中と聞いており
ますので、詳細については家庭局長から御答弁い
ただけると思ひます。

○安倍最高裁判所長官代理者 御説明申し上げま
す。

委員御指摘のとおり、この能力の判断につきま
しては、一方では、利用しやすくするという観点
の要請があり、他方では、やはり能力の制限にな
ることとございまして、慎重に判断をしなければ
いけない、この二つの要請をどう満たしてい
くのかという大変難しい問題であるわけとござい
ます。

私どもといたしましては、今回の法改正の成立

を踏まえた上になるわけですが、現在のところ、規則改正の検討を進めている段階にあるわけでございます。

その過程におきましては、一つは補助類型でございますが、任意後見類型、いわば本人の意思を非常に尊重して、本人の自己決定を大事に考えていこう、こういう制度でございますけれども、これについては、鑑定を要することなく、診断において判断することも差し支えない、このようなことを導入してはどうだろうかということを考えている段階にございます。

一方、後見あるいは保佐類型でございますけれども、これは現在、必要的鑑定と定められているわけでございます。これをどうするか、なかなか難しい問題はございますけれども、すべての場合に必ず鑑定によらなければいけないとする必要があるかどうかという点についても十分吟味、検討したいと考えている次第でございます。

○漆原委員　ただ、後見だと仮佐の場合は本人の意思と関係なく、特に後見の場合、本人の意思と関係なく申し立てられて、行為能力は全面的に制限されるわけですから、これはやはりきちっとした鑑定が必要だろうなというふうに思うのですが、この辺はどうでしょうか、最高裁。

○安倍最高裁判所長官代理人 御指摘のとおり、後見の場合についてはやはりきちっとした判断が必要だろうと考えているわけでございます。

ただ例えて申しますと、植物状態にある方についてどのように扱うかという問題などを含め、すべての場合に鑑定を要するという形を維持するのがいいかどうか、この点は検討したいと考えている次第でございます。

○漆原委員 わかりました。

この改正案では、成年後見等に法人を選任する
ことが明文上認められておるわけでございます。
現行法では明文はないわけで、多分認められない
というふうに解釈されている方が多いのじやない
かと思うのですが、これをこの改正案では法人の
後見も認める、条文上明確に、はっきりはしてい

ないのだけれども、認める場合にはいろいろな事情を考慮してやりなさいという、裏から認めたという法律構成になっておるのですが、まず、法人による後見を認めた理由はどこにあるのでしょうか。

○細川政府委員 民法は、人という場合に、自然人と法人両方含むのが原則でございますので、特定の場合だけ法人を含むと書くことができないものですから、裏から書いたわけでございます。

それで、法人が後見人になることを明らかにした理由でございますが、関係の団体の方々からいろいろヒアリングいたしました結果、後見事務のニーズというのは非常にさまざまなものがあつて、個々の人の生活の状況、財産状況により非常に異なつてゐる。こういった多様なニーズにこたえるためには、例えば福祉の事務に関して専門的な知識、能力、体制を備えてゐる福祉関係の公益法人とか社会福祉協議会とか、そういったところを成年後見に選任した方がより適切であるというような意見も大変ございまして、要するに、多様なニーズにこたえることができるように法人もこれに加えさせていただいたということでございます。

○漆原委員 成年後見人には、ドイツなんかだと世話協会というのがあるのですね。世話協会があつて、世話人をそこで出して、その人が世話していく、あるいは世話協会そのものが法人として後見人になる、こういう制度。あるいは、カナダの公的後見人のような制度がある。

こういう成年後見人の供給団体みたいなものを
 日本でも基盤整備という観点から推進していくべ
 きではないかという意見がいろいろなところであ
 るわけですが、この方向性については、今回はそ
 ういうものは採用されていなかったわけですけれ
 ども、将来の方向性として、そういう後見人の専
 門家団体あるいは専門的に供給する団体を我が国
 としても基盤整備していくべきではないか。こう
 いう考えに対してはどのようなお考えを持ってお
 られますでしょうか。

○細川政府委員 後見人となられる方の専門性のある団体というものを援助していくあるいは促進していくということの御指摘でございますが、それは非常にそのとおりだと思います。

現在社会福祉協議会とか、あるいは自治体でつくっている福祉関係の公益法人、これは往々にして福祉公社という名前がついておりますが、そういうところ、あるいは弁護士さんそれから司法書士さん、あるいは社会福祉士の皆さん方が団体をつくってそういうことをされておられるところがございまして、そういうところでは、今回の法律が制定されれば正式に後見人になることができるということで、現在さまざまに協議されておられるところでございます。

したがいまして、私どもといたしましても、そういうところに対して極力応援してまいりたいというふうに思っているわけでございます。

○漆原委員　現在、そういう専門的な供給団体が日本では存在しないということですから、そういう現状において、この法が予定している法人というのは、法人は会社から何かいっぱいあるわけですけれども、こういう法人をイメージしたという法人があるのかないのか、それともどんな法人でもいいというふうにお考えになっているのか。その辺はどうでしょうか。

○細川政府委員　まず、財産管理の面につきましては、私が聞いておりますのは、司法書士さんたちが基金を拠出して財団法人をつくって、特に財産管理の面で後見人の候補者を推薦し、あるいは後見監督人になるということを団体自身が検討されているというふうに聞いております。

また、身上監護の面につきましては、やはり社会福祉士あるいは社会福祉士会とか、あるいは社会福祉協議会といったところがそういった後見人の仕事をされる法人の中心になるのではないかと、いうふうに思っております。ニーズに応じてさまざまな職能の団体の方がこれを担当していただくということがよろしいのではないかと、いうふうに思っております。

○漆原委員　多分今おっしゃったようなことがイメージされているのじゃないかと思うのですが、そうであるとすれば、法文上この法人を制限するべきではないのかな、一般の株式会社とかそういうものを除いて、福祉法人だとか公益法人に限るというふうな限定をつけるべきではないのかな、こう思っている。また、そういうことも可能はずなんだけれども、それを限定をつけなかった、法人なら何でもいいというふうにした、この辺の理由は何かあるのでしょうか。

○細川政府委員 これはさまざまのニーズがあるわけでございます。実に多額の財産を持っておられる方ですと、信託会社がそういうことを担当する方もあり得るの、じゃないかというふうに言われておるのですが、そういうことを考えますと、最終的には裁判所が諸般の事情を判断して決定されるということでございますので、無理に法律で資格を限定するよりも、裁判所の適切な判断に期待すべきではないかということで、特に制限を設ける必要はないというふうにこの改正案ではなっているわけでございます。

○漆原委員　裁判所の話が出ましたので、法八百四十三条では、家庭裁判所が法人を成年後見人に選任する際には、法人及び代表者と成年被後見人との利害関係の有無を考慮して決めなさい、そういうふうな条文になって、まさに裏から法人を認めたというところの条文でございます。成年被後見人と法人との、そして代表者との関係性、利害関係を考慮しないという条文になっておりますが、どういう場合をこれは予想しているのか、一般的な例でございしますが、事例を挙げていただければありがたいと思います。

○細川政府委員 法人の場合は、例えば施設に御本人が入所している場合、その入所契約というものの当事者になっておりまして、お金を徴収する立場にございます。そういう方々が本人の後見人になりますと利益が相反するということになりますし、また、法人自体じゃなくても、法人の代表者が個人的に利害が対立するということがあると

思いますから、そういった場合を、利益相反というものを考えまして、通常の場合にはそういう方を後見人として選ぶことは適切ではないという判断でございませう。

○漆原委員 老人ホームなり施設に入所している方とホーム、施設は利害相反だ、そういうことをこの条文が言っているんだ、したがって、それは排斥されるんだというふうに考えていいんですか。

○細川政府委員 ですから、それは一例でございまして、一般的に、そういう利害の対立がある場合には後見人に選任するのは適当でないということとを言っているわけでございまして、ただ、そういう関係のある人でも、そういう金銭面の関係ではなくて、全然別個の関係で身上監護の点であれば、場合によってはそれは選んでも利害が対立しない場合もある。ですから、その点を裁判所はよく検討して判断するようにという意味の条文でございませう。

○漆原委員 もう一度ちょっとはつきりさせたいんですが、まさに金銭面の関係で、財産の管理を後見人がするというふうな場合に限定しまして、その被後見人が入所をしている、入所している施設の法人がその後見人になれるかどうか。なれないというふうに聞いてよろしいんでしょうか。

○細川政府委員 その入所契約に関しては、まさに利害が対立するわけですから、後見人を選任することは適当でないということでございませう。裁判所が最終的に決められますが、私はそういうふうに思っているわけです。立法もそういうつもりでございませう。

○漆原委員 私の言っているのは、入所契約そのものではなくて、入所契約に基づいて入所をしている被後見人と、その後、入所させているホーム、施設、法人が後見人になるという場合は、一般的に利害相反と考えていいんじゃないか、その場合も排斥される趣旨の条文じゃないかと読めるかどうかですね。そういうふうな指針としてお聞きしていいかどうかということをお尋ねして

いるんです。

○細川政府委員 原則としては御指摘のとおりでございませう。例えば、無料の介護ヘルパーの派遣というサービスがあるわけですが、そういう契約を施設が後見人としてするということになるのと、必ずしも利害が対立しないということになります。

ですから、ここで言っておりますのは、原則としては問題がありますが、そうじゃない場合も、よくよく法律を詰めて考えてみるとそういう場合もあるということとでございませう。したがって、そういう場合には、例えば後見人を二人選んで職務を分担してもらおうとか、そういうこともあり得るわけで、この解釈の指針としてこういう条文になっているわけでございませう。

○漆原委員 昔、私が担当した相続の事件で、相続人から依頼を受けて入所ホームに行ったわけなんですが、既に生前贈与という格好で全部入所施設の方に財産が移転をしておいたという、大変つらい思いをした。それも、亡くなる前に契約したやつですから、意思能力があったのかどうかともわからないで全部移転されてしまったという事案になって非常に苦しい思いをしたんです。

そんな施設があるかないか、今後出てくるかどうかかわりませんが、入所して面倒を見てもらっている人と入所させている法人、施設というものは、やはり力関係が全然違うわけですから、御老人にとって最後まで面倒を見てもらえるかどうかは大事なことになるですね。そういう意味では、ある意味では言いなりになりかねないという状況にあるわけですね。そういう人が、そういう立場で後見人になっていいのかなという、本当の後見の役割を果たせるのかなという心配が非常に強いんです。

したがって、先ほどから何回もお聞きしているように、そういう場合は利害相反の一般的ケースとして排斥すべきではないのかなということをお尋ねしているんですが、もう一度。
○細川政府委員 私の答弁が、やや法律論に傾い

たといえますか、条文の解釈論に傾いたことを申し上げたかと思うんですが、一般論としては、漆原先生の御指摘のとおり、そういった影響力がある人がいろいろやりやますと本人の利益が害される場合がありませうから、一般的には適当でないということになります。

だから、最終的には、裁判所が個別的な事案で御判断なされますので、解釈の指針としてはこういうことになっておりますというところでございませう。繰り返しになりますが、一般的には適当でないというところは言えると思います。

○漆原委員 その辺はよくわかりました。それでは次に、後見登記についてお尋ねしたいと思うんです。

後見等の登記や任意後見契約の登記は嘱託または申請によって行なう、こうなっておりますが、嘱託の場合は、これは公証人だとか裁判所の書記官が嘱託手続をされるわけですが、申請で行なう場合というのはどんなケースがあるのか教えてください。

○細川政府委員 後見の審判があった場合、あるいは任意後見契約があった場合には、いずれも裁判所なり公証人から嘱託がありますので、基本的には登記は嘱託で出されるわけです。

登記で出される場合はどういふ場合かといいますが、仮に、御本人の住所が変わった、それから後見人の住所が変わった、あるいは御本人が亡くなったというときには当然にはわかりませんが、で、御本人なり周りの利害関係の方に申請していただくというところでございませう。

○漆原委員 後見登記等に関する事務は指定法務局が登記所として行なう、こうなっておりますが、この指定法務局は今どこをお考えなのか教えてください。

○細川政府委員 法律上は、大臣の指定する登記所はどこでもよろしいんですが、現時点では東京法務局を考えているところでございませう。

○漆原委員 全国が対象となった事務について、東京法務局だけを指定法務局として一応考えてい

る、こういうことなんでしょうが、嘱託の場合はともかくとして、自分で申請しなければならぬケースがある。先ほどおっしゃったようにあるわけですから、そういう場合に、東京法務局以外のところに住んでいらっしゃる方、北海道にしても新潟にしても富山にしても九州にしても、そういう方は、例えば、申請する場合に、あるいは登記事項証明書あるいは閉鎖登記事項証明書または記録のないことの証明書、こういう交付申請をする場合は、一々東京にまで申請しなくちゃならぬということになるんじゃないですか。

○細川政府委員 申請の先はおっしゃるとおりなんですが、これは当然、利用しやすくするために郵送で申請もしていただきまして、登記事項証明書の交付の手続も、それから、いろいろな住所の変更等の手続も郵送できるようにしたいと思っております。

それで、それについては、利用者が利用しやすい用紙に、登記事項証明書の交付請求書の書式とか、交付請求の方法等をわかりやすく説明した一般的なパンフレットを作成して、これを各法務局、地方法務局の窓口においておくと、関係団体に御配布するとか、あるいは法務省のホームページに掲載するとか、そういうことで周知徹底を図りたいというふうに思っております。

もっとも、利用者が大変な負担を、ほかのところでもやっても経費倒れにならない、多額の経費が総体的にかからないということであれば、将来的にはその数をふやすことも当然考えられるわけで、法律上も、法務大臣が指定する登記所、法務局となっておりませうから、一つに限ると言っているわけではありませうので、将来的には、運用の状況を見ながらいろいろ考えてまいりたいと思っております。

○漆原委員 利用する方からすれば、全国に登記所、法務局の出張所があるわけですから、そこで全部コンピュータでやっていたらこればこれほど楽なことではない、こう思うんですが、今おっしゃったように、多分費用の観点なんだろうな、

だから、とりあえず東京一つにして、たくさん需要があれば少しづつふやして、その利便に供するといふふうにお考えなんだと思うんですが、そういう考えでよろしいですか。

○細川政府委員 そのとおりでございます。

実は、昨年国会で成立しました債権譲渡登記についても同じでございます。現在東京法務局だけでやっているわけですが、将来的にはいろいろ考えていかなきゃならないといふふうに思っているところでございます。

○漆原委員 この登記制度の導入というのは、一つは取引の安全という観点から導入されたわけでございますけれども、他方、もう一方は、成年被後見人等から見ると、秘密の保護の問題があるわけですね。したがって、この登記事項証明書の交付について、一方では取引の安全という観点、一方では秘密の保護という観点、どのような調整を図られているのか、教えてもらいたいと思っております。

○細川政府委員 この法律では、登記事項証明書の請求できる人を一定の範囲の人に限定しているわけですが、これはやはり、人の判断能力という極めてプライバシーの高い情報が記録されておりますので、そうせざるを得ないということと、そうしたわけでございます。

したがって、登記事項証明書の交付請求の際には、その成年被後見人の氏名等のほかに、請求者がどういふ立場の人かということをはっきりさせていた上で、その資料をつけていただいて、それで法律上の要件を満たしている人だということとを判断してから登記事項証明書を送付するということにいたしましたところでございます。

○漆原委員 私が一番心配しているのは、これからその成年被後見人と取引しようという方が、この人は場合によっては行為能力が制限された人ではないのかという心配で、法務局にその被後見人であらうと思われる人の登記事項証明書の交付を申請する、そしてこの人に行う行為能力があるかどうか確認をする、こういうことをされたんでは

非常に秘密の保護に欠けるのではないかと、こう思っています。

したがって、そういうふうにならないといふふうな法制になっているのか、場合によってはそういうふうになるということになっているのか、その辺はどうでしょうか。

○細川政府委員 この法律では、これから取引するといふ理由で登記事項証明書等を請求することはできないということになっているわけでございます。法律に定めておりますように、自分が成年被後見の本人であるとか成年被後見人であるとか配偶者であるとか、そういう特定の関係を持って、おる人だけが請求できるということにしているわけですね。

それでは、取引の安全はどうやって確保できるかという問題につきましては、まず、これは法制審議会でもいろいろ御議論いたしまして、銀行協会ともお話ししたんですが、その結果は、やはり落ちつくところは、取引の相手方の人が、通常の取引の過程で何か不審がある、そういう不正があるのではないかと疑念が生じたらまず本人に直接尋ねる、そのことを明らかにしておくということとです。それで、お聞きして、御本人が、私は制限を受けていますとか受けていませんとか言うんだらば、その証明書を御本人が出してくださいということにしたいんじゃないかということとでございます。

ぎりぎり法律論として詰めてまいりますと、そのときに聞かれてうそを言ったらどうなるかというところなんです。これについては現行法の民法二十条が当たりまして、そういう場合には取引消し権を行使することはできないということになるんで、そういうことを全体で考えれば、取引の安全とプライバシーの保護は調和できるんじゃないかというのが最終に到達した結論でございます。

○漆原委員 そうすると、後見人だとかその配偶者だとかあるいは御本人だとかいふ立場の人しか請求できない、これから取引しようとするいわゆる第三者の人はこの登記事項証明書の交付は一

切請求できないといふふうに理解してよろしいわけですね。

○細川政府委員 御指摘のとおりでございます。

○漆原委員 以上で終わります。どうもありがとうございました。

○杉浦委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後零時十五分休憩

午後一時三十四分開議

○杉浦委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○八代委員 自由民主党の八代英太でございます。

いよいよ成年後見制度に関する関連法案の、民法の一部改正という形で審議に入りました。午前中も、石毛さんは女性のまた専門家としての立場から、また、坂上先生、漆原先生はそれぞれ法律家の立場から、この成年後見制度にいろいろな角度から審議していただきました。全国の障害を持った皆さんにとっては待ちに待った法律、こういう思いもございまして、また、日本は急速な高齢化社会を迎えてまいりますと、こういうものがしっかり社会基盤の中に法整備されるということは大変すばらしいことだといふふうに思っております。

特に、そういう社会的な要請の高まりを踏まえてということで、私たちも平成八年から自由民主党の中に小委員会を設けて、成年後見制度に関する小委員会、参議院の阿部正俊君がその委員長を務めまして何回か議論をしてきたところでございます。

私は、初めて参議院に当選させていただいた昭和五十二年、一九七七年、ノーマライゼーションの理念というものを国会で発表させていただきまして、つまり、障害を持った人が何らかの社会が強く温かい社会である、こういうことでござい

ともすれば、歩けない人がいるにもかかわらず、歩ける人の社会であり、目の見える人の社会であり、言葉の話せる人の社会であり、それから、いろいろな意味で心に障害を持った人とかといふものは、大きな差別ということではなく、偏見の中に古今東西を問わず人間の歴史はあったように思います。

私たちの国には、健康な人しかいません、寝たきりの人はだれもいません、目の見えない人もおりません、精神に障害がある人はいません。格好よく聞こえますけれども、そういう社会の到来は非常に怖い社会の到来であり、現に、コンボ紛争の根底にも民族浄化などという、指導者のあらわれ方によつてはかつてのヒトラーのようなそういう状況も考えますと、やはり民主主義という中において、憲法十四条に保障されておりますように、すべての国民は法のもとに平等である、この基本的な考え方に立って、民法の改正等々がこうした形で、成年後見制度という一つのまとまりの中でしっかりと法制化されるということは大変すばらしいといふふうに思うのです。

そこで、総論として、成年後見制度の改正というものは、これは高齢者のみならず知的障害者及び精神障害者等の福祉にも十分重点を置いたものでなければならぬと思っております。また、もう一度既にお答えをしておりますけれども、もう一度伺っておきたいと思っております。

○北岡政府委員 八代委員御指摘の、現行の禁治産制度を初めとした成年後見制度、基本的な枠組みが明治三十一年、今から百一年前に創設されたということ、ややもするとマイナスイメージを持たれてきておった、さらには、時代の流れの中で十分に合わないのじゃなからうかというような指摘がございまして、

そこで、高齢化社会に対応しているいろいろな問題が指摘をされております。そのあたりの対応、さらには委員御指摘の、障害者福祉に対する理念も時代の流れとともにかなり変わってまいっております。

ます。そのあたりの充実を図っていかねければならぬという双方の観点から、痴呆性高齢者のみならず知的障害者、精神障害者等の、判断能力の不十分な方々の保護を図るためには、現行の制度を改正し、柔軟かつ弾力的で利用しやすい成年後見制度とすべきではなからうかという社会的な要請に基づいて改正に手をつけたということでございます。

法務省といたしましては、このような要請に応じまして、まず第一に自己決定の尊重、そして、八代先生常日ご指摘をされていらつしやいますノーマライゼーション等の新しい理念、そしてさらには、従来の本人の保護の理念という、この三つの理念の調和を旨といたしまして、それらの利用者の方々ととりまして利用しやすい成年後見制度の立案に努めてまいりました。

本日御議論いただいております民法の一部改正法案等の四法案を国会に提出をさせていただいたというような状況でございます。

○八代委員 ありがとうございます。

そこで、世界的に見ますと、人口の大体一割が何らかの障害を持つてあろう、こういうことを言われております。また、戦争が起きますと、戦争による多くの障害者が生まれるというようなこと。また、いろいろな疾病が蔓延しますと、そういう意味での障害を持つ。また、新しい時代が目まぐるしくなればなるほど、交通災害とか労働災害とか、いろいろなことの障害を持つ人たちがたくさんいるわけでありまして。

何よりも、日本におきまして高齢化時代でありまして、男性も平均が七十八歳、九歳、女性は八十三歳。百歳以上の人も、二十年前は三千人ぐらいたったものが、もう一万人を超えた。しかし、元気で高齢化時代を迎えて、ばつと人生が終るならいいんですけども、いろいろな障害を持ちながら人生を終えるということを考えていきますと、特にこの痴呆性の高齢者の問題というものは、この成年後見制度の一つの意義の中では大変重要だというふうに思っています。

そうした資産を、いろいろな意味でトラブルなんかもあるわけでありまして、しっかりその人の考え方というものが、もちろん、本人の尊重ということも当然であります。そこに、周りにおられる人たちが時として妙な形で群がりを見せたり、あるいは精神障害だということ、いろいろな意味で疎外をされたり、知的障害者だということ、本人は何もわからないんだからおれたちが決めるんだという、また家族の問題等々もいろいろ山積をしておいたり、これは大変だと思っております。

しかし、一人一人は、私も含めてそうなんです。が、だれ一人、みずから障害になりたいとか寝たきり老人になりたいとか痴呆老人になりたいなんて思っている人はいないと思っております。思っています。ゆえに、やはりそういうものを社会がしっかりと法整備をして、この安全なネットをしっかりと持っているとこの法がまたこの法の趣旨でなければならぬと思っております。さて、いよいよこれから運用していきまして、利用対象ということになるわけでございます。

痴呆性高齢者というものがざつと百万人とも言われております。知的障害者が四十万人ぐらいい、これも推測ですが、精神障害者は百五十万人ぐらいいというようなことも言われているんです。が、どれくらいの方がこの成年後見制度を利用する、この人全部じゃないと思えます。そういう意味での予想は法務省としてしっかり把握しているのか、あるいはどのくらいを見込んで今日の法の成立への一つの目的としているのか、その辺をちょっと伺いたいと思っております。

○細川政府委員 利用対象者の見込みでございますが、ただいま八代先生御指摘のとおり、痴呆性高齢者の数についてはある研究所が行った推計では、平成七年の時点では全国に約三十万人の方がおられる。それから、厚生省の調査によりまして、知的障害者の数は平成七年の時点で三十万人、それから精神障害者の数は平成八年の時点で二百七十七万人というふうに言われております。

したがって、成年後見の潜在的対象者と考えられる方は相当多数おられるわけですが、他方、現行の禁治産、準禁治産の制度ですと、利用件数は極めてわずかでして、禁治産宣告が一番最近の数字で千四百六十二件、準禁治産宣告は二百六十三件ということになっておるわけなんです。フランスで法律を改正した場合には、年間数百件しか利用されていなかったのが、今度の改正と同じような改正をしたんですが、十年後には二万件ぐらいいの審判があったということになっております。

したがって、こういった制度が利用しやすいになりますと、相当大きな数の方が利用されるようになるんじゃないかというふうに推定しているところでございます。

○八代委員 そういふ障害を持った人たちの数と現実には大きなギャップがあります。それから法律の運用に運用していくには、いろいろと法務省も大変な努力をしなければならぬというところをまず申し上げておきたいと思っております。

新しい成年後見制度が真に利用しやすい制度になるためには、いろいろな意味で、痴呆性高齢者だけではなく、知的障害者、精神障害者の現実的なニーズに十分こたえていく内容でなくてはならないというふうに思っております。

そこで、今回の法案は、高齢者の高額な取引にとまらず、あるいは知的障害者や精神障害者等の障害年金等の管理という日常生活上の金銭管理を支援するために、この法律が支援体制をとるような形ができるのかどうかということ。また、本人のいろいろな身の上のケア及びそれに要する申し立て及び支援に関する経費の援助制度みたいなものを考えているのかとか、これに付随する、いろいろなやり方があるだろうと思っておりますが、どのような制度を考えているのか、ちょっと伺っておきたいと思っております。

○細川政府委員 御指摘の、知的障害者、精神障害者の方々の日常生活上の財産管理の支援について

の問題でございますが、新しく改正点を申し上げますと、まず補助と保佐の制度において、本人の申し立てまたは同意を要件として、特定の法律行為に限定して、補助人、保佐人に代理権を付与することができるといたしております。したがって、年金等の管理も当然にできることになっておるわけでございます。また、新たに創設することとした任意後見制度におきまして、みずから指名した任意後見人に日常生活上の財産管理をしてもらうということも可能になるわけでございます。

それから、身上面の保護につきましては、新しく条文をつくりまして、後見人、保佐人、補助人、任意後見人のいずれにつきましても、その事務を行うに当たっては、本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態及び生活の状況に配慮しなからなければならないという明文の規定を置いたわけでございます。

それから、費用の点についてでございますが、審判に要する費用につきましては、これは要件が満たされれば法律扶助の申し立てができるわけでございます。それから、後見に実際に要する費用、それから、後見人に支払うべき報酬でございますが、これは、良質の後見人を確保するために、はそれなりの報酬を支払うことが必要なんです。が、では、御本人に資力がない場合はどういうふうになるかという問題になります。

その点につきましては、これは社会福祉の分野での大きな問題になるわけで、現在、厚生省におかれまして、社会福祉基盤構造改革において、判断能力の不十分な方に対する無料または低額の料金による福祉サービスの利用援助等を行う社会福祉事業の創設とそのための全国的な体制の整備を進めるということとされておりますので、その検討の中で手当てがなされるのではないかと、いふに期待しているところでございます。

○八代委員 まさにこれは、法務省は一つの法律をつくるにいたして、運用面ではそのノウハウは恐らく厚生省の方がはるかに持っているだ

ろうと思いませんか。

それからまた、今、日本は少子化時代ということになってきまして、身寄りのない痴呆性高齢者とか知的障害者とか精神障害者等も大変ふえていますよね。そういうときに、民法のこの改正案を見ると、家庭裁判所に、補助、保佐、後見の開始を申し立てるのは、配偶者とかあるいは四親等以内とか親族等とか、いろいろな決まりがあるんですけれども、本人に身寄りがなく、そういう社会環境というのを考えていきますと、申し立ての事務を行うのには、私は、やはり地域の福祉事務所とか、そこがまさに厚生省とのこれからのいろいろなタイプアップだろうと思いますが、きょう議論がありました保健所とか、施設に入っているばその施設長さんとか、あるいは民生委員の人とか、あるいは弁護士さんとか、いわば保佐人というの後見、いろいろな立場で代弁をする人たちは、むしろ地域のいろいろな人たちの声を結集して、法律では区割りのできない、かなり広い範囲のものが必要とされるのではないだろうか。

それは、さっきおっしゃったように、痴呆老人が百二十万いるとか、だんだんふえこそすれ、減ることはないわけですから、そういう体制づくりというものは法務省の中では検討されているのでしょうか。その辺はどうでしょうか。

○細川政府委員 これは、御指摘のとおりに、法務省だけでできる問題ではございませんので、例えば後見人あるいは保佐人や補助人になる人たちが、適切な候補者を探すということが非常に大事なことでございます。そういう中で、いろいろな地域で、自治体で、例えば福祉公社というものをつくっているとか、社会福祉協議会とか社会福祉士の団体の方々等いろいろありますので、そういった現に支援を行っている方々と私どもも協力してまいりながら、この制度が適切に運営されるような努力をしてまいりたいと思っております。

○八代委員 そこで、鑑定とか診断ということになるのですが、個々の痴呆性高齢者や知的障害者

や精神障害者等について、その判断能力やあるいはケアの必要性に応じた適切な支援をしていくためには、各人の判断能力というものの判定が適切に行われなければならないと思っております。

そこで、個々の高齢者や障害者の判断能力を的確に判定するために、これは家庭裁判所における鑑定、診断ということになるのですか。家庭裁判所における鑑定、診断というものをもしやるとしたら、どんなふうにするのか、あるいは鑑定医の確保というふうなものもしっかり持っておられるのか、あるいは裁判所が独自に判断基準とかそういうスケールなんかを考えているのか、この辺はどんなふうな考えをお持ちなのでしょうか。

○細川政府委員 この成年後見の制度を運用するにきましては、今八代先生御指摘のとおり、御本人の判断能力をどのように判断するかということが非常に大切な問題でございます。

これは主として医療面の判断ということになりますので、従来の制度では、禁治産、準禁治産の判断をするためには、裁判所は必ず鑑定に付さないければならないということになっていたわけですが、それが、例えば補助について、鑑定まで必要ではないのか、あるいは主治医の判断でよろしいのではないかと、あるいは完全な植物状態にあるということなどを主治医が判断すれば、鑑定までする必要はないのじゃないかと、そういった鑑定の実際の仕方について、さまざまな点が指摘されております。

この点につきましては、従来は最高裁判所の規則でそれが定められておりましたので、現在、最高裁判所におきまして、この規則について、鑑定に関する点につきましては、どのようにするかというところを検討されているというふうに聞いております。

○八代委員 そうすると、補助制度とでもいいですか、そういうものの徹底が必要になっていくでしょうし、それを育てることが大切だと思いますし、そういう意味で、補助の制度に対する期待というものも実は大変高まっているわけです。もち

ろん、自己決定を尊重するのは当然なんですけれども、最小限の支援が可能な制度として、福祉の現場のいろいろな声を聞きますと、やはりこれには補助制度みたいなものが必要だろう。つまり、本人の自己決定に行くまでに足らざることを補うような、ただそればんのにほんばんと切り刻むというわけにはいかない段階のないいろいろな障害があるだろうと思っております。そういう意味での補助制度というものについて、もう少し説明をしていただければと思うのです。

○細川政府委員 従来の制度では禁治産と準禁治産の二つの制度しかなかったわけですが、これは相当程度判断能力が減退している方が対象になるわけで、軽度の痴呆性高齢者とか知的障害者、精神障害者の方には補助をする制度がなかったわけでございます。そこが従来の制度が非常に硬直的だと言われていたゆえんでございます。

そこで、この改正案では、事理を弁識する能力が不十分な方について、要するに保佐や後見の対象に至らない人につきましては補助という制度を新たに設けまして、そして、これは軽度の障害の方でございますので、御本人の自己決定を尊重いたしまして、その補助に付す制度を利用するかどうかは御本人の御判断にゆだねるということが一つ。それから、どういった補助を与えるか、例えば代理権を与えるのか取り消し権を与えるのか、あるいは双方を与えるのか、それともどういった項目について代理権を与えるのか。そういう点についても御本人の選択ができるようにいたしまして、柔軟に対応できるようにという制度が、今度新設を考えております補助の制度でございます。

○八代委員 その補助の制度も大変大切だ、この後見の制度が実効性のある制度として機能するためには、制度の担い手の役割が非常に重要であるというのには当然なんですけれども、他方で、補助人とか保佐人とか成年後見人の権限が拡充されるのに伴って、今度は裏の言い方をしますと、権限

の濫用を防止するために、適正なチェックのシステムを確立するということが大変重要になってくると思っております。

通信傍受法案でも濫用の問題がかなり議論をされましたけれども、まさにこういう法律ができる、その裏側を見ておかなければいけないという思いが大変強くなるのです。その辺で、成年後見人の権限濫用の防止策といいますが、そういうようなものはどのような形になっているのか、ちょっと伺いましょう。

○細川政府委員 御指摘のように、成年後見人等の権限濫用を防止する策を考えておくのは非常に大事なことでございます。

そこで、改正案では、まず権限を濫用する可能性がある人が選ばれない、選ばれることを防止することが大事だという観点から、成年後見人等となる者と御本人との利害関係の有無というものを十分考慮して、要するに利益の相反のある人については成年後見人等には選ばないということから、そういう考慮すべき事項を定めた規定を置いております。

それから、監督を充実させる点でございますが、従来は後見人についてののみ後見監督人というのがあったのですが、今回の法案では新たに保佐監督人あるいは補助の監督人等も新設し、それから専門的な法人もこれらの監督人になれるようにしているわけでございます。また、家庭裁判所の職権で、こういって問題がある場合には監督人を選任することができるようになっております。

そのほか、改正案では、成年後見人等の解任の請求権を後見監督人あるいは御本人、それから親族等に与える、あるいは、家庭裁判所の後見事務等に関する必要な処分を請求権を本人にも付与するということ等の改正をいたしまして、家庭裁判所の監督機能を一層充実させるための改正も加えているところでございます。

○八代委員 よくいろいろなところでいろいろな障害を持った親御さんの話を聞きますと、また精神障害を持った家族の人の話を聞きますと、大概

最後に言う言葉は、この子よりも先に死ねないという言葉です。この姉よりも先に死ねない、この親よりも先に死ねないという思いが非常に深刻に伝わってくる。私はよく、親が死に、子が死に、そして孫が死ぬ、そういう社会が一番いい社会なんだ。こういうことを言うことがあるのですが、そういう視点から、つまり親亡き後の問題です。そういう意味では、東京、大阪等で社会福祉協議会における財産保全管理サービスとか、あるいは全国精神障害者家族会連合会が先駆的に試みています「さばー」というような、契約によって本人の後見のあり方なんかを決める方法をいろいろ考えているのですが、こういう法制化した制度の中で、やはりこういうものとも絡み合いながら重要な役割を果たしていくべきだというふうに私は思っているのです。

そこで、任意後見制度は、知的障害者、精神障害者等の御両親の老後、死後、すなわち親亡き後の本人の生活を支援するためにどのように役立てることができるのか。

そして、やはりもう一つ最後にお伺いしておきたいのは、痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者の後見人は、万一彼らに事故があったとき、または事故が発生したときに民事上の損害賠償責任が生ずると思うのですけれども、もし責任を課したものだと思ふ人のなり手がなくなってしまう、こういうおそれもあるにしろあらずなので、免責にして、なお各種の事故被害者を総合して、事故被害者総合救済保険制度みたいなものをつくったかどうかというふうな意見もあるのですが、あわせて最後に御答弁をいただいて、質問を終わりたいと思います。

○細川政府委員 御指摘の、親亡き後の御本人の支援のために、任意後見制度がどういうふうに使われるかという点でございますが、まず、子供本人が意思能力がある限り、みずから任意後見契約を締結することはできまして、親の死後に任意後見受任者が任意後見監督人の選任を申し立てて、その任意後見人の保護を受けるということが可能です。

ございます。

それから、子に意思能力がない場合は、子本人が未成年者の間に限って言えば、親権者が子にかわって任意後見契約を締結することも可能でございます。

それから、二つともできないという場合には、今度は、親御さん自身が自分について任意後見契約を締結しておくというところは考えられまして、それにあわせて、遺産の管理方法を指定する遺言とか信託とか、第三者に介護を頼んでおくとか契約をするとか、そういうことは考えられるわけでございます。

それから、二番目の御質問の、事故があった場合の問題でございます。

みずから不注意で御本人が事故に遭ったという場合には、そういう場合ですと、後見人等は善良な管理者の注意義務を負っていることになっていくのですが、それに違反がなければ後見人等が責任を負うということはないわけでございます。他人を傷つけた場合はどうなるかということとは、これは場合によりまして、後見人等が監督義務を怠ったということがありまして、それは損害賠償責任を負う場合があるわけでございます。

最後に御指摘の、事故被害者総合救済保険制度でございます。

これは保険制度でございますし、事柄の性質上、当然には法務省の所管ではないわけですから、私も、私どもといたしましてはそういう問題の重要性は理解しているつもりでございますので、今後、議論の動向を見守って、法務省としてできることがあれば協力してまいりたいと考えているところでございます。

○八代委員 どうもありがとうございます。

○杉浦委員長 次に、達増拓也君。

○達増委員 自己決定というところは個人の尊厳の核心でありまして、それは自由の本質、デモクラシーの基盤であります。しかし、自己決定ということには能力の問題というものがつきまといま

一つには、よりよい自己決定、よりよい決定をするため自己の能力を高めていく、そういう自分に対する責任というものをきちんと持った上でなければ自由というものに価値を置くことはできないわけでありまして、自由と責任というものが常に対になるゆえんであります。

また一方では、身体的といましようか、あるいは医学的といましようか、自己決定をするための能力を著しく低下させたり、さらにはそうした能力を失ってしまう場合もある。そのとき、いかに個人の尊厳を保ち続けるか、これはデモクラシーのあり方が問われる重大局面であります。しかも、それが、高齢社会ということで、例外的な問題としてあらわれてくるのではなく、すべての人について高い潜在的可能性を持つ問題として迫ってきているわけでありまして、したがっていましめて、成年後見の問題というのは、決して一部の人の問題ではなくて、すべての人々の問題であるという認識で取り組まなければならないわけであり

最近、多重大格が一種ブームになっておりまして、最初はドキュメンタリーで紹介され、その後我が国においても、小説やあるいはテレビ、漫画等々、多重大格ものがはやっていくわけでありまして、これは、高齢社会がどんどん超高齢社会というようになってきて、痴呆等の問題で、いつ自分が自分でなくなってしまうかわからない、また自分の周りにいる人が突然その人じゃなくなってしまう、そういう危機感が非常にリアルなものとして社会全体に広がっている、そういう状況に対応してこういう多重大格の物語がブームになっているのかなというふうな気がいたします。

もともと欧米でブームになったものなんですけれども、これは、レーガン元大統領がアルツハイマー宣言をしたことは記憶に新しいのでありますけれども、そういう高齢社会における自己決定の問題、アイデンティティーの確保の問題、そうしたことが欧米で先駆けて深刻に問題となり、それが多重大格ブームなども欧米で先に問題になった

のかなというふうに考えております。

欧米諸国では、成年後見制度についてさまざまな改革が行われてきたわけでありまして、今般、ついに我が国におきまして、法制度を整備して社会全体としてこの問題に取り組もうというところで、民法改正等によります成年後見制度の改革ということになったわけでありまして、個人の能力の問題を制度的に補うことで個人の自由をできるだけ確保していく、日本のデモクラシーがまた新たな高度化、高い段階に入っていくのかなというところで、非常に期待も高いのでありますけれども、まず最初に質問いたします。

今般の、民法改正等によります成年後見制度の改革の趣旨、特に現行制度の問題点というものを踏まえてどう改善していくのか、これをまず最初に伺いたいと思います。

〔委員長退席 山本(幸)委員長代理着席〕

○細川政府委員 現行の禁治産、準禁治産の制度につきましては、さまざまな問題点が指摘されております。

まず第一に、禁治産、準禁治産という二つの類型しかなくて、軽度の精神障害により判断能力が不十分な方については対象とされていないということが第一点でございます。

それから、現在の保佐人に取り消し権、代理権がなくて、御本人がみずからしない限りは取り消し権が行使されない、それから、保佐人が本人にかわって行為をすることはできない、これが制度の欠陥であるということが言われております。

それから、後見人、保佐人になる方にも、配偶者がある場合は必ず配偶者がならなければならないというところがありますが、例えば痴呆性高齢者の場合には、配偶者の方も大変お年寄りだという場合がありまして、法定後見人制度だと実際には機能しない場合があるということが指摘されております。複数の後見人も選べないということになっていまして、法人についても疑問があったわけでございます。

それから、禁治産、準禁治産についてはマイナ

スのイメージがあると言われている。例え、準禁治産とか禁治産という言葉自体、財産を治めることを禁止する宣告ということになっていて、それが戸籍に記載されるということ、利用者の非常に強い心理的抵抗があるということ、そういった点がいろいろ利用したい原因として指摘されておりましたので、今回の改正案では、そういう点を改めるということで改正案ができていくわけでございます。

○達増委員 今の指摘された問題点の中で、まず最初に、現行制度が硬直的な二元的制度だという点、指摘がありましたけれども、もう少し具体的に、どのような点で使い勝手が悪く、またどういうふうに改革、改善していくのかを伺いたいと思います。

○細川政府委員 まず、現行の禁治産では、禁治産宣告を受けた方は、すべての行為について行為能力がないということにされております。したがって、日常生活に必要な物の購入とか、ガス代、電気代の支払い、そういったもので法律上は後見人がしなければならなくて、本人ができないということになっていたわけですが、それを今回の改正案では改めまして、日常生活に必要な行為については御本人みずからできるようにしたということが一点ございます。

それから二点目は、先ほどもちょっと申し上げましたが、保佐人の権限が同意権に限られておりまして、その同意を与えるか、与えないかだけしか権限がないということになっていました。それで、今回の改正案では、まず保佐人について、同意をしないことがあって、それが本人の不利になる場合には、保佐人自身がその行為を取り消すことができるということにいたしました。

それからもう一つは、御本人がみずからできない場合には、保佐人に代理権を与えることが可能とする、そういう改正も含んでいるわけでございます。

それから三番目については、先ほど申しましたけれども、軽度の障害者に対する補助の制度がな

いということ、非常に多くの方々が利用できない制度になっていたということで、新たに軽度の障害のある人を対象とする補助という制度をつくりまして、補助人は、御本人の選択により、特定の事項について代理権を与えることができるということになっておりまして、柔軟な対応ができるようにということと改正をしたわけでございます。

○達増委員 現行の準禁治産者と保佐人の制度については利用件数がわずかであり、ここ数年、禁治産者と後見人の制度については数年間で倍増するぐらい伸びがあるにもかかわらず、準禁治産者と保佐人の制度についてはそういう伸びもなく、利用件数もわずかということを知っているのですけれども、そこはやはり今答弁にあったような問題点があったということでしょうか。

○細川政府委員 事件の動向それから原因等について、御指摘のとおりだと思います。

○達増委員 次に、任意後見制度について伺いたいと思います。

これは、今回の改革によりまして新規に創設された制度ということになります。これは、自己決定という観点から、成年後見制度に新たな地平を切り開く制度で、大変いいと思うのですけれども、現行制度でも、代理契約の契約の仕方によつては、類似の効果のあるものも不可能ではなかったわけなのでありますけれども、今般の諸改正により、新たに制度としてきちっと体制整備することによってどのようなメリットが出てくるのかを質問したいと思います。

○細川政府委員 ただいま御指摘のとおり、現行法でも、自分が判断能力がなくなった後の代理人を定めておくということではあるわけでございます。日本の民法では、本人が判断能力がなくなっても、委任契約で与えられた代理権はなくなるというところになっておりますから、それは可能なのですが、御本人が判断能力がなくなった後にそれがその代理人を監督するかという問題がございました。したがって、従来、この現行の制度

では任意後見人的なものを利用しにくかったのは、要するに、その制度に対する公的な監督の制度がなかったからでございます。

そこで、今回御提案申し上げております新しい任意後見制度におきましては、御本人が、自己が判断能力がなくなる事態に備えて、あらかじめ任意後見人となるべき者を契約で定めておくわけですが、その効力が発生するのは、家庭裁判所が後見監督人を選任し、その公的な監督がなされるという担保ができてから任意後見契約というものが効力を生ずるということにいたしましたわけでございます。こういったことによって、本人の自己決定の尊重と本人の保護ということ等の調和を図ろうとしたものでございます。

○達増委員 先ほど現行制度の問題点として答弁があった中に、戸籍という形で公示することによる弊害という点がありました。今回の改正で、登記による公示に変えるということ、これは、利用する側からすれば利用しやすくなるということだと思えます。取引の相手方からすれば、戸籍の場合、だれでも確認作業、チェックしやすさという点はあったと思うわけですが、それが登記になることによって、後見人の名をかたてて勝手に財産処分をする人とか、うがった見方をすれば、いろいろ制度を悪用する人も出てくるおそれがあると思うのですけれども、そうした弊害をどう防いでいくのか、この点はいかがでしょうか。

○細川政府委員 確かに、成年後見の制度は、御本人の行為能力を制限する制度で、そして、第三者に代理権を与えるという制度でございますから、権限の濫用というものは特に問題になりますし、また、取引の安全等が問題になるわけでございます。

そこで、成年後見人等であるあるいは保佐人等であるといったことをどうやって確認するかという問題でございますが、まず、取引の場合に、私にはだれだれの成年後見人であるというふうに言っ

て取引を申し込んだ場合には、それは成年後見人と称している人にその旨の登記事項証明書を提出するように、権限を証明する文書を提出するようにと要求することによって権限の範囲を確認することができるようでございます。

次に、それではその証明書はだれが請求できるかという問題でございますが、これは、今回の法案では、本人、後見人、そのほかに配偶者、特定の親族という方が請求できることになっております。したがって、その証明書を保持している方はそういう権限のある人だということが確認できるわけでございます。そういう面でも取引の安全が図られるのではないかと、ううううに考えておるところでございます。

○達増委員 次に、今回の改正で、後見人は、今までは一人とされていたものを複数にすることができるようになったということ、これは運用上といえますが実態上、利用する側からすれば非常に柔軟にいろいろ工夫ができる余地が出たということでありましょうけれども、他方、本人にかわって財産処分などの意思決定を行う後見人が複数ということでもありますから、その中でうまく整理しなければ、だれが最終的に決めるのかとか、そういう混乱が生じるおそれもあると思うのですけれども、後見人が複数になった場合に混乱を防ぐための手だてというのはどのようにしているのでしょうか。

○細川政府委員 御本人のさまざまなニーズにみまますと、場合によっては後見人が複数選任できるようにしておいた方がいいということが、私どものしたヒアリングでの大多数の意見でございました。そこで、複数選任することができるような案にいたしましたわけでございますが、問題は、ただいま御指摘のような場合に、権限の重複とか衝突をどう調整するかというものが出てくるわけでございます。

そこで、この改正案では、基本的には各成年後見人が単独で後見事務に関する権限を行使することとできることとしておりますが、裁判所は、矛盾抵触の可能性を防止するために、事案に応じて

家庭裁判所の職権で、成年後見人の権限の共同行使とか、あるいは分掌の定めをすることが出来るわけだ。例えば、財産管理については法律家たる弁護士さんが後見人になる、それから、身上監護については社会福祉士の方がなるとか、そういうふうに分掌を定めることによって権限の衝突を防ぐことができるというふうに考えておるところでございませう。

○達増委員 後見人の決定については、配偶者がいる場合は現行制度では原則配偶者というふうに民法にあるわけですが、今回、それを配偶者じゃなくてもよいとした。配偶者がいれば配偶者じゃなければならぬというの弊害、先ほどの答弁にもあったのであれども、もう一度、配偶者じゃなくてもよいとした理由について具体的に伺いたいと思います。

○細川政府委員 御指摘のとおり、現行民法では、配偶者がある方については必ずその人を後見人なり保佐人にしなければならぬということになつてゐるのですが、これは、福祉関係の実務の方々に聞きますと、特に痴呆性高齢者の方の場合には、配偶者の方も大変高齢で、現実には後見人としての役割を期待することができない場合があるというのを聞いておりますので、その点はやはり法律上に例外を許さないようにしておくのは適当ではないだろうかという判断に至つたわけでございます。

もつとも、この法律の義務づけを取りましても、実際の運用上では、多くの場合は配偶者の方が適任であらう。それは、やはり愛情に基づいて御本人の面倒を見るということが最も適切なものが期待できるからということでございます。したがって、最終的には、法律上で義務づけることはやめるということにいたしましたわけでございます。

○達増委員 今の点、もともとこうした成年後見が問題になるようなケース、伝統的には血のつながりとか家族制度とかいうものが重視されて、そもそも、この後見制度について、民法では親族編

の中に入つていて、また戸籍に公示されるといったところも、伝統的には非常に家族の問題として考えられていたからなのかなと思つてありませうけれども、今や、高齢社会の問題、介護保険の問題などでも議論されているように、もう家族だけでは大変で、もっと社会的な広がりの中でこうした問題に取り組んでいかなければならないというところで、配偶者でなくても後見人になれるようにしたところは非常に革新的な部分の一つだと思ふのです。

並行して、今回の改正で、さまざまな団体、施設等、そういった法人が後見人になることが、そういう事態が家族の問題というところから、より社会的な広がりの中で解決していくということを取り入れられてゐると思つておられるけれども、その辺について伺いたいと思ふます。

○細川政府委員 確かに御指摘のとおり、家族だけの問題にとどまらず、地域全体の問題として考えていくということが従来指摘されておるところでございます。

実際に、後見人にだれを選ぶかという場合でも、私どものヒアリングをした結果では、例えば自治体が設立した福祉関係の公益法人、多くの場合は福祉公社とかいう名前がついておられますが、とか、社会福祉協議会というところ、これは社会福祉法人でございます。あるいは、弁護士さん等の法律の専門家が集まつてつくられた法人というものがございまして、こういうところが障害者の支援の事務を現実に行なわれておられるのでございませう。

そういったところが、この法律ができればと、公式に後見人となることができるということで、社会資源として新たなものが加わるということになるものと考えております。

○達増委員 そのように、後見人のあり方について、大分柔軟に、かつ社会的な広がりの中で手当てしていくような方向での今般の制度改革になつておりまして、それによって、かなり利用が伸びたり、活用が広まつたりすることが予想されるわけ

でありますけれども、それは一方で、後見制度を監督していくことがまた非常に重要になり、かつ、いろいろ複雑な専門的な知識も要求されるようになってくると思つておられるけれども、そうした監督体制の整備については、今回、どのように考えているのでしょうか。

（山本（幸）委員長代理退席、委員長着席）
○細川政府委員 まず、現行の制度では、後見人については後見監督人を選任できるわけですが、そのほかについてはなかったわけですが、今回は、保佐人それから補助人についても後見監督人を選任できるようにいたしましたわけでございます。それで、この監督をまず期したいということでございます。

第二点目としては、当然、家庭裁判所が公的な監督もしなければならぬわけですが、その点については、裁判所が後見人に対して、例えば後見事務の状況を家庭裁判所に報告させる、それから、必要な場合には、どういう処分をするべきかということなどを命ずることができるよういたしました。

それからまたもう一つ、御本人が現に居住している家屋を後見人が処分しなければならぬと考へた場合には、これは御本人に対する影響が大きいのですから、裁判所の許可を得なければならぬということにもしておるわけでございます。

○達増委員 以上で私の質問を終わりたいと思ふます。

現行制度の不備な点について、今非常に困つて、すぐにでも新しい制度を求めている、そういう方々がいらつしやいますし、他方で、冒頭述べましたように、これは決して一部の人の問題ではなくて、今や全国民、すべての国民の共通の問題というところであります。国全体、社会全体として取り組んでいかなければならない、そういう問題でもあるわけでありませう。一日も早くこの法案を成立させることで、そうした国民全体のニーズにこたえていくことを希望いたします。質問を終わりたいと思ふます。

ありがとうございました。

○杉浦委員長 次に、上田勇君。

○上田（勇）委員 公明・改革の上田でございます。

初めに、公正証書遺言等の改正につきまして御質問させていただきます。

今回の法案によりまして、聴覚あるいは言語機能に障害をお持ちの方が、口授にかえまして手話通訳や自書による公正証書遺言が認められることとなつたわけですが、これはかねてから聴覚障害者の方々からも要望が出されてきたことと聞いています。本委員会におきましても、我が党を初め多くの委員の方がこの問題を取り上げて質問させていただいてゐる事項でございます。また、これまでのいろいろな議論を伺う中で、手話通訳を認めない、あるいは自書を認めない合理的な理由も既になくなつてきたのではないかと、このことを常々感じていたわけですが、そういう意味で、今回、かかる改正が提案されたということは評価するものであります。むしろ速きに失したぐらいのことではないかというふうに考えているわけでございます。

そこで、最初に北岡次官に、今回の改正の意義、また趣旨、そしてこれまでなぜそういう口授に限定していたかなども含めて、今回の改正についての御見解をお伺いしたいというふうに思ふます。

○北岡政府委員 委員御指摘の、現行の民法上の公正証書遺言は口述主義をとつておつたということで、手話通訳または筆談によることができないということ、いろいろな問題が指摘をされておつたわけでございます。

聴覚、言語機能に障害がある方々には、公正証書遺言をすることができないということ、それにかわりまして、自筆証書遺言あるいは秘密証書遺言という方式もございまして、こちらで大体、本来は処理できるであらうというふうな考え方があつたわけでございます。しかしながら、最近、このような障害のある

方々も、より安全で確実な方式とされております公正証書遺言を利用できるようにすべきであるという社会的な要請が高まりを見せておりまして、法務省といたしまして、このような方々の権利擁護の必要性、そしてまた近年の手話の発達や普及の状況等を総合的に考慮いたしまして、本法案においてこのような方々が手話通訳または筆談により公正証書遺言をする道を開いたものであります。

○上田(男)委員 今の御答弁にもありましたように、やはり公正証書遺言が最も安全かつ確実である、それを今回、聴覚あるいは言語の機能に不自由な方々も利用できるようなったということについては大変評価するものでございます。

その意味で、今御答弁の中にも、手話の発達といったことも理由として挙げられていたましたが、そういった障害をお持ちの方にもできる限りいろいろな、あらゆる面での権利が的確に保障されるように、今後ともぜひまた迅速な対応をしていただきたいと思います。

それで、次に、成年後見制度の質問の方に移らせていただきますが、初めに、ちょっと内容について、若干細かい点に及ぶ面もありますけれども、質問させていただきます。

今回、現行制度のもとでは禁治産者の後見人へのみ付与されておいて保佐人には付与されていない取り消し権や代理権を、後見人に限らず、保佐人、補助人にも付与することというふうに改正が提案されているわけでございます。これらは、こういう後見制度の実効を高めるという意味では理解できるものではあります。同時に、被後見人等の権利の制約を伴う重要な事項でございますので、今回このように改正した理由をまずお伺いしたいというふうに思っています。

○細川政府委員 ただいま御指摘がありましたように、保佐人、補助人に同意権と取り消し権を与えること。取り消し権を与える点につきましては、実は、本人の保護には適しているという面

と、それから本人の能力を制限する面と、二つあるわけでございますので、この点について、実は、昨年四月に公表した民法改正要綱草案では、検討課題として掲げまして、各界の意見を伺ったわけでございます。その意見の照会の結果、日弁連とか多数の福祉関係団体からは、やはり保佐人、補助人に取り消し権を与えるべきだという意見が寄せられました。そういう意見が多数を占めたわけでございます。

その理由は、まず、判断能力の不十分な御本人の保護の観点からは、保佐人、補助人にも取り消し権を付与する制度の方がより実効的になるということで、従来から、民法の教科書にも、取り消し権がないのは立法上の過誤だとまで書いてあるものがあつたわけでございまして、そういう理由でございます。

それから、代理権を与えるということにつきましましては、代理権と取り消し権とは、やはり私的自治に対する制約という点では本質的に性格は同じだということに考えられますので、補助人に代理権を与えるのであれば、取り消し権も与えても法制的には整合性があるものになるだろうということ、この二つの理由で、取り消し権というものを保佐人、補助人にも与えることとした案としたわけでございます。

もっとも、本人の判断力が比較的ある補助類型の場合には、補助人が取り消し権を持つことを本人が望まない場合には、本人は同意権の付与に同意しないことによりそういう審判がなされることではないということになります。補助人には代理権のみを与えるということが可能になるわけでございます。

○上田(男)委員 次に、現行の八百五十八条一項において禁治産者の後見人の身上監護義務が定められておりますが、今回の改正では、これを廃止いたしました。新たに、成年後見人、保佐人、補助人すべてに身上監護義務を設けることとしておるわけでございますが、その理由、それから、こうした変更に伴いまして、後見人、保佐人の役割

にどのような変化が生じるのか、その辺の趣旨をお尋ねいたします。

○細川政府委員 御指摘のとおり、現行の八百五十八条第一項では、後見人に禁治産者の療養看護に努める義務を課しているわけですが、これは、対象が療養看護というものに限定されて、身上監護の多様な面の後見人の注意義務を規定してないというところが一つ問題であります。

それから、後見人自身が療養看護に努めなければならぬような、要するに、事実行為との境界が不明確であつたという指摘もあつたわけでございます。成年後見人の行為には、身上監護を目的とするものももとより、財産管理に関するものでありまして本人の身上に関する事項が多うございまして、成年後見人は、本人の身上に配慮してその事務を遂行すべき一般的な義務を果たすことが求められていたところでございます。

そこで、身上面の保護の重要性にかんがみ、この新しい規定では、後見事務の遂行に当たっては、本人の心身の状態、生活の状況に配慮すべき義務に関する一般的な規定を創設するとともに、その規定の中で、自己決定の尊重の観点から、本人の意思を尊重すべき義務についてもあわせて規定することとしたものでございます。したがって、成年後見人等は、この身上の配慮義務を負うことによりまして、本人の身上面の保護と本人の意思に配慮した後見の事務を遂行するということが責務となりまして、これまで以上に重要な役割を負うことになったということが言えると思っております。

○上田(男)委員 次に、今回の改正は、現行の禁治産、準禁治産制度が余り利用されていないという実態を踏まえまして、現行制度を柔軟かつ弾力的なものとするように、現行制度についていろいろと指摘されている問題点を種々改めて改正したものというふうに承知しております。先ほど既に質疑が行われましたが、こうした改正によりまして、現行の制度に比べて、新たな成年後見制度の件数、これは相当増加するのではないかと想定

定されているというふうに先ほどお話があつたと思ひます。

ただ、そこで、今度はもう一つ考えなければいけないのは、この法定後見人制度等の利用者が相当増加するということになると、高齢者であつた場合に、被後見人等でなくて、つまり、本人が十分な判断力を持っていないという場合においても、何らかの契約を結ぼうとしたときに、契約の相手方から、むやみに、被後見人になっていない、したがって、その契約が有効であるということを明らかにするように求められるというようなことはないのであるかということが懸念されるわけでありまして、

これは、契約の相手方の立場になってみますと、そういうリスクを回避するという意味では、本当に本人との間の契約が有効であるかどうかというのを確かめるというのには、そういう意図があるということも考えられると思うのですが、そういうことを通じて必要以上に高齢者等の経済活動とか社会生活を事実上制限するようなことがあつてはならないというふうに思います。そのあたりについて、お考えを伺いたいと思ひます。

○細川政府委員 確かに、取引の相手方にとりましては、後で契約が取り消されるということは大変な事態ですから、そこは注意するのは当然でございます。しかし、よく考えれば、通常、従来の継続的取引関係がある場合には当然そういう事実はおかると思ひます。また、取引の過程で相手方の判断能力に不審な点があれば、特にお年寄りだということの一事をもって確認を求めるといふことは普通はならないのではなからうかと思ひます。

取引の過程で相手方の判断能力について疑問を抱けば、本人とか御家族に成年後見等を受けているかどうか口頭で確認するということになるかと思ひます。受けていないということであれば証明書を出してもらつて権限のある人に加わつていただく、受けていないということであればそれで取引をして差し支えないのだらうと思ひます。わ

あります。

そういう意味で、ぜひ、この成年後見制度、非常に重要な制度でありますので、広く国民に周知をしていただかなければいけないわけでありま。法務省としても、厚生省やその他関係行政機関また各種団体等の協力も得ながら、そして、この制度について国民に広く周知させるため、ぜひ広報活動等を積極的に行っていただきたいというふうに思いますけれども、その辺についての方針をお尋ねしたいと思います。

○細川政府委員 午前中の質疑で法務大臣からお答え申し上げましたとおり、成年後見制度の適切な運用に当たりましては、ただいま御指摘のありましたような、厚生省、自治体あるいは福祉関係の機関、それぞれのさまざまな団体との協力が不可欠でございます。私どももいたしまして、例えば、わかりやすいパンフレットをつくってそれらを関係機関に御送付し上げるとか、あるいはこの制度の内容について周知徹底を図る、あるいは法務省のホームページにそれを掲載するとか、そういうさまざまな工夫を凝らしまして制度の周知徹底について努めてまいりたいと思っております。

○上田(勇)委員 以上で質問を終わらせていただきます。

○杉浦委員長 次に、木島日出夫君。

○木島委員 日本共産党の木島日出夫でございます。

いよいよ成年後見制度改正に関する関連四法案の審議が始まったわけですが、私どもも、現行の禁治産、準禁治産制度が非常に硬直的で使いにくい、そういう状況を、欠陥を是正して、痴呆性のお年寄りや精神障害のある方々が、自己決定権が尊重されながら、かつ必要な保護、援助が図られる、そういう法的制度をつくること、大賛成であります。ノーマライゼーション推進の立場から積極的に取り組んでいきたいと考えているわけでありま。

二つの観点が非常に重要だと考えております。一つは、利用しやすい、そういう方々が安心して

利用できる制度であること。もう一つは、後見人や後見監督人等が代理権を濫用して、例えば痴呆性のお年寄りの方々の財産などを不当に侵奪する、それを防ぐ歯止めをしつかりかけるといふこと。一見相反する要請であります。この二つの観点が非常に大事だと思いますので、これからそんな観点から、政府から出されている法案について基本的なところから質問をしてみたいと思

最初、成年後見、保佐、補助、三類型の制度にしようとしているわけですが、午前中も質問がありましたが、民法上の行為能力の制限の制度については、抜本的に使い勝手のいい制度をつくるのであれば、むしろ、ドイツが一九九二年から進めている一元的制度、いわゆる世話制度、これの方がいいのではないかと。裁判所が個々の当事者の身体的状況、財産的状況、親族の関係その他、一人一人しっかりと判断をして、この当事者はこのぐらいの行為能力制限でいいんじゃないか、そして、こういう世話人をつけるのがいいんじゃないかという具体的な判断をするいわゆるドイツ型の一元的制度の方がいいのではないかと。フランスのような三類型、日本の今回の法改正と同じですが、三類型だと型にはまってしまつて、自己決定権の尊重という立場から見るとやはりよくないんじゃないか。現行日本の制度は禁治産、準禁治産の二類型ですね。三類型にしたことやら、幾つかの前進、是正はあるとは思いますが、この際思い切つて、使い勝手よくするにはドイツ型の一元的制度がいいんじゃないかという意見もたくさんあったと思うんです。

法務省は、この法案をつくるに当たって十分にその辺は検討されたと思うんで、改めて、なぜドイツ型の一元的制度をとらずに多元的の制度、三類型制度を提案されようとしているのか、詳しく述べていただきたいと思

○細川政府委員 ただいま御指摘の一元的制度が多元的の制度かという問題につきましては、実は、この検討を法制審議会

問題として大々議論された問題でございます。最終的には、いわばフランス型の多元的の制度をとりながら、各人の個別的な状況に即した、柔軟かつ弾力的な措置の設定を保障する一元的の制度のメリットも取り入れるという方向でこの御提案をさせていただいてるわけでございます。

基本的に多元的の制度をとる主な理由でございますが、まず第一に、我が国では、精神上の障害のある方の財産をめぐる親族間の紛争を背景とする禁治産等の申し立てがふえてる実情にありま。そこで、重度の精神上の障害を有する方については、本人保護の観点から、一定の範囲の代理権、取り消し権等による保護をあらかじめ法律で定めておくことが必要であると考えられたわけでございます。

これに対して、重度の精神上の障害を有する方について、申立人の請求に応じて特定の法律行為のみについて代理権を付与するというものでは御本人の保護のためには不十分な場合があるだろうということでございます。判断能力の程度に応じた保護措置の内容を定めることとした上で、判断能力を全く欠く方については一定の範囲の保護の措置を法定し、次に、判断能力の著しく不十分な者については本人の選択にゆだねる部分と法定の範囲を併存させる。さらに、もう少し軽度な方については保護措置を本人の選択にゆだねる。そういう多元的な枠組みをとるのが適当であろうということが第一の理由でございます。

第二の理由としては、仮に一元的の制度をとつても、これを実際に裁判所で運用していく場合にはある程度の類型化の必要が当然実務上生じてきますので、多元的の制度をとって弾力的な制度とした場合と適用の結果においてはそんなに差異が生じないではないかということでございます。

それから、多元的の制度のもとで幾つかの法定の類型と基準を定めている方が、制度の利用者としても予測可能性があつて利用しやすい、自己決定が容易であり、実務的にも運用しやすい、こういった点が考慮されて基本的には多元的な制度が

いいということになったわけでございます。

それからもう一つの点は、実は多数の法律で欠格事由として禁治産、準禁治産が定められているわけなんです。それを一元的の制度にした場合、軽い障害の方も入ってくるわけなんです。そういう方についても欠格制度が適用になるようなことになつては、これはかえつて困つてしまうという問題もございまして、そういうことをさまざまな考慮をまじえて、多元的の制度が適当なのではないかという判断に達したわけでございます。

○木島委員 法務省も日弁連の意見書は十分承知していると思うのです。日弁連は今もやはり一元的の制度の方がいいという立場をとっているようでありま。

四つの理由を今法務省述べられましたが、重度の場合、中度の場合、軽度の場合という三つに分けるわけですね。しかし、障害を持った方々の立場からしますと、そう三つに分類されても、逆に言うと困る。障害の程度についていろいろなレベルはあると思うのです。そして、財産をどのくらい持っているかについても、人によってまちまち。それから、兄弟がいる人、いない人。親子がいる人、いない人。親族がいる人、いない人。いろいろ本人を取り巻く環境は違う。

そういうことを全般的に判断をいたしますと、私は、どちらがより本人の自己決定権が尊重される制度かといつたら、やはり三つの型にはめないで、一人一人の置かれた条件をよく裁判所が見て、その人に一番合った後見制度といひますか、それを適用するという方がいいのではないかと思ふのです。そのこと自体比較すれば、いろいろほかのことは別ですよ。それはお認めになりませうか。裁判所の能力とかいろいろあるでしょう。それは別の問題ですよ。どうですか。

○細川政府委員 立法する場合に、立法の上で尊重しなければいけないさまざまな価値というものがあると思ふわけです。

本件の場合には、一つは本人の自己決定の尊重という価値がある。それは、そのことだけ考えれ

ば、あるいは御指摘のように一元的な制度の方がいいのかもしれない。

他方、別の価値もあるわけで、本人の実質的な保護を図るにはどうしたらいいかという価値とか、そういう他の利益が絡むと、また別の考慮もあるということだと思っております。ですから、そういう異なる価値をどのように調整していくかというものが本件で問われているものだと思います。

なお、日弁連の意見書は私ももちろん熟読玩味しておりますが、最終的に法制審議会で、日弁連の代表の方もこの改正案のもとになっております答申については御賛成になっているわけでございます。

○木島委員 私、多元的制度はだめだと言っているわけじゃないのです。どちらの方がよりいいかという選択の問題だと思うのです。

それで、また逆の立場からちょっと質問してみたいのですが、日本で今一元的制度がドイツのようにとれない理由、それをお聞きしたいのです。

今、四番目の理由として挙げたのは欠格制度ですね。いろいろ日本は残っていますね。今度の法改正によっても大分残るわけですね。それがあからだたしいのはおっしゃるとおりだと思っております。

逆に言うと、そこが批判されているのではないのでしょうか。全部それは取っ払ってしまおう。行為能力の制限の制度と、選挙権初めいろいろな資格を付与できないという、その制度がリンクしているからドイツのような一元的制度がとれなかったのじゃないか、日弁連はそう指摘していますよね。

むしろ、この際、行為能力の制限の規定と選挙権その他の資格制度は切り離して、障害があるからといって資格を付与しないというのは全面的に廃止する、そういう基本的な姿勢に立てば、その制約は一つ取り除けるのじゃないかと思うのです、それはどうでしょうか。

○細川政府委員 一元的制度か、いろいろな資格制限があるかというのは、必ずしもドイツにおいても結びついていてはいるわけではございませんで、ドイツでも一元的制度をとられてはいますけれども、さまざまな資格制限というものが残っております。これは私どもの出した関係資料にも、かつて発表しましたものには載っているわけなのですが、ですから一概にそのことだけが問題ではないわけです。

私が先ほど申し上げましたのは、いわば最後の理由として申し上げたわけで、新しく軽度の障害のある方を対象として保護の制度を設けるのです、その方たちについて欠格事項等が適用されるようなことになっては本末転倒になってしまうというところで申し上げたわけでございます。

そして、一元的制度か多元的制度かという理由については、やはり現在までに培った実務の積み上げがあるわけですから、円滑に新しい制度に移っていくためには、従来の制度とそんなに違う制度の方が運用が円滑に行くということも大きな理由であったわけでございます。

○木島委員 今の答弁で、ドイツでも一元制度はとっているけれども、いろいろな形で資格制限の制度はあると、それはそのとおりなのです。しかし、それは、資格制限の制度はそっちの観点からつくっているのだから即リンクするような形で資格制限をさせないという点では、ドイツの方が一歩前進しているのじゃないかというふうに思うのです。

これは非常に根本問題でありますし、それを論じますと時間がなくなりますから、この辺でやめますけれども、私は一定程度時間が来てから、やはり見直しのときには、一元的制度について改めて再検討する価値があるのじゃないかと思っております、そのことだけ述べて次の質問に移っていきたいと思います。

法務省の今度のように、三つの類型に区分いたしますと、やはり区分の基準というのは非常に大事になってくると思うのです。事理弁議する能力を欠く場合と、著しく不十分な場合と、不十分な場合によって、後見か、保佐か、補助かに区分けされる。区分けされると、法律に従って、行為能力が完全に制限されるか、一部制限されるか、そういうふうな違いが出てくるわけですから、その区分の基準というのは非常に大事だと思うのです。

それで、まずお聞きしたいのですが、今度の民法改正によりまして、請求によって家庭裁判所が審判するという仕組みですね。そうすると、例えば補助の審判を請求したが、家庭裁判所がいりいろ調べてみたら、これは補助じゃなくて保佐が必要ではないかというふうな認定をしたときに、請求と違った類型の審判をすることができるといえるのでしょうか。それは禁じられているのでしょうか。

○細川政府委員 現在の実務におきましては、準禁治産宣告の申し立てがあった場合で、これは準禁治産では不十分で禁治産宣告でやるべきだという場合は、改めて禁治産宣告の申し立てをしていただいて禁治産宣告をしているという実務の運用をしておるわけでございます。改正後もやはり類型が異なっていれば、改めて適合する申し立てに付していただけるようにということで裁判所から勧告するというようなことには思いません。

○木島委員 そうすると、職権で裁判所は申し立てと違う類型の審判はできないと聞いているのですか。

○細川政府委員 民法の規定の上では、保佐の要件は、後見の水準に達している者は保佐にはできないという実体的要件ができておりますので、これは裁判所が自分の判断で申し立てと異なる判断をするのは適当ではないわけ、運用としては、本人にも言って、改めてそういう申し立てをしていただくということが適当であるというふうに考えているわけでございます。

○木島委員 申し立てをする方にはする方の理屈というのがあると思うんですね。私は大変障害が

重度だから後見にしてみたいとか、あるいは、私の場合は中程度だから保佐の審判をしてみたい、あるいは、私はそんな状況じゃないから補助の審判をしてみたい。申し立てをする方には申し立てをする方の利益と考えがあって申し立てをするわけですね。

しかし、裁判所は調べてみたらそういう認定じゃなかった。そういうときに、今のお話ですと、勝手にはいやない、そして改めて出し直してもらいたいという答弁でしょうか。そうすると、私は補助の審判を求めたのに、裁判所が勝手に出し直せと。おまえはもっと重度だから、後見か保佐の方の申し立てをしなさいということだと思いませんか。しかし、嫌だ、そんなのは応じたくないという場合には、これはやめてしまおうと思うんですね。そういうことですか。

○細川政府委員 御本人の申し立てしたもののより重いものを認定するのは適当でないということ、結局、軽い方に認定するのはいいだろうというの、従来からそういう考え方もあるわけなんです。重い方にやるのはやはり、少なくとも申し立ての趣旨を変更してもらわないといけない。それはやはり、御本人の申し立てを無視して審判をしない。すなわち、これは本人の行為能力の制限になるわけですので、申し立ての範囲を、ないのを超えて認定するのは適当ではないということでございます。

○木島委員 はい、わかりました。それでは、三類型ですが、重い方からいきますと後見、そして保佐、補助ですね。後見の申し立てをしたが、比較的軽いので保佐や補助にすることは可能、しかし逆は不可能と。本人の改めての申し出がなければ不可能。これが法務省の公権解釈だ、そう聞いてよろしいですね。

○細川政府委員 従来の理論から申しますと、こういう三段階の法律をつくりましてそういう解釈になるであろうというふうに考えております。

○木島委員 はい、わかりました。それから、本件制度は請求が前提になっている

わけですね、今聞いたとおりであります。しかし、ドイツなどが非常に利用が多いという理由に、職権によってこの制度を発動することができるといふ仕組みになっているようですね。いろいろな情報あるいは福祉事務所あたりからの情報が裁判所へ来れば、裁判所は職権で調査して一定の発動をする。

今回、法務省が、そういう成年後見制度を利用する場合に、職権を基本的に認めなかった、申し立て、請求を前提にしたその基本的な理念というのはどこにあるんでしょうか。

○細川政府委員 この点は現行法と同じでございます。

現行法が職権により開始することをしていない理由は、やはり私的自治の尊重の観点から、本人の行為能力等に一定の制限を加えることとなる手続を、第三者で中立な判断機関である裁判所が職権で開始することには問題があるという理由が第一点。

それから、判断機関として、司法機関としての性質上、判断能力の十分な方に関する積極的な情報の収集探知といったことは裁判所の事務になじまないということで、これは職権でということにはいたさなかったわけでございます。

〔委員長退席、山本（有）委員長代理着席〕

○木島委員 次の質問に移りたいと思うのですが、どういった人が後見人に選任されるか、決定的に重要だと思ふんですね。被後見人等の財産が正しく守られるかどうか、どんな人たちが後見人に選ばれるかによってある程度決められると思うからです。

それで、民法八百四十三条第四項ですが、利益相反にある個人や法人をそういう後見人から排除するというのが非常に必要だろう。この制度をつくるに当たって多くの団体や個人からも、ぜひ、利益相反にある個人や法人は後見人に選任してはならないという排除の明文上の規定が必要だということ意見として言われていたと思うのです。そういう事件も起こっているからだと思うん

です。

ところが、この法案は、そこまでは明文の規定を置かずに、裁判所が後見人を選任する選任の理由の中の一つに利害関係の有無を判断材料にするという程度にとどめていられるんですね。これはぜひ、利益相反にある個人や法人は後見人にしてはならない、そのぐらいのきちとした規定があったらいいんじゃないかと私は思うのですが、そこまで規定を置かなかった理由は何か。

○細川政府委員 明確に利益相反の関係にある人を後見人等を選任することは、これは適当でないことは明らかでございます。

ただ、この条文は、後見、保佐、補助すべてにわたって他の方でも準用されている規定でございますし、また、利益相反ということは非常に幅広い概念でございます。配偶者であっても、一定の例えれば分割相続等に関しては利益相反する場合もあるわけですから、利益が相反する場合はこれを一切後見人にできないということにされてしまうと、これはやや硬直的な制度になってしまふ。

そこで、そういったものを重要な考慮要素として考慮していただいて、最終的には家庭裁判所の適切な判断をまかしたいというのがこの規定の趣旨でございます。

○木島委員 そうすると、逆に、後見人選任についての規定、これを保佐人選任や補助人選任の場合に準用するという方がむしろ硬直的であって、後見人というのは大変な権力を持つわけですよ。代理権、取り消し権。代理権というのは不動産処分できるんですからね。そんなささまじい権力を持つ後見人を選ぶ場合の条文と、そんな権力がほとんどない補助人を選ぶ条文を同じ条文でやるなというところの方がちょっと配慮が足りないんじゃないかと私思うんです。どうですか。

○細川政府委員 後見人にいたしましては保佐人にいたしましては補助人にいたしましては、権力というよりは、要するに御本人の利益を図る立場の方です。そういう方については、やはりここに書いていますように、共通な選任の事情というの

があるのではないかと、権限の大小にかかわらず、ここに書いてある事情は当然に考慮しなければならぬ事情ではないかというふうに考えて立案したわけでございます。

○木島委員 ですから、すべての後見人や保佐人や補助人がまじめに忠実に、被後見人や被保佐人や被補助人の利益を図って一生懸命努力するということを想定しているんだらうし、私もそうあるべきだと思ふんです。

しかし、万が一という場合があります。その被後見人が多額の財産を持っていた、しかし痴呆性老人だ、親戚もいない、自分が後見人になった、土地を売れば何億という財産が手に入るなんというのが現実に出てきますと、やはり人間の心というものは変わってしまうわけでありまして、そういう場合にも、後見人になった者がふらちな考えを起こさない、代理権を濫用しないという歯どめがやはり必要だ、その歯どめこそ法律の中に規定しておかないかと思ふのです。

そんな観点から八百五十九条の三のところを見ますと、居住用不動産の処分についての許可という条文がありますね。「成年後見人は、成年被後見人に代わって、その居住の用に供する建物又はその敷地について、売却、賃貸、質借の解除又は抵当権の設定その他これらに準ずる処分をするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。」これはある面では当然だと思ふのです。

しかし、この条文を見ますと、その居住の用に供する建物またはその敷地の売却の場合にのみ裁判所の許可なんです。そうすると、ある痴呆性老人が非常にたくさんのお金を持っていた、都内の一等地にたくさんのお金を持っていた、居住用じゃない、そういう場合には、裁判所の許可なくして、後見人が代理権で売却もできることになってしまふのじゃないでしょうか。

だから、私はそういうのを歯どめをかけて防がなければいかぬと思うので、裁判所の許可は、その居住の用に供する建物、敷地だけじゃなくて、不動産はすべて、あるいは重要な不動産について

も、非常に高価な不動産なんかにしても、売却などをするときには裁判所の許可に係らした方がいいんじゃないか、当たり前に前じゃないかと思ふんですが、そういう理由は何か。

○細川政府委員 まず、居住用の不動産の処分について特に裁判所の許可に係らした理由でございますが、立案の過程でいろいろな関係の団体からしたヒアリングの結果では、やはり住環境の変化は御本人の心情面に影響が極めて大きいというところございましたので、少なくともこれについては裁判所の許可を得なければならぬということにいたしましたわけでございます。

その他の、いわば遊休といえますか、現に利用していない財産については、通常の監督の体制によるべきである。すなわち、多額の財産を持っておる場合には後見監督人が選任されるのでありましようし、後見監督人が選任された場合には、後見人は後見監督人の許可を得なければ不動産の処分はできないという制度になっておりますので、これを利用していけば問題は防げるのではないかとこのように考えた次第でございます。

○木島委員 しかし、後見監督人の選任は必ずやらなきゃならぬわけじゃなくて、裁判所が必要と思ふときにやるだけでいい。だから、運動してないのですよ。被後見人が物すごい資産家であって、遊休不動産をたくさん持っておる、あるいは何億という預貯金を持っておる、そういう場合には必ず後見監督人をつくらなきゃいかぬという、この法律はそういう運動をしていないでしよう。どうですか。

○細川政府委員 この法律案で新設することとしております八百四十九条の二は、「家庭裁判所は、必要があると認めるときは、成年被後見人、その親族若しくは成年後見人の請求によって、又は職権で、成年後見監督人を選任することができる。」ということになっております。ですから、御指摘のように、多額の財産を持っておられるというところであります、仮に心配があるとすれば、裁判所は職権で後見監督人を付すことができるわ

けで、それも一人で足りなければ二人、複数を委任することも可能でございます。そういうことによつて不当な権限の行使を防止することができるといふふうに考へてゐるわけでございます。

○木島委員　そうすると、八百四十九条の二の解釈の問題になると思ふんですね。「必要がある」と認める」といふのはどういふ場合か。ではちよつと言つて下さい。

○細川政府委員　これは事案に応じてまさに必要がある」と認めるかどうかということでございますけれども、ただいま御指摘の財産が多額にあるというふうな場合も、それは誘惑が大きくなる場合でございますから、一つの例に挙げられると思ひます。

○木島委員　その辺の具体的な、家事審判規則等をつくる予定はあるのですか。

やはり濫用を防止する、それが一番大事な観点だと私は思ふんです、この法律がうまく運用されるかどうか。今事件が各地で起こつてゐるのですよ。特別養護老人ホームに入所したお年寄りの預貯金二千万円がその職員によつて横領されてしまつたとか、勝手に不動産を売却されてしまつたとか、ひとり暮らしの痴呆性のお年寄りなんかは、印鑑全部預けてしまふわけですからね。それをいかに防ぐかといふのは、決定的なんです、この法律が動くかどうかの。

そこに不安がある以上は成年後見制度はうまく動いていかないと私は思ふんです。その不安を完全に取り除く制度的保障があつて初めて安心して、では後見の審判を求めようかといふことになると思ふのでね。この「必要がある」と認める」といふのは、八百四十九条の二の解釈に任せたのじゃ、国民の皆さんは安心してできないと思ふんですよ。どうでしょう。

○細川政府委員　最高裁判所におかれましては、現在、成年後見制度の法律が成立した場合に備へて家事審判規則の改正について検討されておられると聞いております。ただいま御指摘になつた点は、手続等という面よりも実体法の解釈という面

でございますので、規則には載りにくい問題なのかという感じがしておりますが、少なくとも最終的な結論が出ておられません。当然、きょうの審議の様子は最高裁判所等で見ていると思ひますので、御参考になるのではないかとこのように思つております。

○木島委員　時間の関係で、任意後見契約についてお聞きしたいと思ふんです。これは新しい制度です、ちよつと具体的に幾つかお聞きしたい点があるのです。

まず、基本問題として、私はこれは非常にすばらしい制度だと思ふんです。高齢者等の自己決定権を十分に生かしつつ、財産の保全等も図りながら老後をしつかり面倒見てやるといふ、大変大事な、非常にいい制度だと思ふんですね。それだけに、この制度を国民の皆さんがよく利用するといふことは非常に大事だと思ふので、そんな観点からお聞きしたいのです。

いい制度だけに、この制度が使われるようにするために一点だけ問題点を指摘しますと、この任意後見契約が今の法律によつて類型化されしました。しかし、この法律を読んでも、現行民法上の委任契約は排除されないわけですね。そうすると、この任意後見契約に基づき任意後見制度と民法の委任が併存することになってしまうのじゃないかといふことですね。そこに一番問題点がある。

千葉大学の新井誠先生なんかのジュリストの昨年九月十五日号の論文を読みますと、それだけはやめてもらいたい、民法の委任なんかはやめて、せつかくこのいい制度をつくるんだから、任意後見契約に一元化させるべきではないかという大変辛らつた、厳しい指摘があるのですが、それはどうなんでしょう。

○細川政府委員　確かに、御本人が通常の委任契約をして、かつその上で任意後見契約をするといふことは理論上は考えられるわけなんです、私どもが法制審の審議の過程で多くの弁護士さんの方から意見を伺つたところでは、現実にはそういう

うことは起きないだろうといふことは言われておりました。

それから、もう一点大事なことは、理論的に自己決定を尊重し、私的自治を尊重しようという制度が任意後見制度でございます。したがつて、任意後見制度ができたから、もとも民法上、私的自治の原則上許されてゐる普通の委任契約を結ぶことを禁止するとか、法律上当然無効にするといふことは私的自治の原則から無理なのではないかといふので、そういう結論になつたわけでございます。

○木島委員　答弁はわかるのですが、任意後見契約の制度は大変すばらしい制度だと私は思ふんです。公正証書できちつと契約の内容が公証人によつてチェックされる、そしてさらに、この契約が発効する条件として裁判所が任意後見監督人を選任する、そこで最大のチェックが働くわけ、これはうまく回転すれば非常にすばらしい制度になると思ふんです。

逆に言うと、こういう契約を結ぼうとする人、被後見人じゃない方ですね、任意後見人になるような立場の人から見ると、これは大変な制約ですね。公正証書でやらなくちゃいかぬ、裁判所によつて任意後見監督人が選任されて初めて発効するので、大変な制約になる。

そうすると、悪いことを考える人にとってはそんな制約は嫌ですから、うまいこと言つてだましまし痴呆症のお年寄りや契約してしまふ、民法上の私的契約をしてしまつて、代理権を取得して、印鑑も印鑑証明も不動産登記権利書なども預かつてしまつて、ほしきままにするというふうな状況を考へてくると思ふんですね、ふらちなことを考へてゐる人は、そういう連中は、民法上の委任契約を結んでほしいままにすることがあるのじゃないかと思ふんですね。そういうのを防止する。

せつかくいい制度ができるのですから、任意後見の契約は大体これに一本化するような担保があつてもいいんじゃないかと思ふんです。千葉大

学の新井先生はそこを指摘してゐるんだと思ふんですが、どうなんでしょう。

○細川政府委員　千葉大の新井先生がそういう御意見だといふことは承知しておりますが、法制審議会でもそういう御意見は少数意見だつたように記憶しておりますし、それでは、任意後見契約ができたら正常な判断の人でも委任契約ができないといふことになつてしまふわけなので、それは幾ら何でも私的自治の原則から難しいんではないかといふのが今回の結論になつた理由でございます。

○木島委員　では、次の質問に移ります。

濫用を防止する最初の歯止めは、公証人によるチェックだと思ふんですね。公正証書で任意後見契約を結ばなければいけないといふことであります。

そこで聞くんですが、公証人はどの程度のチェック機能を持つのかといふことであります。後見契約の中身ですね。例えば、財産処分権を無制限に後見人に与えてしまふような契約とか、費用の契約があると思ふんです、法外な費用の約定なんかあるいは、契約の中に、違法とまでは言えないけれども社会的に不当、不相当な条項などがあつたときに、公証人はチェックしてそこは排除できるんでしょうか。

○細川政府委員　公証人は、基本的な責務は、嘱託人である任意後見制度を利用しようとする人が本当にこの契約の内容を理解してその契約を結んでいるかどうかといふことをまず確認する必要があるわけでございます。その次に、その内容について、あなたはこういう内容で本当にいいんですかといふふうに、内容をよく説明して判断を求めるといふことも必要になつてくるわけでございます。

ただ、当事者が、任意の問題ですから、間違ひなく真意の上でこの契約でいいと言へば、それは公正証書を作成しないといふことはできないわけ

でございます。

○木島委員 大体私想定しているのは、財産がた
くさんあるけれども身寄りのない高齢者が、例え
ば特別養護老人ホームとか、いろいろな、信頼す
る自分の身の回りの世話をしてくれる方がいて、
非常に信頼できる人だということで、そういう場
合に、後を託してこういう任意後見契約を結んで
いくんじゃないかと思うんですね。そうすると、
任意後見契約を結ぶ段階では非常に人がよくて間
違いない人だと思うわけけれども、契約が成立
してしまつた後、心変わりもするわけでありまし
て、そういうのをやはりチェックする必要がある
と思うんですね。

それは、一つは裁判所が後見監督人を選任する
ときにチェックできるんでしょうけれども、その
前段階で、公証人が、契約の内容にちよつと社会
的に不相当なものがあるときには、ちよつとこれ
はやめた方がいいんじゃないかということで、や
はりチェックしてもいいんじゃないかとは思って
いるんですが、それはできないということでは
ない。

○細川政府委員 行為の問題といたしましては、
法律家としての公証人が、これは問題ありますよ
というふうに当事者に勧告するのは、いわば当然
の責務だと思つていいです。ただ、それを十分わ
かつた上で当事者がそういうふうになされるとい
うのをだめだと言ふことは理論的にはできないん
じゃないですかということをお願いしたわけでご
ざいます。

○木島委員 時間が来ましたから、終わります。
まだ質問の機会があるかと思つて、引き
続き幾つかの問題について質問をしていきたいと
思ふんです。

最後に、ひとつ大臣の御所見をお伺いしたいん
ですが、非常にいい方向で法改正がなされると思
うんですが、これが正しく運用されるというのは
非常に大事だと思つて、後見人等によつて
濫用されない、被後見人の財産が間違つても食
物にされるような仕組みになつてはいかぬという

ふうに思うんで、その歯どめがいろいろな形で必
要じゃないかというふうに私一般的には思つてい
るんですが、どうでしょうか、御意見だけお聞き
して、質問を終わります。

○陣内国務大臣 今御指摘になっております、そ
ういう悪用されないということは、信頼される
ということでありまして、また、この制度が発展し
ていく基盤を築くわけでございますので、十分留
意して取り組まなければならぬと思つております。

○木島委員 終わります。

○杉浦委員長 次に、保坂展人君。
○保坂委員 社会民主党の保坂展人です。

まず、今回新設された補助の類型についてお聞
きをしたいんですが、本人が申し立てをした場合
にどういった手続でこれは判断されていくのか、
ちよつと簡単に説明いただきたい。

○細川政府委員 御本人みずから補助を申請さ
れた場合ですね。その場合には、要するに、家庭
裁判所の調査官がその方に面接し、あるいは、そ
の方の主治医がおられれば主治医の関係の方から
意見を聞き、あるいは、社会福祉の関係の人が関
係しておられればその方から意見等を聞いて調査
した上で、最終的に裁判官が御本人みずから審問
する場合もございますし、そういう過程を経
て、家事審判という形で補助の決定がなされるわ
けでございます。

○保坂委員 その場合、続きの質問です、必ず
しも裁判官が本人に会うということが必要な条件
としていくわけではないわけですね。

そのあたりの基準がどういうふうになつてい
るのか。例えば、書面によつて本人が何かを出すと
か、あるいはさつき診断書という話もありました
けれども、これまでのような精神鑑定という必要
は、これはないということなんでしょうか。

○細川政府委員 補助の制度について、精神鑑定
を要するかどうかという問題なんです、この点
につきましては、従来、禁治産、準禁治産につ
いては、家事審判規則で精神鑑定を必ずやらな
きゃいけなかったんですが、その点について少し問題

があるので、例外が考えられるかどうかというこ
とで今最高裁判所で検討中でございます。

補助については、鑑定を経ないで、従来の主治
医等の診断等から判断できるんじゃないかという
観点から、鑑定を必要としない方向で最高裁判所
で規則を制定することを今検討されているとい
うことを聞いております。

○保坂委員 それでは、裁判所にお聞きいたしま
すが、今の補助の部分で、鑑定を必要としない部
分の基準づくりといふんですか、どういったルー
ルで判断をされていくのか、今の準備状況をお願い
します。

○安倍最高裁判所長官代理者 御説明申し上げま
す。

補助の類型につきまして、鑑定によるか、ある
いは鑑定によらず診断によるかということござ
いますけれども、私ども、現在の考えていること
ろでは、基本的には診断で賄えるという方向で考
えたい、このように考えておる次第でございます
。最終的には、規則の中でどう明文化するかとい
う問題になるかと考えているところでございま
す。

以上でございます。

○保坂委員 それでは、先ほど同僚議員からも質
問があった点なんです、今回の新しく法人が後
見人になれる、以前は論争があったところで、今
回法人が後見人の資格を持つというふうになつた
わけなんです、この部分、ちよつと重なるか
もしれませんが、被後見者と利益が相反し
ない法人という限定がありますけれども、そこは
もう少し積極的に、利益が相反しないというより
も、後見人になることによつて利益を追求して
くような法人であると適格性を欠くんじゃないか
というふうに私も思ふわけなんです。

要するに、企業としての利益をこの後見人法人
をつくることによつて追求しよう、そういう部分
を排除する規定がちよつと見受けられないんで、
運用においてどう考えられるのか。
○細川政府委員 後見人となることのできる法人

の資格については、確かに御指摘のとおり、法人
の資格を制限していないわけですが、実際には、社
会福祉法人である社会福祉協議会とか、あるいは
社会福祉関係の公益法人等が後見人になる場合も
あろうかと思つて、例えは株式会社とか
かそういうものでも必ずしも排除されないとい
うことになっております。

最終的には裁判所が諸般の事情を考慮して、最
も適切な後見人はだれかということをお判断され
るわけでございますので、その点の判断に期待し
たいということでございます。

○保坂委員 では、まず一番目に、NPOとい
うのは非営利法人ですね。ただ、一般の事業法人
だと利益を追求するのは当たり前で、利益を追求
するために会社をつくっているわけ、そういう
意味で、特に社会通念上度を越している云々とい
う話ではなくて、一般の事業者がこの分野に新し
いビジネスとして道を開きたいというふうに考え
たいというふうに思ふ。

その場合に、例えば金融、保険業界などが地域
でお年寄りの方と日々接しているという状況が
あります。それで、その家族などから、例えば後
見人としての報酬が目的ではなくて、その後の資
産運用の部分でビジネス化したいなどの動機で後
見人サービス会社などをつくるということは想定
し得るのでしょうか。法務省の方から。

○細川政府委員 私どもは、株式会社等が法律上
は営利法人とされているから不当な利益をむさぼ
るためにそういうことをするといふふうに当然に
はつながらないと思つて、株式会社が
の法人であっても、本人の利益のために一生懸命
仕事をして、その見返りに正当な報酬を得るとい
うことで適切な後見人の仕事を果たせる場合もな
いではないというふうに思つて、いふわけなん
です。

そのところは、やはり今の段階で限定してし
まうよりも、今後の実際の運用を見ながら、どう
いう方が後見人になるのが一番いいのかというこ
とを見きわめていく必要があるわけなんです、そこ

については最終的には裁判所が慎重に御判断されて、適切な方が選ばれるのだからというふうに期待しているところでございます。

○保坂委員 一種の社会事業として株式会社の形態をとっても、後見人というのとはなかなか探しづらいということで、事業体として会社を登記させて、きちんと後見人の役割を果たしますというところは別に何の問題もないのだからと思う。

問題は、別のところに目的がある場合、後見人としての資格を取得して、そしてまた、実際のところ金融商品であるとか、いろいろな商品がありますよね。このところの財産運用などをしていくということの主たる目的にして、しかし表面から見れば後見人会社というようなものが出てきたときに、やはりいろいろな問題が起こってくるのじゃないかという心配をしているわけですが、いかがでしょうか。

○細川政府委員 私、質問を誤解していたと思ひまして、申しわけございませんでした。

今の御指摘の場合は、いわば利益が相反する場合で、後見人と称しながらほかの方でもうけよう、こういう話です。そういう場合には、これは後見人としてはふさわしくないということになりまして、当然裁判所は、そのことが明らかであれば、そういう者は後見人に選任しないということになるかと思ひます。

○保坂委員 私が言うまでもなく、豊田商事に始まって、数々の大型詐欺事件というのはお年寄りが犠牲になっているわけで、裁判所の方に伺いますが、彼らはやはり巧妙にカムフラージュをして、社会的な体裁を整えて法人などをつくって、非常に悪質な場合もそれほど悪質じゃない場合もあると思うのですけれども、いずれにしても、利益が相反する、資産の運用の方に目が行ったところで法人を組織するといふものを見分けていくシステムというのをどのように裁判所の方は考えておられるのでしょうか。

○安倍最高裁判所長官代理者 その点につきましては、その当該法人についての各種の帳簿等を取

り寄せるなりいたしまして、また、活動状況等を調査いたしまして、その法人の活動と当該財産の管理とが利害相反するかどうかといったことを調査することになろうかと考えております。

○保坂委員 全般的な話をまず厚生省からお聞きしたいと思うのですが、いわゆる高齢者で痴呆症の症状の方々、あるいは寝たきりになってしまつて植物状態になってしまつておられる方、あるいは知的障害者や精神病を患つておられる方など、全員が全員ということはないと思ひますけれども、この成年後見制度の対象になる範囲の、大体今何人ぐらいの方が日本におられるかというのを、現在の数で、できましたら来々、十年後、二〇一〇年、二〇二〇年ぐらいの区切りで教えていただきたいのです。

○近藤(純)政府委員 六十五歳以上の高齢者の中で、どの程度の痴呆状態にあるかという調査があるわけでございますが、これは、平成七年の推定では約百三十万人でございます。それから、知的な障害者が、これも平成七年の調査でございますが、三十万人でございます。それから、精神病が、平成八年の調査で二百十七万人でございます。

それで、痴呆性老人の将来推計でございますが、これは同じ研究者の推定でございますが、二〇〇〇年で約百六十万人でございます。それから、二〇一〇年で二百三十万人、二〇一五年で二百六十万人、二〇二〇年で二百九十万人というところで、これは若干軽い方も入っておりますけれども、こういう推計になっております。

○保坂委員 数字を聞くだけで、改めて驚くわけですけれども、わずかの間に倍増していくということが大体推定されているわけですね。

法務省の方で伺いたいのですが、今回、新しく補助という類型も設け、そしてまた、今までの戸籍への記載とか、あるいは名称の部分も変えて、幅広く国民に理解され、また利用される制度にしようという立法の趣旨だと思ひますが、大体、例えばこ五年ないし十年という幅で、どの

ぐらいの件数を受け入れていくというのか、そういう一つのめどというのか、見込みみたいなものがあつたら教えていただきたいのです。

○細川政府委員 先ほど厚生省からお答えになったように、制度の対象者としては非常に多数の方がおられるわけでございます。他方、禁治産、準禁治産を合わせて、最近の数字では年間千七百件ぐらいが言い渡されているにすぎないという状態でございます。

今回、新しく補助の制度もでき、制度も改善され、任意後見制度ができるというようなことがございまして、相当利用者がふえるであらうというふうに予想しているわけですが、どのぐらいふえるかというのは、なかなか予測が難しいところでございます。

外国の例で見ますと、フランスが、ちょうど禁治産、準禁治産の後見、保佐、裁判所の保護という三つの制度に改めまして、その前は数万件程度しか利用されていなかったものが、十年後には二万件ぐらい利用されるようになったという報告がございます。ですから、そういう数字を見ましても、制度が改善されることによって、相当程度利用者がふえるであらうというふうには予測しているところでございます。

○保坂委員 ドイツでは、やはり介護保険が九五年に導入されて急増した。九七年に六十六万人、最近では八十万人近くにまで規模が広がっているそうなんです。裁判所の方に伺います。

現在、家裁の裁判官、三百五十人と聞きます。例えば、来年から日本も介護保険が導入されるわけで、この制度自体、やはり超高齢化社会の日本の新しい社会システムをどうつくっていくかという一つの大きな部分だと思ひます。今法務省からその予想の、数は出ないと思ひますけれども、例えば、今あるところの二万件というのがとりあ

○保坂委員 多分、今の家裁の状態では、今ただでさえ忙しいのに、今回の制度が国民に余り知られることなくほとんど変わらなかったということだったから余り変更ないかもしませんけれども、本来もっと幅広く使つていただくといい趣旨であれば、場合によっては成年後見専門の裁判所であるとか、そういう仕組みもつくるべきではないかと思ひます。その点はいかがでしょうか。

○安倍最高裁判所長官代理者 今、専門というところを委員御指摘でございますが、例えば東京地

年度に我が国の家庭裁判所に提起されました禁治産宣告の申し立て事件あるいは準禁治産宣告申し立て事件、それからこれらの取り消し事件というものを合計してみますと約三千六百件余りでございます。

ごく大まかにいいますと、今後、社会の高齢化の進展等に伴ひまして、委員御指摘のような法的ニーズが高まることは予想されるところでございますけれども、委員御指摘のドイツにおけるような社会の制度や実情が我が国とは異なりすために、単純に比較する計数的な比較は困難ではないかと考えております。

ところで、今回の御審議いただいております成年後見制度の改正でございますが、御審議いただいている結果、成立いたしました新しい制度となりますと、現実には、この関係での事件数というのはやはり非常に予測が困難でございます。そういうところで、改正の成立を前提とした具体的な運用や事務処理体制のあり方というものは、やはり私どもも今後の課題であらうというふうに考えております。

裁判所といたしましては、今回の成年後見制度の改正に伴ひまして、裁判所に係属することになります事件数の動向や新しい制度の具体的な運用状況を視野に入れた、家庭裁判所がその特色でございます科学的とか後見性を十分發揮した確かな事件処理が図れるように、家庭裁判所の人的体制のあり方につきましても検討してまいりたいと考えております。

○保坂委員 多分、今の家裁の状態では、今ただでさえ忙しいのに、今回の制度が国民に余り知られることなくほとんど変わらなかったということだったから余り変更ないかもしませんけれども、本来もっと幅広く使つていただくといい趣旨であれば、場合によっては成年後見専門の裁判所であるとか、そういう仕組みもつくるべきではないかと思ひます。その点はいかがでしょうか。

裁におきます知的財産関係事件専門部のように、まとまった数の同種事件があります場合には、専門部や集中部を置くという事務処理体制をとっている例があるわけですが、今後の家裁における事務処理体制につきましては、事件数の動向、それから成年後見制度の具体的な運用状況を見ながら、先ほども申し上げましたが、その特色であります科学性、後見性を十分に発揮して的確な事件処理を図れるような事件処理体制、そのあり方を検討してまいりたい、かように考えております。

○保坂委員 どんどん予算要求していただいて、国民にとって喜ばれる制度整備は遠慮なく、我々も一緒にやっていきたいと思っております。

ちよっと人権というテーマと、そもそも今回の改正が大ききやはり人権というところで抜本的な改正がなされたというふうに理解をしているのですが、極めてまれな例というふうに思われるかもしれないのですが、受刑者のことを考えてみたいと思うのです。

例えば、経済事件で有罪判決を受けた服役中の受刑者、間もなく刑が終わる。しかし、記憶の減退、心身の不調など、非常に自信がない。現在並びに刑期終了後の資産、不動産、家屋の管理など、要するに補助人という制度を使って請求をしたいといった場合に、被補助人となることはできるのでしょうか。

○細川政府委員 民法の適用の上では、受刑者であるからといって権利等に制限があるということとはございませんので、適用関係は全く同じでございます。

○保坂委員 そうすると、裁判所に伺いますが、では具体的に服役中の受刑者から補助人請求があった場合、この手続はいかように進むのでしょうか。

○安倍最高裁判所長官代理者 受刑者から補助開始の申し立てがあった場合のことでございますけれども、通常、家庭裁判所の調査官が面接をするとか、さらに鑑定あるいは診断を行うということ

になりますと、調査官なり医師が面会することになるわけでございます。

これにつきましては、家庭裁判所に出頭することができない関係者についての事件の取り扱いと全く同様でございます。受刑者であるからといって何ら取り扱いを異にするものではないというふうに考えております。

○保坂委員 そうすると、今、補助と聞きましたけれども、それ以外の保佐人の請求あるいは後見人の請求についても変わらませんか。

○安倍最高裁判所長官代理者 同様でございます。

○保坂委員 それでは、今までの、禁治産者、準禁治産者として請求をされた過去の受刑者の例あるいは死刑の確定囚の例などありましたでしょうか。

○坂井政府委員 これは統計をとっておりませんので、これから確たることは申し上げかねるのですが、従来そのような例があったということについては聞いておりませんし、最近五年間につきましては、少なくとも心神喪失によって禁治産になった例があるかどうかということも念のため調べてはみましたけれども、各施設からの報告では、そういう例はないというふうに聞いております。

○保坂委員 実は昨日、免田栄さんという、誤判事件で、十八年前でしようか、三十四年の間死刑確定囚として過ごして、たび重なる再審請求を重ねて最後に無罪が確定したという方が訪ねてこられました。やはり同じ誤判事件で赤堀政夫さんという方が、国民年金を受給、要するにそういうことも全然獄中で知らなかった、受給資格が今ないというところで、いろいろ訴えをされているという話を聞きました。

したがって、これは本委員会でもたしか二月に取上げさせていただいているのですが、確定死刑囚の方で、多分こういう例は非常に少ないと思われる袴田巖さんという方がいらっしゃって、なかなか自己認識のところで揺らいでいる。お姉さんが面会に行っただけですと、おれはだれ

だと言っ、袴田巖でしようと言うと、おれは何とかの神だよ、そういう感じで、別人じゃないかと言って帰ってしまふ。そういうような様相を呈している方がいて、大変心を痛めて、これは法務省の方も心配をされていると思うのです。

こういった場合に、新しい制度ができてきたときに、今までの二段階より三段階ということ、補助という部分で選択の幅がふえていくわけなんですけれども、要するに、精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分ではないかというふうな私なんかは思うのですけれども、そういう場合、確定死刑囚の場合などはこの制度は具体的にどうなるのでしょうか。

○細川政府委員 民法の適用におきましては、死刑囚であるから受刑者であるからということによつては差異は生じないわけでございます。御指摘のこのような方についても、申し立てがあれば、裁判所は成年後見についての審判をされるということでございます。

○保坂委員 では、ちよっと今触れたので、矯正局長に。

年金の受給などは、確かに確定死刑囚というのはやがて処刑されていく者ということで、特に年金がどうのという発想が多分現場になかったのだらうというふうに思いますけれども、しかし、中には誤判ということがあって、そういうことが起きてくるわけですね。これらについて、何かお聞きになっていることが今の赤堀さんの件についてはございますか。

○坂井政府委員 確かにそういう例がございます。死刑囚ということで年金等について果たしていかかという考慮が当時あったのだと思っておりますけれども、現在は通達も出しておりますし、それからその後各種の会同等におきまして、受刑者についても年金の制度がこういうふうになっているというところを、新入時、つまり新しく入ってきたときとそれから出るときに受刑者に教示するような制度にしております。現に、死刑囚ではござい

ませんけれども、そうでない人で、例えば受刑中に年金の免除願いを出す受刑者というのはいくつかの例がございますので、現在では、その当時に比べれば改善されたものというふうに承知しております。

○保坂委員 費用の問題について、これが幅広く広がるのかどうか大変関連を思うので、お聞きいたします。

例えば補助人を請求したときに、鑑定を要さないで診断書などで簡易にやるといってお話も今裁判所の方からありましたけれども、大体幾らぐらいの費用を国民は考えたいのかというあたり。それから、現在、精神鑑定は非常に期間がかかるのと、費用が三十万円、四十万円という話も聞きますが、このあたりは変わるのかどうか。鑑定ですから大変だと思ふのです。変わらなければ、そこを、経済的な理由によってあきらめてしまわざるを得ない人が多々あるかと思うのです。立法の趣旨からいって、こういった部分を公費や何らかの制度で賄うというようなことをお考えになっているのかどうか、お願いいたします。

○細川政府委員 成年後見の申し立ての費用でございますが、この費用の一番大きなものは鑑定の費用でございます。そのほかは微々たるものだと思います。法律扶助の要件があります場合には法律扶助が可能であるというふうに考えておりますので、これによって対応可能であらうと思っております。

○保坂委員 その微々たるものというのは大体どのくらいなんです。大体で結構です。

○細川政府委員 申し立てに必要な印紙は六百円です。

○保坂委員 裁判所の体制について先ほど伺ったのですが、実は厚生省の方で、この新しい制度の発足をにらんで、生活支援員という人々を育成していこうという計画だと聞いております。具体的にどういう準備が進んでいるのか、また裁判所やこの立法の趣旨に照らしてうまくかみ合うような

スタートが期待できるのかどうか、そのあたりを御答弁をお願いします。

○炭谷政府委員 厚生省で用意いたしております地域福祉推進事業と申しますのは、ただいま御審議されております成年後見制度を補う制度として考えているものでございます。この準備状況でございますけれども、今年度予算の中にこれに要する経費を盛り込んでおります。

この事業主体として考えておりますのは都道府県社会福祉協議会でございます。ところが実施主体になります。そこで、今先生の御指摘になりました生活支援員が実際のサービスを実施するということにならうかと思っております。

そこで、重要なのはこの生活支援員の資質とか能力でございます。これについて、やはり研修というものが必要だろうということで、現在、弁護士また学識経験者、実務者の方々に集まっていたいて、どのような研修プログラムがよいのだろうかという点について鋭意検討していただいております。具体的な研修プログラムもそろそろでき上がってまいっております。

これに基づきまして、今年秋には、まず全国でこの生活支援員の指導に当たっていただく方の研修会を厚生省並びに関係団体との共催で実施し、さらに、この指導員が各県に戻りまして研修をしていただくとか、また、必要なハンドブックと

かビデオというような制作も現在進めつつござい

ます。
○保坂委員 最後にしますが、法務大臣に、この新しい制度を本場に定着させていけるかどうかは、既存の今までの仕組みに加えて、役所の側の動き、あるいは今までの団体だけではなくて、いわゆるNPOと言われているような、本場に自主的にこういうひとりで暮らしたお年寄りを助けてきたような、そういう人たちが有機的に結合するということが必要だと思っております。その点の御所見を伺って、終わります。

○陣内国務大臣 御指摘のように、関係各方面と密接な連携協力を図ることによって、障害者による成年後見制度の主体的、積極的な利用が促進されるように取り組んでまいりたいと思っております。

○保坂委員 以上で終わります。
○杉浦委員長 次回は、来る十五日火曜日午前九時二十分理事會、午前九時三十分委員會を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後四時八分散會

民法の一部を改正する法律案
民法の一部を改正する法律
民法（明治二十九年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第五章の二 保佐及び補助

目次中「第六章 扶養」を

第一節 保佐
第二節 補助
第六章 扶養

第七條中「心神喪失」を「精神上ノ障害ニ因リ事理ヲ弁識スル能力ヲ欠ク」に、「後見人、保佐人」を「未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人」に、「禁治産ノ宣告」を「後見開始ノ審判」に改める。

第八條を次のように改める。
第八條 後見開始ノ審判ヲ受ケタル者ハ成年被後

に改める。

見人トシテ之ニ成年後見人ヲ付ス

第九條中「禁治産者ノ行為」を「成年被後見人ノ法律行為」に改め、同条に次のただし書を加える。
但日用品ノ購入其他日常生活ニ關スル行為ニ付テハ此限ニ在ラズ

第十條中「禁治産ノ原因」を「第七條ニ定メタル原因」に、「第七條ニ掲ゲタル者」を「本人、配偶

者、四親等内ノ親族、後見人（未成年後見人及ビ成年後見人ヲ謂フ以下同ジ）、後見監督人（未成年後見監督人及ビ成年後見監督人ヲ謂フ以下同ジ）又ハ檢察官」に、「其宣告」を「後見開始ノ審判」に改める。

第十一條を次のように改める。

第十一條 精神上ノ障害ニ因リ事理ヲ弁識スル能力ガ著シク不十分ナル者ニ付テハ家庭裁判所ハ本人、配偶者、四親等内ノ親族、後見人、後見監督人、補助人、補助監督人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ保佐開始ノ審判ヲ為スコトヲ得但第七條ニ定メタル原因アル者ニ付テハ此限ニ在ラズ
第十一條の次に次の一條を加える。
第十二條ノ二 保佐開始ノ審判ヲ受ケタル者ハ被保佐人トシテ之ニ保佐人ヲ付ス

改め、同項に次のただし書を加える。
但第九條但書ニ定メタル行為ニ付テハ此限ニ在ラズ

第十二條第一項第三号中「又ハ重要ナル財産」を「其他重要ナル財産」に改め、同項第六号を次のように改める。
六 相続ノ承認若クハ放棄又ハ遺産ノ分割ヲ為スコト

第十二條第一項第七号中「負担付」を「負担付」に改め、同条第二項中「場合ニ依リ準禁治産者」を「第十一條本文ニ掲ゲタル者又ハ保佐人若クハ保佐監督人ノ請求ニ因リ被保佐人」に、「同意アル」を「同意ヲ得ル」に、「旨ヲ宣告スル」を「旨ノ審判ヲ為ス」に改め、同項に次のただし書を加える。
但第九條但書ニ定メタル行為ニ付テハ此限ニ在ラズ

第十二條第三項中「前二項ノ規定ニ反スル行為」を「保佐人ノ同意ヲ得ルコトヲ要スル行為ニシテ其同意又ハ之ニ代ハル許可ヲ得ズシテ為タルモノ」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。
保佐人ノ同意ヲ得ルコトヲ要スル行為ニ付キ保佐人ガ被保佐人ノ利益ヲ害スル虞ナキニ拘ラズ同意ヲ為サザルトキハ家庭裁判所ハ被保佐人ノ

請求ニ因リ保佐人ノ同意ニ代ハル許可ヲ与フルコトヲ得
第十三條を次のように改める。
第十三條 第十一條本文ニ定メタル原因止ミタルトキハ家庭裁判所ハ本人、配偶者、四親等内ノ親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ保佐開始ノ審判ヲ取消スコトヲ要ス

家庭裁判所ハ前項ニ掲ゲタル者ノ請求ニ因リ前条第二項ノ審判ノ全部又ハ一部ヲ取消スコトヲ得
第十四條から第十八條までを次のように改める。
第十四條 精神上ノ障害ニ因リ事理ヲ弁識スル能力ガ不十分ナル者ニ付テハ家庭裁判所ハ本人、配偶者、四親等内ノ親族、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ補助開始ノ審判ヲ為スコトヲ得但第七條又ハ第十一條本文ニ定メタル原因アル者ニ付テハ此限ニ在ラズ
本人以外ノ者ノ請求ニ因リ補助開始ノ審判ヲ為スニハ本人ノ同意アルコトヲ要ス
補助開始ノ審判ハ第十六條第一項ノ審判又ハ第八百七十六條の九第一項ノ審判ト共ニ之ヲ為スコトヲ要ス

第十五條 補助開始ノ審判ヲ受ケタル者ハ被補助人トシテ之ニ補助人ヲ付ス
第十六條 家庭裁判所ハ第十四條第一項本文ニ掲ゲタル者又ハ補助人若クハ補助監督人ノ請求ニ因リ被補助人ガ特定ノ法律行為ヲ為スニハ其補助人ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス旨ノ審判ヲ為スコトヲ得但其同意ヲ得ルコトヲ要スル行為ハ第十二條第一項ニ定メタル行為ノ一部ニ限ル
本人以外ノ者ノ請求ニ因リ前項ノ審判ヲ為スニハ本人ノ同意アルコトヲ要ス
補助人ノ同意ヲ得ルコトヲ要スル行為ニ付キ補助人ガ被補助人ノ利益ヲ害スル虞ナキニ拘ラズ同意ヲ為サザルトキハ家庭裁判所ハ被補助人ノ請求ニ因リ補助人ノ同意ニ代ハル許可ヲ与フル

コトヲ得

補助人ノ同意ヲ得ルコトヲ要スル行為ニシテ其同意又ハ之ニ代ハル許可ヲ得ズシテ為シタルモノハ之ヲ取消スコトヲ得

第十七条 第十四条第一項本文ニ定メタル原因止ミタルトキハ家庭裁判所ハ本人、配偶者、四親等内ノ親族、未成年後見人、未成年後見監督人、補助人、補助監督人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ補助開始ノ審判ヲ取消スコトヲ要ス
家庭裁判所ハ前項ニ掲ゲタル者ノ請求ニ因リ前条第一項ノ審判ノ全部又ハ一部ヲ取消スコトヲ得

前条第一項ノ審判及ビ第八百七十六條の九第一項ノ審判ヲ總テ取消ス場合ニ於テハ家庭裁判所ハ補助開始ノ審判ヲ取消スコトヲ要ス

第十八条 後見開始ノ審判ヲ為ス場合ニ於テ本人ガ被佐人又ハ被補助人ナルトキハ家庭裁判所ハ其本人ニ係ル保佐開始又ハ補助開始ノ審判ヲ取消スコトヲ要ス

前項ノ規定ハ保佐開始ノ審判ヲ為ス場合ニ於テ本人ガ成年被後見人若クハ被補助人ナルトキ又ハ補助開始ノ審判ヲ為ス場合ニ於テ本人ガ成年被後見人若クハ被佐人ナルトキニ之ヲ準用ス
第十九条 第一項中「無能力者」を「制限能力者（未成年者、成年被後見人、被佐人及ビ第十六条第一項ノ審判ヲ受ケタル被補助人ヲ謂フ以下同ジ）」に、「其無能力者」を「其制限能力者」に、「二个月」を「一箇月」に、「若シ無能力者」を「若シ其制限能力者」に改め、同条第二項中「無能力者」を「制限能力者」に改め、同条第四項中華禁治産者ニを「被佐人又ハ第十六条第一項ノ審判ヲ受ケタル被補助人ニ」に、「保佐人ノ同意ヲ得テ其行為ヲ追認スベキ旨」を「其保佐人又ハ補助人ノ追認ヲ得ベキ旨」に、「準禁治産者ガ」を「其被佐人又ハ被補助人ガ」に、「右ノ同意」を「右ノ追認」に改める。

第二十條中「無能力者」を「制限能力者」に、「用キタル」を「用ヒタル」に改める。

第九十八條中「禁治産者」を「成年被後見人」に改める。

第一百一条第一項第二号中「禁治産者又ハ破産者」を「若クハ破産又ハ代理人ガ後見開始ノ審判ヲ受ケタルコト」に改める。

第二百十條中「取消シ」を「能力ノ制限ニ因リテ取消シ」に、「無能力者若クハ瑕疵アル意思表示ヲ為シタル者、其代理人又ハ承継人」を「制限能力者又ハ其代理人、承継人若クハ同意ヲ為スコトヲ得ル者」に改め、同条に次の一項を加える。
詐欺又ハ強迫ニ因リテ取消シ得ベキ行為ハ瑕疵アル意思表示ヲ為シタル者又ハ其代理人若クハ承継人ニ限り之ヲ取消スコトヲ得

第二百一一条ただし書中「無能力者」を「制限能力者」に改める。

第二百二十四條第二項中「禁治産者ガ能力ヲ回復シタル」を「成年被後見人ガ能力者ト為リタル」に改め、同条第三項中「法定代理人」の下に「又ハ制限能力者ノ保佐人若クハ補助人」を加える。

第五百五十八條中「六個月」を「六箇月」に、「禁治産者」を「成年被後見人」に改める。
第五百五十九條中「無能力者」を「未成年者又ハ成年被後見人」に、「六個月」を「六箇月」に改める。
第四百四十九條中「無能力」を「能力ノ制限」に改める。

第六百五十三條中「禁治産ノ宣告」を「後見開始ノ審判」に改める。
第六百七十九條第三号を次のように改める。
三 後見開始ノ審判ヲ受ケタルコト
第七百十三條中「心神喪失ノ」を「精神上ノ障害ニ因リ自己ノ行為ノ責任ヲ弁識スル能力ヲ欠ク状態ニ在ル」に、同条ただし書中「一時ノ心神喪失」を「一時其状態」に改める。

第七百三十八條中「禁治産者」を「成年被後見人」に、「後見人」を「成年被後見人」に改める。
第七百七十八條中「禁治産者」を「成年被後見人」に、「禁治産の取消」を「後見開始の審判の取消」に改める。

第七百八十條中「無能力者」を「未成年者又ハ成年被後見人」に改める。

年被後見人」に改める。

第七百九十四條中「被後見人」の下に「未成年被後見人及ビ成年被後見人」をいう。以下同じ。」を加える。

第八百一一条第五項中「後見人」を「未成年被後見人」に改める。
第八百三十八條中「左の」を「次に掲げる」に改め、同条第二号中「禁治産の宣告」を「後見開始の審判」に改める。

第八百三十九條第一項中「後見人」を「未成年被後見人」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「後見人」を「未成年被後見人」に改める。
第八百四十條から第八百四十三條までを次のように改める。

第八百四十條 前条の規定によつて未成年被後見人となるべき者が不在ときは、家庭裁判所は、未成年被後見人又ハその親族その他の利害関係人の請求によつて、未成年被後見人を選任する。未成年被後見人が欠けたときも、同様である。

第八百四十一條 父若しくは母が親権若しくは管理権を許し、又は親権を失つたことによつて未成年被後見人を選任する必要があるときは、その父又は母は、遅滞なく未成年被後見人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。

第八百四十二條 未成年被後見人は、一人でなければならない。

第八百四十三條 家庭裁判所は、後見開始の審判をするときは、職権で、成年被後見人を選任する。成年被後見人が欠けたときは、家庭裁判所は、成年被後見人若しくはその親族その他の利害関係人の請求によつて、又は職権で、成年被後見人を選任する。

成年被後見人が選任されている場合において、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者若しくは成年被後見人の請求によつて、又は職権で、更に成年被後見人を選任することができる。

成年被後見人を選任するには、成年被後見人の心身の状態並びに生活及び財産の状況、成年被後見人となる者の職業及び経歴並びに成年被後見人との利害関係の有無（成年被後見人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と成年被後見人との利害関係の有無、成年被後見人の意見その他一切の事情を考慮しなければならない。）

第八百四十五條から第八百四十七條までを次のように改める。

第八百四十五條 後見人がその任務を許したことにあつて新たに後見人を選任する必要があるときは、その後見人は、遅滞なく新たな後見人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。

第八百四十六條 後見人に不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由があるときは、家庭裁判所は、後見監督人、被後見人若しくはその親族若しくは檢察官の請求によつて、又は職権で、これを解任することができる。

第八百四十七條 次に掲げる者は、後見人となることができる。

一 未成年者
二 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又ハ補助人
三 破産者
四 被後見人に対して訴訟をし、又はした者及びその配偶者並びに直系血族
五 行方不知の知れない者

第八百四十八條中「後見人」を「未成年被後見人」に、「後見監督人」を「未成年被後見監督人」に改める。

第八百四十九條中「後見監督人」を「未成年被後見監督人」に、「被後見人の親族又は後見人」を「未成年被後見人、その親族若しくは未成年被後見人」に改め、「請求によつて」の下に「又は職権で」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第八百四十九條の二 家庭裁判所は、必要がある

と認めるときは、成年被後見人、その親族若しくは成年被後見人の請求によつて、又は職権で、成年被後見監督人を選任することができる。

第八百五十二條中「及び」を、「第六百五十四條、第六百五十五條、第八百四十三條第四項、」に、

「乃至第八百四十六條」を、「第八百四十六條、第八百四十七條、第八百五十九條の二、第八百五十九條の三、第八百六十一條第二項及び第八百六十二條」に、「これを」を「ついで」に改める。

第八百五十七條中「未成年者の後見人」を「未成年被後見人」に、「乃至第八百二十三條」を「第八百二十三條まで」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「未成年者」を「未成年被後見人」に、「後見監督人」を「未成年被後見監督人」に改める。

第八百五十八條を次のように改める。

第八百五十八條 成年被後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たつては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

第八百五十九條の次に次の二條を加える。

第八百五十九條の二 成年被後見人が数人あるときは、家庭裁判所は、職権で、数人の成年被後見人が、共同して又は事務を分掌して、その権限を行使すべきことを定めることができる。

家庭裁判所は、職権で、前項の規定による定めを取り消すことができる。

成年被後見人が数人あるときは、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。

第八百五十九條の三 成年被後見人は、成年被後見人に代わつて、その居住の用に供する建物又はその敷地について、売却、賃貸、質貸借の解除又は抵当権の設定その他これらに準ずる処分をするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。

第八百六十一條に次の一項を加える。

後見人が後見の事務を行うために必要な費用は、被後見人の財産の中から支弁する。

第八百六十三條第二項中「被後見人の親族」を「被後見人若しくはその親族」に改める。

第八百六十四條中「未成年者」を「未成年被後見人」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第八百六十七條第一項中「後見人は、未成年者」を「未成年被後見人は、未成年被後見人に改める。

第八百六十八條中「後見人」を「未成年被後見人」に改める。

第八百七十二條第一項中「未成年者」を「未成年被後見人」に、「後見人」を「未成年被後見人」に改める。

第八百七十五條の次に次の章名及び節名を付する。

第五章の二 保佐及び補助

第一節 保佐

第八百七十六條を次のように改める。

第八百七十六條 保佐は、保佐開始の審判によつて開始する。

第八百七十六條の次に次の四條及び一節を加える。

第八百七十六條の二 家庭裁判所は、保佐開始の審判をするときは、職権で、保佐人を選任する。

第八百四十三條第二項から第四項まで及び第八百四十四條から第八百四十七條までの規定は、保佐人について準用する。

保佐人又はその代表する者と被保佐人との利益が相反する行為については、保佐人は、臨時保佐人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。ただし、保佐監督人がある場合は、この限りでない。

第八百七十六條の三 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、被保佐人、その親族若しくは保佐人の請求によつて、又は職権で、保佐監督人を選任することができる。

第六百四十四條、第六百五十四條、第六百五十五條、第八百四十三條第四項、第八百四十四條、第八百四十六條、第八百四十七條、第八百五十條、第八百五十一條、第八百五十九條の

二、第八百五十九條の三、第八百六十一條第二項及び第八百六十二條の規定は、保佐監督人について準用する。この場合において、第八百五十一條第四号中「被後見人を代表する」とあるのは、「被保佐人を代表し、又は被保佐人がこれをするに同意する」と読み替へるものとす

る。

第八百七十六條の四 家庭裁判所は、第十一條本文に掲げる者又は保佐人若しくは保佐監督人の請求によつて、被保佐人のために特定の法律行為について保佐人に代理権を付与する旨の審判をすることが出来る。

本人以外の者の請求によつて前項の審判をするには、本人の同意がなければならない。

家庭裁判所は、第一項に掲げる者の請求によつて、同項の審判の全部又は一部を取り消すことができる。

第八百七十六條の五 保佐人は、保佐の事務を行うに当たつては、被保佐人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

第六百四十四條、第八百五十九條の二、第八百五十九條の三、第八百六十一條第二項、第八百六十二條及び第八百六十三條の規定は保佐の事務について、第八百二十四條ただし書の規定は保佐人が前条第一項の代理権を付与する旨の審判に基づき被保佐人を代表する場合について準用する。

第六百五十四條、第六百五十五條、第八百七十六條、第八百七十七條及び第八百七十三條の規定は保佐人の任務を終了した場合について、第八百三十二條の規定は保佐人又は保佐監督人と被保佐人との間において保佐に關して生じた債権について準用する。

第二節 補助

第八百七十六條の六 補助は、補助開始の審判によつて開始する。

第八百七十六條の七 家庭裁判所は、補助開始の審判をするときは、職権で、補助人を選任す

る。

第八百四十三條第二項から第四項まで及び第八百四十四條から第八百四十七條までの規定は、補助人について準用する。

補助人又はその代表する者と被補助人との利益が相反する行為については、補助人は、臨時補助人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。ただし、補助監督人がある場合は、この限りでない。

第八百七十六條の八 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、被補助人、その親族若しくは補助人の請求によつて、又は職権で、補助監督人を選任することができる。

第六百四十四條、第六百五十四條、第六百五十五條、第八百四十三條第四項、第八百四十四條、第八百四十六條、第八百四十七條、第八百五十條、第八百五十一條、第八百五十九條の二、第八百五十九條の三、第八百六十一條第二項及び第八百六十二條の規定は、補助監督人について準用する。この場合において、第八百五十一條第四号中「被後見人を代表する」とあるのは、「被補助人を代表し、又は被補助人がこれをするに同意する」と読み替へるものとす

る。

第八百七十六條の九 家庭裁判所は、第十四條第一項本文に掲げる者又は補助人若しくは補助監督人の請求によつて、被補助人のために特定の法律行為について補助人に代理権を付与する旨の審判をすることが出来る。

第八百七十六條の四第二項及び第三項の規定は、前項の審判について準用する。

第八百七十六條の十 第六百四十四條、第八百五十九條の二、第八百五十九條の三、第八百六十一條第二項、第八百六十二條、第八百六十三條及び第八百七十六條の五第一項の規定は補助の事務について、第八百二十四條ただし書の規定は補助人が前条第一項の代理権を付与する旨の審判に基づき被補助人を代表する場合について準用する。

第六百五十四条、第六百五十五条、第八百七十条、第八百七十一条及び第八百七十三条の規定は補助人の任務が終了した場合について、第八百三十二条の規定は補助人又は補助監督人と被補助人との間において補助に關して生じた債權について準用する。

第九百七十七条中「無能力者」を「未成年者又は成年被後見人」に改める。

第九百六十二条中「及び第十二条」を、「第十二条及び第十六条」に改める。

第九百六十九条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「立会」を「立会い」に改め、同条第三号中「読み聞かせ」の下に、「又は閲覧させ」を加え、同条第四号中「おす」を「押す」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「附記し」を「付記し」に改め、同条第五号中「附記し」を「付記し」に、「おす」を「押す」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第九百六十九条の二 口がきけない者が公正証書によつて遺言をする場合には、遺言者は、公証人及び証人の前で、遺言の趣旨を通訳人の通訳により申述し、又は自書して、前条第二号の口授に代えなければならない。この場合における同条第三号の規定の適用については、同号中「口述」とあるのは、「通訳人の通訳による申述」又は「自書」とする。

前条の遺言者又は証人が耳が聞こえない者である場合には、公証人は、同条第三号に規定する筆記した内容を通訳人の通訳により遺言者又は証人に伝えて、同条の読み聞かせに代えることができる。

公証人は、前二項に定める方式に従つて公正証書を作つたときは、その旨をその証書に付記しなければならない。

第九百七十二条第一項中「言語を発することができない」を「口がきけない」に改め、「住所を」の下に「通訳人の通訳により申述し、又は」を加え、同条第二項中「公証人は、遺言者が前項に定める方式を踐んだ旨」を「第一項の場合において、遺言者が封紙に自書したときは、公証人は、その旨」

に改め、「記載して、」の下に「第九百七十条第一項第四号に規定する」を加え、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項の場合において、遺言者が通訳人の通訳により申述したときは、公証人は、その旨を封紙に記載しなければならない。

第九百七十三条第一項中「禁治産者が本心に復し」を「成年被後見人が事理を弁識する能力を一時回復し」に、「立会」を「立会い」に改め、同条第二項中「心神喪失の状況」を「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状態」に、「附記し」を「付記し」に、「おさなければ」を「押さなければ」に、「但し」を「ただし」に改める。

第九百七十四条中「左に」を「次に」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第九百七十六條第一項中「立会を以て」を「立会いをもつて」に改め、「読み聞かせ」の下に、「又は閲覧させ」を加え、「おさなければ」を「押さなければ」に改め、同条第二項中「前項」を「前三項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

口がきけない者が前項の規定によつて遺言をする場合には、遺言者は、証人の前で、遺言の趣旨を通訳人の通訳により申述して、同項の口授に代えなければならない。

第一項後段の遺言者又は他の証人が耳が聞こえない者である場合には、遺言の趣旨の口授又は申述を受けた者は、同項後段に規定する筆記した内容を通訳人の通訳によりその遺言者又は他の証人に伝えて、同項後段の読み聞かせに代えることができる。

第九百七十九条第二項中「前項」を「前二項」に、「おし、且つ」を「押し、かつ」に改め、同条第三項中「第九百七十六條第三項」を「第九百七十六條第五項」に、「これを」を「ついで」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

口がきけない者が前項の規定によつて遺言をする場合には、遺言者は、通訳人の通訳によりこれをしなければならない。

第九百九条中「無能力者」を「未成年者」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第九百六十九条、第九百七十二条、第九百七十六條及び第九百七十九條の改正規定、第九百六十九條の次に一條を加える改正規定並びに次条の規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(民法の一部改正に伴う経過措置の原則)

第二条 この法律による改正後の民法(次条において「新法」という。)の規定は、次条第三項の規定による場合を除き、当該改正規定の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前の民法(次条において「旧法」という。)の規定によつて生じた効力を妨げない。

(禁治産及び準禁治産の宣告等に関する経過措置)

第三条 旧法の規定による禁治産の宣告は新法の規定による後見開始の審判と、当該禁治産の宣告を受けた禁治産者並びにその後見人及び後見監督人は当該後見開始の審判を受けた成年被後見人並びにその成年被後見人及び成年被後見監督人とみなす。

2 旧法の規定による心神耗弱を原因とする準禁治産の宣告は新法の規定による保佐開始の審判と、当該準禁治産の宣告を受けた準禁治産者及びその保佐人は当該保佐開始の審判を受けた被保佐人及びその保佐人とみなす。

3 前項に規定する準禁治産者以外の準禁治産者及びその保佐人に関する民法の規定の適用については、第八百四十六條、第九百七十四條及び第九百九條の改正規定を除き、なお従前の例による。

4 旧法の規定による禁治産又は準禁治産の宣告の請求(この法律の施行前に当該請求に係る審判が確定したものを除く。)は、新法の規定による後見開始又は保佐開始の審判の請求とみなす。

理由

高齢社会への対応及び障害者福祉の充実の観点から、痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等の判断能力の不十分なる者の保護を図るため、禁治産及び準禁治産の制度を後見及び保佐の制度に改め、軽度の精神上の障害がある者を対象とする補助の制度を創設するとともに、聴覚又は言語機能に障害がある者が手話通訳又は筆談により公正証書遺言をすることができるようになること等を内容とする遺言の方式の改正をする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

任意後見契約に関する法律案
任意後見契約に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、任意後見契約の方式、効力等に関し特別の定めをするとともに、任意後見人に対する監督に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

一 任意後見契約 委任者が、受任者に対し、精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況における自己の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務の全部又は一部を委託し、その委託に係る事務について代理権を付与する委任契約であつて、第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された時からその効力を生ずる旨の定めのあるものをいう。

二 本人 任意後見契約の委任者をいう。

三 任意後見受任者 第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任される前における任意後見契約の受任者をいう。

四 任意後見人 第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後における任意後見契約の受任者をいう。

(任意後見契約の方式)

第三条 任意後見契約は、法務省令で定める様式の公正証書によつてしなければならない。

(任意後見監督人の選任)

第四条 任意後見契約が登記されている場合において、精神上の障害により本人の事理を弁識する能力が不十分な状況にあるときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族又は任意後見受任者の請求により、任意後見監督人を選任する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 本人が未成年者であるとき。
- 二 本人が成年被後見人、被保佐人又は被補助人である場合において、当該本人に係る後見、保佐又は補助を継続することが本人の利益のため特に必要であると認めるとき。
- 三 任意後見受任者が次に掲げる者であるとき。

イ 民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百四十七条各号(第四号を除く。)に掲げる者

ロ 本人に対して訴訟をし、又はした者及びその配偶者並びに直系血族

ハ 不正な行為、著しい不行跡その他任意後見人の任務に適しない事由がある者

2 前項の規定により任意後見監督人を選任する場合において、本人が成年被後見人、被保佐人又は被補助人であるときは、家庭裁判所は、当該本人に係る後見開始、保佐開始又は補助開始の審判(以下「後見開始の審判等」と総称する。)を取り消さなければならない。

3 第一項の規定により本人以外の者の請求により任意後見監督人を選任するには、あらかじめ本人の同意がなければならぬ。ただし、本人がその意思を表示することができないときは、この限りでない。

4 任意後見監督人が欠けた場合には、家庭裁判所は、本人、その親族若しくは任意後見人の請求により、又は職権で、任意後見監督人を選任する。

5 任意後見監督人が選任されている場合においても、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者の請求により、又は職権で、更に任意後見監督人を選任することができる。

(任意後見監督人の欠格事由)

第五条 任意後見受任者又は任意後見人の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹は、任意後見監督人となることができない。

(本人の意思の尊重等)

第六条 任意後見人は、第二条第一号に規定する委託に係る事務(以下「任意後見人の事務」という。)を行うに当たっては、本人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

(任意後見監督人の職務等)

第七条 任意後見監督人の職務は、次のとおりとする。

- 一 任意後見人の事務を監督すること。
- 二 任意後見人の事務に関し、家庭裁判所に定期的に報告をすること。
- 三 急迫の事情がある場合に、任意後見人の代理権の範囲内において、必要な処分をすること。
- 四 任意後見人又はその代表する者と本人との利益が相反する行為について本人を代表すること。

2 任意後見監督人は、いつでも、任意後見人に対し任意後見人の事務の報告を求め、又は任意後見人の事務若しくは本人の財産の状況を調査することができる。

3 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、任意後見監督人に対し、任意後見人の事務に関する報告を求め、任意後見人の事務若しくは本人の財産の状況の調査を命じ、その他任意後見監督人の職務について必要な処分を命ずることができる。

4 民法第六百四十四条、第六百五十四条、第六百五十五条、第八百四十三条第四項、第八百四

十四条、第八百四十六条、第八百四十七条、第八百五十九条の二、第八百六十一条第二項及び第八百六十二条の規定は、任意後見監督人について準用する。

(任意後見人の解任)

第八条 任意後見人に不正な行為、著しい不行跡その他その任務に適しない事由があるときは、家庭裁判所は、任意後見監督人、本人、その親族又は検察官の請求により、任意後見人を解任することができる。

(任意後見契約の解除)

第九条 第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任される前においては、本人又は任意後見受任者は、いつでも、公証人の認証を受けた書面によつて、任意後見契約を解除することができる。

2 第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後においては、本人又は任意後見人は、正当な事由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て、任意後見契約を解除することができる。

(後見、保佐及び補助との関係)

第十条 任意後見契約が登記されている場合には、家庭裁判所は、本人の利益のため特に必要があると認めるときに限り、後見開始の審判等を行うことができる。

2 前項の場合における後見開始の審判等の請求は、任意後見受任者、任意後見人又は任意後見監督人もすることができる。

3 第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後においては本人が後見開始の審判等を受けたときは、任意後見契約は終了する。

(任意後見人の代理権の消滅の對抗要件)

第十一条 任意後見人の代理権の消滅は、登記をしなければ、善意の第三者に対抗することができない。

(家事審判法の適用)

第十二条 家事審判法(昭和二十二年法律第五十二号)の適用に関しては、第四条第一項、第

四項及び第五項の規定による任意後見監督人の選任、同条第二項の規定による後見開始の審判等の取消し、第七条第三項の規定による報告の徴収、調査命令その他任意後見監督人の職務に関する処分、同条第四項において準用する民法第八百四十四条、第八百四十六条、第八百五十九条の二第一項及び第二項並びに第八百六十二条の規定による任意後見監督人の解任については、任意後見監督人の解任並びに第九條第二項の規定による任意後見契約の解除についての許可は、家事審判法第九條第一項甲類に掲げる事項とみなす。

(最高裁判所規則)

第十三条 この法律に定めるもののほか、任意後見契約に関する審判の手續に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

附則

この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

理由

高齢社会への対応及び障害者福祉の充実の観点から、痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等の判断能力の不十分な者の保護を図るため、任意後見契約の方式、効力等に関し特別の定めをするとともに、任意後見人に対する監督に關し必要な事項を定めることにより、任意後見制度を創設する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(公示催告手続及び仲裁手続ニ關スル法律の一

部改正)

第一条 公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律
(明治二十三年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第七百九十二条第三項中「無能力者、變者、
墮者」を「未成年者、成年被後見人、被保佐人」
に改める。

(法例の一部改正)

第二条 法例(明治三十一年法律第十号)の一部を
次のように改正する。

第三条第二項中「無能力者」を「能力ノ制限ヲ
受ケタル者」に改める。

第四条第一項中「禁治産」を「後見開始ノ審判」
に、「禁治産者」を「成年被後見人」に、「宣告」を
「審判」に改め、同条第二項中「禁治産ノ原因」を
「後見開始ノ審判ノ原因」に、「禁治産ノ宣告」を
「後見開始ノ審判」に改める。

第五条中「準禁治産」を「保佐開始ノ審判及び
補助開始ノ審判」に改める。

第二十四条第二項中「禁治産ノ宣告」を「後見
開始ノ審判」に改める。

第二十五条中「保佐」を「保佐及び補助」に改め
る。

(人事訴訟手続法の一部改正)

第三条 人事訴訟手続法(明治三十一年法律第十
三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「無能力者」を「訴訟行為ニ付
キ能力ノ制限ヲ受ケタル者」に、「又ハ保佐人」
を「保佐人又ハ補助人」に改め、同条第二項及
び第三項中「無能力者」を「訴訟行為ニ付キ能力
ノ制限ヲ受ケタル者」に改める。

第四条第一項中「禁治産者」を「成年被後見人」
に、「後見監督人」を「成年被後見人」に改め、同条
第二項中「後見人ガ禁治産者ノ配偶者ニ非ザル
トキ」を「成年被後見人ガ成年被後見人ノ配偶者ナ
ルトキ」に、「後見人ハ禁治産者」を「成年被後見監
督人ハ成年被後見人」に改める。

第二十八条第一項中「禁治産者」を「成年被後
見人」に、「後見監督人」を「成年被後見人」に改め

(非訟事件手続法の一部改正)

第四条 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十
四号)の一部を次のように改正する。

第三百三十八条中第二号を削り、第三号を第二
号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号
とする。

(不動産登記法の一部改正)

第五条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十
四号)の一部を次のように改正する。

第一百零条ノ四中「破産、禁治産、準禁治産」を
「破産ノ宣告、後見開始若クハ保佐開始ノ審判」
に改める。

(商法の一部改正)

第六条 商法(明治三十二年法律第四十八号)の一
部を次のように改正する。

第八十五条第五号を次のように改める。

五 後見開始ノ審判ヲ受ケタルコト
第六百六十一条第三項中「禁治産ノ宣告」を「後
見開始ノ審判」に改める。

第二百五十四条ノ二第一号を次のように改め
る。

一 成年被後見人又ハ被保佐人
第五百四十条第二号中「禁治産」を「營業者ガ
後見開始ノ審判ヲ受ケタルコト」に改める。

(公証人法の一部改正)

第七条 公証人法(明治四十一年法律第五十三号)
の一部を次のように改正する。

第十四条第三号を削り、同条第四号を同条第
三号とする。

第十六条中「乃至第三号」を「又ハ第二号」に改
める。

第二十二條第二号中「又ハ保佐人」を「保佐
人又ハ補助人」に改める。

第二十六條中「無能力」を「能力ノ制限」に改め
る。

第三十四條第三項第六号中「保佐人」の下に「
補助人」を加える。

(弁理士法等の一部改正)

第八条 次に掲げる法律の規定中「禁治産者」を
「成年被後見人」に、「準禁治産者」を「被保佐人」
に改める。

一 弁理士法(大正十年法律第百号)第五条第五
号

二 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)
第二百五十二条の二十八第三項第一号

三 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)
第二十八條の四第九号イ

四 風俗營業等の規制及び業務の適正化等に関
する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第
四條第一項第一号

五 古物營業法(昭和二十四年法律第百八号)第
四條第一号

六 司法書士法(昭和二十五年法律第百九十七
号)第四條第二号

七 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第百二
九号)第十七條第一項

八 土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二
百二十八号)第四條第二号

九 証券投資信託及び証券投資法人に関する法
律(昭和二十六年法律第百九十八号)第九條第
二項第六号イ及び第九十六條第一号

十 水道法(昭和三十三年法律第百七十七号)第
二十五條の三第一項第三号イ

十一 薬剤師法(昭和三十五年法律第百四十六
号)第四條第一号

十二 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律
第六十四号)第二十八條第五項第一号

十三 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五
十七号)第八十四條第二項第一号

十四 警備法(昭和四十七年法律第百十七号)
第三條第一号

十五 作業環境測定法(昭和五十年法律第二十
八号)第六條第一号

十六 船員の雇用の促進に関する特別措置法
(昭和五十二年法律第九十六号)第七條第一項
第三号

十七 外資埠頭公団の解散及び業務の承継に関

する法律(昭和五十六年法律第二十八号)第三
條第一項第五号

十八 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)
第三條第一号

十九 株券等の保管及び振替に関する法律(昭
和五十九年法律第三十号)第三條第一項第三
号

二十 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び
派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律
(昭和六十年法律第八十八号)第六條第三号

二十一 有価証券に係る投資顧問業の規制等
に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)第
七條第一項第一号

二十二 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十
二号)第六條第三号

二十三 外国医師又は外国歯科医師が行う臨床
修練に係る医師法第十七條及び歯科医師法第
十七條の特例等に関する法律(昭和六十二年
法律第二十九号)第三條第三項第三号

二十四 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六
十二年法律第三十号)第三條第一号

二十五 抵当証券業の規制等に関する法律(昭
和六十二年法律第百十四号)第六條第一項第
六号イ

二十六 港湾労働法(昭和六十三年法律第四十
号)第十二條第二項第三号ロ

二十七 金融先物取引法(昭和六十三年法律第
七十七号)第十九條第五号イ

二十八 前払式証券の規制等に関する法律(平
成元年法律第九十二号)第九條第一項第五号
イ

二十九 商品投資に係る事業の規制に関する法
律(平成三年法律第六十六号)第六條第一項第
四号イ

三十 特定債権等に係る事業の規制に関する法
律(平成四年法律第七十七号)第三十三條第一
項第五号イ

三十一 不動産特定共同事業法(平成六年法律
第七十七号)第六條第六号イ

三十二 更生保護事業法(平成七年法律第八十八号)第二十一条第一号

三十三 保険業法(平成七年法律第五号)第二百六十五条の十六第二号、第二百七十九条第一項第五号及び第二百八十九条第一項第五号

三十四 精神保健福祉士法(平成九年法律第三十一号)第三十一条第一号

三十五 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十条第一号

三十六 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第八条第一項第三号イ

三十七 債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第二百六号)第五号第七号イ

三十八 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第五号)第八号第一号

三十九 未成年者飲酒禁止法(平成十一年法律第九号)未成年者飲酒禁止法(平成十一年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第四号を次のように改める。

第四号 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ前条ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ同条ノ刑ヲ科ス

(信託法の一部改正)

第十号 信託法(大正十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第五号中「禁治産者、準禁治産者」を「成年被後見人、被後見人」に改める。

第四十二号第一項中「破産、禁治産若ハ準禁治産ノ宣告」を「破産ノ宣告若ハ後見開始若ハ保佐開始ノ審判」に改める。

(恩給法等の一部改正)

第十一号 次に掲げる法律の規定中「禁治産者」を「成年被後見人」に改める。

一 恩給法(大正十二年法律第四十八号)第七号第二項

二 統計法(昭和二十二年法律第十八号)第五条

第一類第三号 法務委員会議録第十九号 平成十一年六月十一日

第二項 三 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第八条第二項

四 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第八十号第一項第二号ハ

五 薬事法(昭和三十三年法律第四十五号)第六号第二号ニ

六 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和三十三年法律第八十二号)第十八号第一項第一号ホ

七 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護の保護に関する法律(昭和六十三年法律第九十五号)第十三号第二項

八 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第五号第三号

九 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)第五号第一項第三号

十 対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律(平成十年法律第十六号)第六号第四号

(手形法等の一部改正)

第十二号 次に掲げる法律の規定中「無能力ト為リタル」を「能力ノ制限ヲ受ケタル」に改める。

一 手形法(昭和七年法律第二十号)第十八号第三項

二 小切手法(昭和八年法律第五十七号)第二十三号第三項

(著作権に関する仲介業務に関する法律の一部改正)

第十三号 著作権に関する仲介業務に関する法律(昭和十四年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第十四号を次のように改める。

第十四号 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ前条ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ各本条ノ刑ヲ科ス

第十五号を削る。

(帝都高速度交通営団法の一部改正)

第十四号 帝都高速度交通営団法(昭和十六年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十四号ノ六中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

(学校教育法の一部改正)

第十五号 学校教育法(昭和二十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第九号第一項中「各号の」を「各号のいずれかに改め、同項第一号を次のように改める。

一 成年被後見人又は被後見人

第二十二号第一項中「後見人」を「未成年後見人」に、「初から」を「初めから」に、「終り」を「終り」に改める。

(労働基準法の一部改正)

第十六号 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二百一十一号第一項ただし書中「但し」を「ただし」に、「禁治産者」を「成年被後見人」に改め、「法定代理人」の下に「法定代理人が法人であるときは、その代表者」を加える。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

第十七号 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第三十一号中「左の各号の」を「次の各号のいずれかに改め、同条第一号中「禁治産者、準禁治産又ハ」を削り、同条第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(国会議員法の一部改正)

第十八号 国会議員法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第二号中「左の各号の」を「次の各号のいずれかに改め、同条第一号を次のように改める。

一 成年被後見人又は被後見人

第二号第二号中「禁錮」を「禁錮」に、「終らな

い」を「終わらない」に改め、同条第四号中「前各号の」を「前三号のいずれかに」に、「者の外」を「者のほか」に、「つく」を「就く」に改める。

(船員法の一部改正)

第十九号 船員法(昭和二十二年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第三百三十五号第一項ただし書を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同条第二項を削る。

(国家公務員法の一部改正)

第二十号 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第五号第三項中「左の各号の」を「次の各号のいずれかに改め、同項第一号中「禁治産者若しくは準禁治産者又は」を削り、同項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第三十八号中「左の各号の」を「次の各号のいずれかに」に、「除くの外」を「除くほか」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 成年被後見人又は被後見人

第三十八号第二号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(家事審判法の一部改正)

第二十一号 家事審判法(昭和二十二年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第九号第一項中「左の」を「次に掲げる」に改め、同項甲類第一号中「民法」の下に「明治二十九年法律第八十九号」を加え、「禁治産の宣告」を「後見開始の審判」に、「取消」を「取消し」に改め、同項甲類第二号中「第十二号第二項及び第十三号」を「第十一号、第十二号第二項及び第十三号」並びに「第八百七十六号の四第一項及び第三項」に、「準禁治産の宣告」を「保佐開始の審判」に、「取消その他の準禁治産を取消しその他の保佐」に改め、同号の次に次の二号を加える。

二の二 民法第十四号第一項、第十六号第一項及び第三項、第十七号、第八百七十六号の九第一項並びに同条第二項において準用

する同法第八百七十六條の四第三項の規定による補助開始の審判、その取消しその他の補助に關する処分

二の三 民法第十八條の規定による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の取消し第九條第一項甲類第七号の二中「後見人」を「未成年後見人」に改め、同項甲類第十四号から第十九号までを次のように改める。

十四 民法第八百四十條、第八百四十三條第一項から第三項まで(同法第八百七十六條の二第二項及び第八百七十六條の七第二項において同法第八百四十三條第二項及び第三項の規定を準用する場合を含む。)、第八百四十九條、第八百四十九條の二、第八百七十六條の二第一項、第八百七十六條の三第一項、第八百七十六條の七第一項又は第八百七十六條の八第一項の規定による後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人の選任

十五 民法第八百四十四條(同法第八百五十二條、第八百七十六條の二第二項、第八百七十六條の三第二項、第八百七十六條の七第二項及び第八百七十六條の八第二項において準用する場合を含む。)、第八百七十六條の八第二項の規定による後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人の辭任についての許可

十六 民法第八百四十六條(同法第八百五十二條、第八百七十六條の二第二項、第八百七十六條の三第二項、第八百七十六條の七第二項及び第八百七十六條の八第二項において準用する場合を含む。)、第八百七十六條の八第二項の規定による後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人の解任

十七 民法第八百五十三條第一項ただし書(同法第八百七十七條第二項において準用する場合を含む。)、の規定による財産目録の調製の期間の伸長

二項(同法第八百五十二條、第八百七十六條の三第二項、第八百七十六條の五第二項、第八百七十六條の八第二項及び第八百七十六條の十第一項において準用する場合を含む。)、の規定による數人の成年後見人、成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人の權限の行使についての定め及びその取消し

十九 民法第八百五十九條の三(同法第八百五十二條、第八百七十六條の三第二項、第八百七十六條の五第二項、第八百七十六條の八第二項及び第八百七十六條の十第一項において準用する場合を含む。)、の規定による成年被後見人、被保佐人又は被補助人の居住用不動産の処分についての許可

第九條第一項甲類第二十号中「第八百六十七條第二項」を「第八百五十二條、第八百六十七條第二項、第八百七十六條の三第二項、第八百七十六條の五第二項、第八百七十六條の八第二項及び第八百七十六條の十第一項」に改め、「後見人」の下に、「後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人」を加え、同項甲類第二十一号中「第八百七十六條第二項」の下に、「第八百七十六條の五第二項及び第八百七十六條の十第一項」を加え、「後見の事務」の後見、保佐又は補助の事務の「後見の事務」を「当該事務」に、「後見の事務」を「当該事務」に改め、同項甲類第二十二号中「第八百七十六條の五第三項及び第八百七十六條の十第二項において準用する場合を含む。」に改め、同項甲類第二十二号の次に次の一号を加える。

二十二の二 民法第八百七十六條の二第三項又は第八百七十六條の七第三項の規定による臨時保佐人又は臨時補助人の選任

第九條第一項甲類第三十三号中「第九百七十六條第二項又は第九百七十九條第二項」を「第九百七十六條第四項又は第九百七十九條第三項」に改める。

(兒童福祉法の一部改正)

第二十二條 兒童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第六條、第二十七條第四項、第二十八條第一項、第三十條第一項、第三十三條の四第四号及び第三十三條の七中「後見人」を「未成年後見人」に改める。

第三十三條の八中「後見人」を「未成年後見人」に、「第八百四十五條」を「第八百四十六條」に改める。

第四十七條第一項中「後見人」を「未成年後見人」に、「但し」を「ただし」に改め、同條第二項中「後見人」を「未成年後見人」に改める。

(戸籍法の一部改正)

第二十三條 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第三十一條第一項中「禁治産者」を「成年被後見人」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同條第二項中「禁治産者」を「成年被後見人」に改め、同條第二項中「左の」を「次に掲げる」に改め、同項第二号中「無能力」を「能力の制限」に改める。

第三十二條第一項中「無能力者」を「未成年者又は成年被後見人」に改め、同條第二項中「禁治産者」を「成年被後見人」に、「添附し」を「添付し」に改める。

(公認會計士法の一部改正)

第二十四條 公認會計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第四條中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、同條第一号中「禁治産者又は準禁治産者」を「成年被後見人又は被保佐人」に改め、同條第二号中「禁治」を「禁錮」に、「終り」を「終わり」に改め、同條第七号中「取消」を「取消し」に、「但し」を「ただし」に改める。

第十八條の次に次の一條を加える。

(登録拒否の事由)

第十八條の二 心身の故障により公認會計士若しくは會計士補の業務を行わせることがその適正を欠くおそれがある者又は公認會計士若しくは會計士補の信用を害するおそれがある者は、公認會計士又は會計士補の登録を受けることができない。

第十九條第三項中「できる者」の下に「であり、かつ、登録を受けることができる者」を加え、「行ない」を「行い」に改め、「できない者」の下に「又は登録を受けることができない者」を加える。

第二十一條中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、同條第三号中「第四條各号の一」を「公認會計士又は會計士補が第四條各号のいずれかに改め、同條に次の一号を加える。

四 公認會計士又は會計士補が心身の故障により公認會計士又は會計士補の業務を行わせることがその適正を欠くおそれがあるとき、資格審査会の議決に基づいて行わなければならない。

3 第十九條第四項並びに第十九條の二第一項及び第三項の規定は、第一項第四号の規定による登録の抹消について準用する。

第四十六條の十一第二項中「拒否」の下に「及び第二十一條第一項第四号の規定による登録の抹消」を加え、「行ない」を「行い」に改める。

(大麻取締法の一部改正)

第二十五條 大麻取締法(昭和二十三年法律第百二十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、同項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第三号中「禁治産者、準禁治産者」を「成年被後見人、被保佐人」に改める。

(刑事訴訟法の一部改正)

第二十六條 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第二十條中「左の」を「次に掲げる」に改め、同條第三号中「又は保佐人」を「保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人」に改め、同條第

しくは會計士補の信用を害するおそれがある者は、公認會計士又は會計士補の登録を受けることができない。

第十九條第三項中「できる者」の下に「であり、かつ、登録を受けることができる者」を加え、「行ない」を「行い」に改め、「できない者」の下に「又は登録を受けることができない者」を加える。

第二十一條中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、同條第三号中「第四條各号の一」を「公認會計士又は會計士補が第四條各号のいずれかに改め、同條に次の一号を加える。

四 公認會計士又は會計士補が心身の故障により公認會計士又は會計士補の業務を行わせることがその適正を欠くおそれがあるとき、資格審査会の議決に基づいて行わなければならない。

3 第十九條第四項並びに第十九條の二第一項及び第三項の規定は、第一項第四号の規定による登録の抹消について準用する。

第四十六條の十一第二項中「拒否」の下に「及び第二十一條第一項第四号の規定による登録の抹消」を加え、「行ない」を「行い」に改める。

(大麻取締法の一部改正)

第二十五條 大麻取締法(昭和二十三年法律第百二十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、同項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第三号中「禁治産者、準禁治産者」を「成年被後見人、被保佐人」に改める。

(刑事訴訟法の一部改正)

第二十六條 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第二十條中「左の」を「次に掲げる」に改め、同條第三号中「又は保佐人」を「保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人」に改め、同條第

七号中「取調」を「取調べ」に、「但し」を「ただし」に改める。

(検察審査会法の一部改正)

第二十七条 検察審査会法(昭和二十三年法律第四百七十七号)の一部を次のように改正する。

第五号中「左」を「次に」に改め、同条第一号中「但し」を「ただし」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「禁錮」を「禁固」に改め、同条を同条第三号とする。

第七号中「左」を「次に掲げる」に改め、同条第三号中「又は保佐人」を「保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人」に改める。

(競馬法等の一部改正)

第二十八条 次に掲げる法律の規定中「各号の二」を「各号のいずれか」に改め、「禁治産者若しくは準禁治産者又は」を削る。

一 競馬法(昭和二十三年法律第五百十八号)第二十三号の十三

二 日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五十五号)第十三条

三 原子力委員会及び原子力安全委員会設置法(昭和三十年法律第八十八号)第五条第四項

四 科学技術会議設置法(昭和三十四年法律第四号)第七号第四項

五 宇宙開発委員会設置法(昭和四十三年法律第四十号)第七号第四項

六 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七十八号第四項

七 北方領土問題対策協会法(昭和四十四年法律第三十四号)第十一条

八 地価公示法(昭和四十四年法律第四十九号)第十五号第四項

九 航空事故調査委員会設置法(昭和四十八年法律第百十三号)第六号第四項

十 国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第三十九号第五項

(医師法等の一部改正)

第二十九号 第一号に掲げる法律の規定中「禁治産者、準禁治産者」を「成年被後見人、被保佐

人」に改め、第二号に掲げる法律の規定中「禁治産者」を「成年被後見人」に改め、第三号に掲げる法律の規定中「左」を「次に」に、「準禁治産者」を「被保佐人」に改める。

一 医師法(昭和二十三年法律第二百一十一号)第三号及び歯科医師法(昭和二十三年法律第二百一十二号)第三号

二 医師法第十三号及び歯科医師法第十三号

三 医師法第十四号及び歯科医師法第十四号

(医療法等の一部改正)

第三十号 次に掲げる法律の規定中「各号の二」を「各号のいずれか」に、「禁治産者」を「成年被後見人」に、「準禁治産者」を「被保佐人」に改める。

一 医療法(昭和二十三年法律第二百五十五号)第四十六号の二第二項

二 あへん法(昭和二十九年法律第七十一号)第十三号

三 商工會法(昭和三十五年法律第八十九号)第三十二号第二項

四 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)第五号

(建設業法の一部改正)

第三十一号 建設業法(昭和二十四年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第八号中「次の各号の二」を「次の各号のいずれか」に、「第十一号までの二」を「第十一号までのいずれか」に改め、同条第一号中「禁治産者若しくは準禁治産者」を「成年被後見人若しくは被保佐人」に改め、同条第九号中「前各号の二」を「前各号のいずれか」に改める。

第二十五号の四「各号の二」を「各号のいずれか」に改め、同条第一号中「禁治産者若しくは準禁治産者又は」を削り、同条第二号中「終り」を「終わり」に改める。

(人権擁護委員法の一部改正)

第三十二号 人権擁護委員法(昭和二十四年法律第百三十九号)の一部を次のように改正する。

第七号第一項中「各号の二」を「各号のいずれ

か」に改め、第一号を削り、同項第二号中「禁治産者」を「禁錮」に改め、同条を同項第一号とし、同項第三号中「除く外」を「除くほか」に、「当る」を「当たる」に改め、同条を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とする。

(犯罪者予防更生法の一部改正)

第三十三号 犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第百四十二号)の一部を次のように改正する。

第八号第一項中「禁治産、準禁治産若しくは」を削り、「禁錮」を「禁固」に改める。

(教育職員免許法の一部改正)

第三十四号 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第五号第一項ただし書中「各号の二」を「各号のいずれか」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 成年被後見人又は被保佐人

(労働組合法の一部改正)

第三十五号 労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)の一部を次のように改正する。

第十九号の四第一項中「次の各号のいずれかに該当する」を「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで、又は執行を受けることがなくなるまでの」に改め、各号を削る。

第十九号の七第一項中「第十九号の四第一項各号のいずれか」を「第十九号の四第一項に規定する者」に改める。

第三十一号第二項中「禁治産者」を「成年被後見人」に改め、「法定代理人の下に」を「(法定代理人が法人であるときは、その代表者)を加え、但し」を「ただし」に改める。

(獣医師法の一部改正)

第三十六号 獣医師法(昭和二十四年法律第百八十六号)の一部を次のように改正する。

第四号中「左の各号の二」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 成年被後見人又は被保佐人

(測量法の一部改正)

第三十七号 測量法(昭和二十四年法律第百八十

八号)の一部を次のように改正する。

第五十五号の六第一項中「次の各号の二」を「次の各号のいずれか」に、「添付書類」を「添付書類」に改め、同項第四号中「禁治産者」を「成年被後見人」に、「前各号の二」を「前三号のいずれか」に改める。

(土地改良法の一部改正)

第三十八号 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十三号第三項中「禁治産者、準禁治産者及び禁錮」を「成年被後見人、被保佐人及び禁錮」に改める。

(弁護士法の一部改正)

第三十九号 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第六号中「左」を「次に」に改め、同条第一号中「禁錮」を「禁固」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 成年被後見人又は被保佐人

第十三号の前の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第一項中「して」を「したとき」の下に、「又は心身の故障により弁護士職務を行わせることがその適正を欠くおそれがあるとき」を加え、「取消」を「取消し」に改める。

(家畜商法の一部改正)

第四十号 家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

第四号中「各号の二」を「各号のいずれか」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 成年被後見人又は被保佐人

第四号第三号中「取消」を「取消し」に、「但し」を「ただし」に改める。

(簡易郵便局法の一部改正)

第四十一号 簡易郵便局法(昭和二十四年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三号の二「各号の二」を「各号のいずれか」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 成年被後見人又は被保佐人

までのいずれかに改める。

(国際観光ホテル整備法の一部改正)

第四十二条 国際観光ホテル整備法(昭和二十四年法律第二百七十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「各号の二」を「各号のいずれかに」改め、同項第五号中「禁治産者若しくは準禁治産者」を「成年被後見人若しくは被保佐人」に改め、同項第六号中「前三号の二」を「前三号のいずれかに」改める。

(相続税法の一部改正)

第四十三条 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十九条の四第二項中「心神喪失の」を「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く」に改める。

(公職選挙法の一部改正)

第四十四条 公職選挙法(昭和二十五年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第五号の二第四項中「左の各号の二」を「次の各号のいずれかに」改め、同項第一号中「又は準禁治産の宣告」を削る。

第十一号第一項第一号を次のように改める。

一 成年被後見人

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正)

第四十五条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十一条の十二」を「第五十一条の十一の二・第五十一条の十二」に改める。

第二十条第一項中「各号の二」を「各号のいずれかに」改め、同項第三号中「又は保佐人」を「保佐人又は補助人」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 成年被後見人又は被保佐人

第三十五条を次のように改める。

第三十五条 削除

第五十一条の二第二項中「民法」の下に「明治

二十九年法律第八十九号」を加える。

第八章第五十一条の十二の前に次の一条を加える。

(審判の請求)

第五十一条の十一の二 市町村長は、精神障害者につき、その福祉を図るために必要があるとき、その福祉を図るために必要があるとき、民法第七條、第十一條、第十二條第二項、第十四條第一項、第十六條第一項、第八百七十六條の四第一項又は第八百七十六條の九第一項に規定する審判の請求をすることができる。

(生活保護法の一部改正)

第四十六条 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項中「後見人」を「未成年後見人」に改める。

第八十一条中「禁治産者」を「成年被後見人」に改める。

第八十六条第二項中「罰する外」を「罰するほか」に改め、同項ただし書を削る。

(火災類取締法の一部改正)

第四十七条 火災類取締法(昭和二十五年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第六条中「左の各号の二」を「次の各号のいずれかに」改め、同条第一号中「取消」を「取消し」に改め、同条第二号中「禁こ」を「禁錮」に「終り」を「終わり」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 成年被後見人

第六条第四号中「前各号の二」を「前三号のいずれかに」改める。

(質屋営業法の一部改正)

第四十八条 質屋営業法(昭和二十五年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第三号第一項中「左の各号の二」を「次の各号のいずれかに」改め、同項第一号中「禁こ」を「禁錮」に「終り」を「終わり」に改め、同項第四号中「禁治産者」を「成年被後見人」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に「前各号の二」を

「前三号のいずれかに」改め、同項第六号中「取消」を「取消し」に改め、同項第八号及び第九号中「第六号までの二」を「第六号までのいずれかに」改める。

第二十五条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第一項中「左の各号の二」を「次の各号のいずれかに」改め、同項第一号中「禁こ」を「禁錮」に改め、同項第二号中「第六号までの二」を「第六号までのいずれかに」改め、同項第三号中「取消」を「取消し」に改め、同項第四号中「基く命令に違反したとき」を「基づく命令に違反したとき」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に「基く」を「基づく」に「無能力者」を「未成年者又は成年被後見人」に改める。

第三十五条中「罰する外」を「罰するほか」に改め、同条ただし書を削る。

(船主相互保険組合法の一部改正)

第四十九条 船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第三号中「終つたを」を「終つたに」改め、同条ホ中「禁治産者」を「成年被後見人」に改める。

(建築基準法の一部改正)

第五十条 建築基準法(昭和二十五年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第七十七条の十九中「次の各号の二」を「次の各号のいずれかに」改め、同条第一号中「禁治産者又は準禁治産者」を「成年被後見人又は被保佐人」に改め、同条第八号中「前各号の二」を「前各号のいずれかに」改める。

第七十七条の三十七中「各号の二」を「各号のいずれかに」改め、同条第二号を次のように改める。

二 成年被後見人又は被保佐人

第七十七条の三十九中「各号の二」を「各号のいずれかに」改め、同条第二号中「後見人」を「成年被後見人」に改める。

第八十条の二中「各号の二」を「各号のいずれ

か」に改め、同条第一号中「禁治産者若しくは準禁治産者又は」を削り、同条第二号中「終る」を「終るに」改める。

(建築士法の一部改正)

第五十一条 建築士法(昭和二十五年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第七号中「各号の二」を「各号のいずれかに」改め、同条第二号を次のように改める。

二 成年被後見人又は被保佐人

第二十三条の四第一項中「各号の二」を「各号のいずれかに」改め、同項第三号中「禁治産者」を「成年被後見人」に「第一号又は前号」を「前二号のいずれかに」改め、同条第二項中「各号の二」を「各号のいずれかに」改め、同項第四号中「禁治産者」を「成年被後見人」に「第一号、第二号又は前号」を「前三号のいずれかに」改める。

(保護司法の一部改正)

第五十二条 保護司法(昭和二十五年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第四号中「左の各号の二」を「次の各号のいずれかに」改め、同条第一号を次のように改める。

一 成年被後見人又は被保佐人

第四号第二号中「禁こ」を「禁錮」に改める。

(クリーニング業法の一部改正)

第五十三条 クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「罰する外」を「罰するほか」に改め、同条ただし書を削る。

(地方税法の一部改正)

第五十四条 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第九号及び第二百九十二条第一項第九号中「心神喪失の」を「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く」に改める。

第四百七条中「左の各号の二」を「次の各号のいずれかに」改め、同条第一号中「禁治産者若しくは準禁治産者」を「成年被後見人若しくは被保佐人」に改め、同条第三号中「外、禁こ」を「ほか、禁錮」に「終つて」を「終つて」に改める。

第四百二十六条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第一号中「禁治産者若しくは準禁治産者又は」を削り、同条第三号中「外、禁こ」を「ほか、禁錮」に、「終つて」を「終つて」に改める。

（商品取引法の一部改正）

第五十五条 商品取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第七号中「禁治産者」を「成年被後見人」に、「前各号の一」を「前各号のいずれか」に改め、同項第八号中「第六号までの一」を「第六号までのいずれか」に改める。

第四百四十一条第一項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「禁こ」を「禁錮」に改め、同号を同項第二号とする。

（地方公務員法の一部改正）

第五十六条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「第十六条各号（第四号を除く）」を「第十六条第二号、第三号若しくは第五号」に改め、同条第八項中「第十六条各号（第三号を除く）」を「第十六条第二号、第四号又は第五号」に改める。

第十六条中「左の二」を「次の二」に、「除く外」を「除くほか」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 成年被後見人又は被保佐人

第十六条第二号中「禁こ」を「禁錮」に、「終る」を「終わる」に改める。

（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の一部改正）

第五十七条 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第三号中「又は保佐人」を「保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人」に改める。

改める。

（行政書士法の一部改正）

第五十八条 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第五号中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 成年被後見人又は被保佐人

第七号第二項中「行政書士が引き続き二年以上業務を行わないときは」を「行政書士の登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合」に改め、同項に次の各号を加える。

一 引き続き二年以上行政書士の業務を行わないとき。

二 心身の故障により行政書士の業務を行うことができないとき。

（海事代理士法の一部改正）

第五十九条 海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三号中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 成年被後見人又は被保佐人

第三号第三号中「禁こ」を「禁錮」に、「終り」を「終わり」に改め、同条第五号中「まつ消」を「抹消」に改める。

（社会福祉事業法の一部改正）

第六十条 社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第四項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 成年被後見人又は被保佐人

第八十六条中「罰する外」を「罰するほか」に改め、同条ただし書を削る。

（農業委員会等に関する法律の一部改正）

第六十一条 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

一 成年被後見人

第四十一条第三項第二号中「禁こ」を「禁錮」に、「終る」を「終わる」に改め、同項第三号中「禁こ」を「禁錮」に改める。

（結核予防法の一部改正）

第六十二条 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第六十三条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第一号中「禁治産者」を「成年被後見人」に改める。

第六十四条中「禁治産者」を「成年被後見人」に改める。

（宗教法人法の一部改正）

第六十三条 宗教法人法（昭和二十六年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第二十二号中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 成年被後見人又は被保佐人

第二十二号第三号中「禁こ」を「禁錮」に、「終る」を「終わる」に改める。

（港湾運送事業法の一部改正）

第六十四条 港湾運送事業法（昭和二十六年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第六十六条第二項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第一号中「禁こ」を「禁錮」に、「終り」を「終わり」に改め、同項第三号中「取消」を「取消し」に改め、同項第四号中「禁治産者」を「成年被後見人」に、「前三号の一」を「前三号のいずれか」に改め、同項第五号中「前四号の一」を「前各号のいずれか」に改める。

第七号の二中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 成年被後見人又は被保佐人

第七号の二第二号中「禁こ」を「禁錮」に、「終り」を「終わり」に改め、同条第三号中「取消」を「取消し」に改める。

（道路運送法の一部改正）

第六十五条 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第七号中「次の各号の一」を「次に掲げる」に改め、同条第三号中「禁治産者」を「成年被後見人」に改める。

（高圧ガス保安法の一部改正）

第四十九条第二項中「左の二」を「次の二」に改め、同項第一号中「禁こ」を「禁錮」に、「終り」を「終わり」に改め、同項第二号中「取消」を「取消し」に改め、同項第三号中「禁治産者」を「成年被後見人」に、「前二号の一」を「前二号のいずれか」に改め、同項第四号中「前三号の一」を「前三号のいずれか」に改める。

（高圧ガス保安法の一部改正）

第六十六条 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第七号中「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 成年被後見人

第七号第四号中「前各号の一」を「前三号のいずれか」に改める。

（土地収用法の一部改正）

第六十七条 土地収用法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第五十四条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第一号中「禁治産者若しくは準禁治産者又は」を削り、同条第二号中「禁こ」を「禁錮」に、「終る」を「終わる」に改める。

第六十一条第一項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第二号中「及び保佐人」を「保佐人及び補助人」に改める。

（税理士法の一部改正）

第六十八条 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第四号中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 成年被後見人又は被保佐人

き」を加える。

(宅地建物取引業法の一部改正)

第六十九條 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「次の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、同項第一号中「禁治産者若しくは準禁治産者」を「成年被後見人若しくは被保佐人」に改め、同項第六号中「前各号の一」を「前各号のいずれかに改め、同項第七号及び第八号中「第五号までの一」を「第五号までのいずれかに改め、

第十八條第一項ただし書中「各号の一」を「各号のいずれかに改め、同項第二号を次のように改める。

二 成年被後見人又は被保佐人

第五十二條中「各号の一」を「各号のいずれかに改め、同条第七号イ中「禁治産者若しくは準禁治産者」を「成年被後見人若しくは被保佐人」に改める。

(ユネスコ活動に関する法律等の一部改正)

第七十條 次に掲げる法律の規定中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、

「禁治産、準禁治産又は」を削り、「禁」を「禁錮」に改める。

一 ユネスコ活動に関する法律(昭和二十七年法律第二百七号)第十一條第一項

二 公安審査委員会設置法(昭和二十七年法律第二百四十二号)第七條

三 社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)第二十四條

(旅行業法の一部改正)

第七十一條 旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「各号の一」を「各号のいずれかに改め、同項第四号中「前三号の一」を「前三号のいずれかに改め、同項第五号中「禁治産者若しくは準禁治産者」を「成年被後見人若しくは被保佐人」に改め、同項第六号中「前号の一」を「前号のいずれかに改める。

(地方公営企業法の一部改正)

第七十二條 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第七條の二第二項中「各号の一」を「各号のいずれかに改め、同項第一号中「禁治産者若しくは準禁治産者」を「成年被後見人若しくは被保佐人」に改め、同項第二号中「禁」を「禁錮」に改める。

(酒税法の一部改正)

第七十三條 酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第十條中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、同条第二号中「因」を「よる」に、「取消」を「取消し」に改め、同条第三号中「禁治産者」を「成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」に改め、「法定代理人」の下に「(酒類の製造又は販売に係る営業に關し代理権を有するものに限る。)」を加え、同条第四号中「申請者」の下に「又は前号に規定する法定代理人」を加え、同条第七号中「終り」を「終わりに改め、同条第八号中「終つた」を「終わった」に改める。

(麻薬及び向精神薬取締法の一部改正)

第七十四條 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第三條第三項中「次の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、同項第四号を次のように改める。

四 成年被後見人

第三條第三項第六号中「前各号の一」を「前各号のいずれかに改める。

第五十條第二項中「各号の一」を「各号のいずれかに改め、同項第二号中「へまでの一」を「へまでのいずれかに改め、同号二を次のように改める。

ニ 成年被後見人

第五十條第二項第二号へ中「ホまでの一」を「ホまでのいずれかに改める。

(商工会議所法等の一部改正)

第七十五條 次に掲げる法律の規定中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、

「禁治産者」を「成年被後見人」に、「準禁治産者」を「被保佐人」に、「禁」を「禁錮」に、「終る」を「終わる」に改める。

一 商工会議所法(昭和二十八年法律第四百十三号)第十五條第二項

二 土地區畫整理法(昭和二十九年法律第九号)第六十三條第四項

(武器等製造法の一部改正)

第七十六條 武器等製造法(昭和二十八年法律第四百十五号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第五号中「左」を「次に」に改め、同号イ中「終り」を「終わりに改め、同号ロ中「取消」を「取消し」に改め、同号ニを次のように改める。

ニ 成年被後見人

第五條第一項第五号ホ中「ニまでの一」を「ニまでのいずれかに改める。

(厚生年金保険法等の一部改正)

第七十七條 次に掲げる法律の規定中「第三百三十八條第四号」を「第三百三十八條第三号」に改める。

一 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第五十五号)第四百七條第五項

二 国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)第三百三十七條第五項

(警察法の一部改正)

第七十八條 警察法(昭和二十九年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第七條第四項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、同項第一号中「禁治産者若しくは準禁治産者又は」を削り、同項第二号中「禁」を「禁錮」に改める。

第三十九條第二項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、同項第一号中「準禁治産者又は」を削り、同項第二号中「禁」を「禁錮」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第七十九條 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第三十八條第一項中「各号の一」を「各号のいずれかに改め、同項第一号を次のように改める。

一 成年被後見人又は被保佐人

第三十八條第一項第二号中「禁」を「禁錮」に、「終る」を「終わる」に改める。

(労働保険審査官及び労働保険審査会法等の一部改正)

第八十條 次に掲げる法律の規定中「各号の一」を「各号のいずれかに改め、

「禁治産、準禁治産又は」を削る。

一 労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和三十一年法律第二百六号)第三十條

二 公害等調整委員会設置法(昭和四十七年法律第五十二号)第九條

三 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第一百一十一号)第六十六條

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

第八十一條 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

三 成年被後見人
第六十一条の四第四号中「前各号の一」を「前

第八十六条 自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

第五十條の見出しを「添付書面」に改め、同条第一項中「無能力者が能力者となつた」を「未成年被後見人が成年に達したこと、成年被後見

第九十二条 母子保健法(昭和四十年法律第四百四

十一号を次のように改める。

第六条第四項中「行なり」を「行う」に、「後見人」を「未成年後見人」に改める。

(執行官法等の一部改正)

第九十三条 次に掲げる法律の規定中「又は保佐人」を「保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人に改める。

一 執行官法(昭和四十一年法律第百一十一号)第三号第三号

二 行政手続法(平成五年法律第八十八号)第九号第二項第五号

(小型船舶法の一部改正)

第九十四条 小型船舶法(昭和四十一年法律第百十九号)の一部を次のように改正する。

第七号第一項中「各号の」を「各号のいずれかに改め、同項第三号中「禁治産者」を「成年被後見人」に、「前二号の」を「前二号のいずれか」に改め、同項第四号中「前三号の」を「前三号のいずれかに改める。

(通関業法等の一部改正)

第九十五条 次に掲げる法律の規定中「次の各号の」を「次の各号のいずれかに改め、禁治産者又は準禁治産者を「成年被後見人又は被保佐人」に、「前各号の」を「前各号のいずれかに改める。

一 通関業法(昭和四十二年法律第百二十二号)第六号

二 建築基準法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百号)第三号のうち、第四章の二に二節を加える改正規定中第七十七条の三十七に係る部分

(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正)

第九十六条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項及び第三十号中「各号の」を「各号のいずれかに改め、禁治産者を「成年被後見人」に、「前三号の」を「前三号のいずれかに改める。

に改める。

(公害紛争処理法の一部改正)

第九十七条 公害紛争処理法(昭和四十五年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「各号の」を「各号のいずれかに改め、同項第一号中「禁治産者若しくは準禁治産者又は」を削る。

第四十二条の三第一項中「各号の」を「各号のいずれかに改め、同項第三号中「又は保佐人」を「保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人に改める。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正)

第九十八条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

第七号第三項第四号イ中「禁治産者若しくは準禁治産者」を「成年被後見人若しくは被保佐人」に改め、同号へからずまでの規定中「ホまでの」を「ホまでのいずれかに改める。

(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部改正)

第九十九条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

第八号中「各号の」を「各号のいずれかに改め、同条第三号を次のように改める。

三 成年被後見人

第八号第四号中「行なり」を「行う」に、「前三号の」を「前三号のいずれかに改める。

(貸金業の規制等に関する法律の一部改正)

第一百条 貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第六号第一項中「次の各号の」を「次の各号のいずれかに改め、同項第一号を次のように改める。

一 成年被後見人又は被保佐人

第六号第一項第六号中「前各号の」を「前各号のいずれかに改め、同項第七号及び第八号中「第五号までの」を「第五号までのいずれかに改める。

(たばこ事業法の一部改正)

第一百条 たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十一号第二項第三号中「除く」の下に、「以下同じ」を加え、「禁治産者」を「成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人に、「法定代理人の氏名」を「法定代理人自ら輸入をした製造たばこの販売に係る営業に關し代理権を有する者に限る。以下第十七条までにおいて同じ。」の氏名、商号又は名称」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二 前号に規定する法定代理人が法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所

第十三号中「各号の」を「各号のいずれかに改め、同条第五号中「営業に關し成年者と同一の能力を有する者を除く。」又は禁治産者を「又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人に、「第一号から第三号までの」を「前各号のいずれかに改める。

第十七号中「各号の」を「各号のいずれかに改め、同条第八号中「営業に關し成年者と同一の能力を有する者を除く。」又は禁治産者を「又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人に改め、「第一号の下に「又は前号」を加える。

第二十一条中「前項」とあるのは「第二十条」との下に、「同項第三号中「自ら輸入をした製造たばこの販売」とあるのは「製造たばこの卸売販売」とを加える。

第二十二号第二項第三号中「営業に關し成年者と同一の能力を有する者を除く。」又は禁治産者を「又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人に、「法定代理人の氏名」を「法定代理人(製造たばこの小売販売に係る営業に關し代理権を有する者に限る。以下同じ。)の氏名、商号又は名称」に改め、同号の次に次の一号を加える。

る。

三の二 前号に規定する法定代理人が法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所

第二十三号中「各号の」を「各号のいずれかに改め、同条第七号中「営業に關し成年者と同一の能力を有する者を除く。」又は禁治産者を「又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人に、「又は破産者」を「若しくは破産者」に改め、「あるときの下に、「又はその法定代理人の代表者のうちに第一号若しくは第二号に規定する者若しくは破産者で復権を得ないものに該当する者があるとき」を加える。

第三十一条中「各号の」を「各号のいずれかに改め、同条第十一号中「営業に關し成年者と同一の能力を有する者を除く。」又は禁治産者を「又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人に、「第六号又は第九号」を「第六号、第九号又は前号」に改める。

(外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正)

第一百二条 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十号第一項第二号中「禁治産者若しくは準禁治産者」を「成年被後見人若しくは被保佐人」に改める。

第三十条第二項中「していたとき」の下に、「若しくは心身の故障により外国法律事務弁護士の職務を行わせることがその適正を欠くおそれがあるとき」を加える。

(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部改正)

第一百三条 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「後見人」を「未成年後見人」に改める。

改める。

(国会等の移転に関する法律等の一部改正)

第百四条 次に掲げる法律の規定中「禁治産、準禁治産若しくは」を削る。

一 国会等の移転に関する法律(平成四年法律第百九号)第十五条第六項

二 地方分権推進法(平成七年法律第九十六号)第十三条第四項

(化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律の一部改正)

第百五条 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第五条中「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 成年被後見人

第百六条 民事訴訟法(平成八年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第五十二条第二項第三号中「禁治産者」を「成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」に、「法定代理人の氏名」を「法定代理人(塩の製造に係る営業に關し代理権を有する者に限る。第七十七条第一項において同じ。)の氏名、商号又は名称」に改め、同条の次に次の一号を加える。

三の二 前号に規定する法定代理人が法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所

第七十七条第一項第五号中「禁治産者」を「成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」に、「第一号から第三号まで」を「前各号」に改める。

第十六条第二項第三号中「禁治産者」を「成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」に、「法定代理人の氏名」を「法定代理人(塩の特定販売に係る営業に關し代理権を有する者に限る。)の氏名、商号又は名称」に改め、同条の次に次の一号を加える。

第一類第三号

法務委員会議録第十九号

平成十一年六月十一日

第三の二 前号に規定する法定代理人が法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所

第十九条第二項第三号中「禁治産者」を「成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」に、「法定代理人の氏名」を「法定代理人(塩の卸売に係る営業に關し代理権を有する者に限る。)の氏名、商号又は名称」に改め、同条の次に次の一号を加える。

三の二 前号に規定する法定代理人が法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所

第七十七条第一項第五号中「禁治産者」を「成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」に、「第一号から第三号まで」を「前各号」に改める。

第三の二 前号に規定する法定代理人が法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所

第十九条第二項第三号中「禁治産者」を「成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」に、「法定代理人の氏名」を「法定代理人(塩の卸売に係る営業に關し代理権を有する者に限る。)の氏名、商号又は名称」に改め、同条の次に次の一号を加える。

三の二 前号に規定する法定代理人が法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所

第七十七条第一項第五号中「禁治産者」を「成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」に、「第一号から第三号まで」を「前各号」に改める。

第十六条第二項第三号中「禁治産者」を「成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」に、「法定代理人の氏名」を「法定代理人(塩の特定販売に係る営業に關し代理権を有する者に限る。)の氏名、商号又は名称」に改め、同条の次に次の一号を加える。

第一類第三号

法務委員会議録第十九号

平成十一年六月十一日

第三の二 前号に規定する法定代理人が法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所

第十九条第二項第三号中「禁治産者」を「成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」に、「法定代理人の氏名」を「法定代理人(塩の卸売に係る営業に關し代理権を有する者に限る。)の氏名、商号又は名称」に改め、同条の次に次の一号を加える。

三の二 前号に規定する法定代理人が法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所

第七十七条第一項第五号中「禁治産者」を「成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」に、「第一号から第三号まで」を「前各号」に改める。

第十六条第二項第三号中「禁治産者」を「成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」に、「法定代理人の氏名」を「法定代理人(塩の特定販売に係る営業に關し代理権を有する者に限る。)の氏名、商号又は名称」に改め、同条の次に次の一号を加える。

第一類第三号

法務委員会議録第十九号

平成十一年六月十一日

第三の二 前号に規定する法定代理人が法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所

第十九条第二項第三号中「禁治産者」を「成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」に、「法定代理人の氏名」を「法定代理人(塩の卸売に係る営業に關し代理権を有する者に限る。)の氏名、商号又は名称」に改め、同条の次に次の一号を加える。

三の二 前号に規定する法定代理人が法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所

第七十七条第一項第五号中「禁治産者」を「成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」に、「第一号から第三号まで」を「前各号」に改める。

第十六条第二項第三号中「禁治産者」を「成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」に、「法定代理人の氏名」を「法定代理人(塩の特定販売に係る営業に關し代理権を有する者に限る。)の氏名、商号又は名称」に改め、同条の次に次の一号を加える。

助入である場合にあっては、同条の規定は、次に掲げるときには、適用しない。

一 被保佐人又は被補助人が訴訟行為をすることについて保佐人又は補助人の同意を得ることを要しないとき。

二 被保佐人又は被補助人が前号に規定する同意を得ることを要する場合において、その同意を得ているとき。

(日本銀行法の一部改正)

第百八条 日本銀行法(平成九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「に掲げる場合」を削り、同項第一号中「禁治産、準禁治産又は」を削る。

(中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部改正)

第百九条 中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第十二条第三号を次のように改める。

三 後見開始の審判を受けたこと。

(金融再生委員会設置法の一部改正)

第百十条 金融再生委員会設置法(平成十年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第九条第一号中「禁治産、準禁治産又は」を削る。

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第百十一条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第四章の次に一章を加える改正規定のうち第四十三条の六に係る部分中「各号の一」を「各号のいずれか」に、「禁治産者」を「成年被後見人」に、「前三号の一」を「前三号のいずれか」に改める。

附則第三条に次の一項を加える。

2 附則第一条第一号に定める日が民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備

等に関する法律(平成十一年法律第 号)の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間は、新法第四十三条の六第三号中「成年被後見人」とあるのは、「禁治産者」とする。

(旧産業組合法の一部改正)

第百十二条 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百九号)第九十九条の規定によりなお効力を有するとされる旧産業組合法(明治三十三年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

等に関する法律(平成十一年法律第 号)

の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間は、新法第四十三条の六第三号中「成年被後見人」とあるのは、「禁治産者」とする。

(旧産業組合法の一部改正)

第百十二条 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百九号)第九十九条の規定によりなお効力を有するとされる旧産業組合法(明治三十三年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第五十一条第四号を次のように改める。

四 後見開始ノ審判ヲ受ケタルコト

附則

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第百十一条の規定は、この法律の公布の日又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の公布の日から遅く日施行する。

(法人において租税及び葉煙草専売に關し事犯ありたる場合に關する法律の廃止)

第二条 法人において租税及び葉煙草専売に關し事犯ありたる場合に關する法律(明治三十三年法律第五十二号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に關するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

一 第四条の規定による非訟事件手続法第百三十八条の改正規定

二 第七十七条中公証人法第十四条及び第十六条の改正規定

三 第十四条の規定による帝都高速度交通営団法第十四条ノ六の改正規定

四 第十七条の規定による私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律第三十一条の改

正規定

四 公正取引の確保に關する法律第三十一条の改

正規定

正規定

正規定

正規定

五 第二十条中国公務員法第五条第三項の改正規定

六 第二十八條の規定による競馬法第二十三條の十三、日本中央競馬会法第十三條、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第五條第四項、科学技術会議設置法第七條第四項、宇宙開発委員会設置法第七條第四項、都市計画法第七十八條第四項、北方領土問題対策協会法第十一條、地価公示法第十五條第四項、航空事故調査委員会設置法第六條第四項及び国土利用計画法第三十九條第五項の改正規定

七 第三十一條中建設業法第二十五條の四の改正規定

八 第三十二條の規定による人権擁護委員法第七條第一項の改正規定

九 第三十三條の規定による犯罪者予防更生法第八條第一項の改正規定

十 第三十五條中労働組合法第十九條の四第一項及び第十九條の七第一項の改正規定

十一 第四十四條中公職選挙法第五條の二第四項の改正規定

十二 第五十條中建築基準法第八十條の二の改正規定

十三 第五十四條中地方税法第四百二十六條の改正規定

十四 第五十五條中商品取引所法第四十一條第一項の改正規定

十五 第五十六條中地方公務員法第九條第三項及び第八項の改正規定

十六 第六十七條中土地収用法第五十四條の改正規定

十七 第七十條の規定によるユネスコ活動に関する法律第十一條第一項、公安審査委員会設置法第七條及び社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十四條の改正規定

十八 第七十八條の規定による警察法第七條第四項及び第三十九條第二項の改正規定

十九 第八十條の規定による労働保険審査官及

び労働保険審査会法第三十條、公害等調整委員会設置法第九條及び公害健康被害の補償等に関する法律第十六條の改正規定

二十 第八十一條の規定による地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四條第二項の改正規定

二十一 第八十四條の規定による農林漁業団体職員共済組合法第七十五條第一項の改正規定

二十二 第九十七條中公害紛争処理法第十六條第二項の改正規定

二十三 第四十四條の規定による国会等の移転に関する法律第十五條第六項及び地方分権推進法第十三條第四項の改正規定

二十四 第八十八條の規定による日本銀行法第二十五條第一項の改正規定

二十五 第九十條の規定による金融再生委員会設置法第九條第一項の改正規定

第四條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

民法の一部を改正する法律の施行に伴い、公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律その他の関係法律の規定の整備等を行うとともに、所要の経過措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

後見登記等に関する法律案

後見登記等に関する法律

(趣旨)

第一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)に規定する後見(後見開始の審判により開始するものに限る。以下同じ)、保佐及び補助に関する登記並びに任意後見契約に関する法律(平成十一年法律第 号)に規定する任意後見契約の登記(以下「後見登記等」と総称する。)については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

(登記所)

第二条 後見登記等に関する事務は、法務大臣の指定する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所(次条において「指定法務局等」という。)が、登記所としてつかさどる。

2 前項の指定は、告示してしなければならない。

(登記官)

第三条 登記所における事務は、指定法務局等に勤務する法務事務官で、法務局又は地方法務局の長が指定した者が、登記官として取り扱う。

(後見等の登記等)

第四条 後見 保佐又は補助(以下「後見等」と総称する。)の登記は、嘱託又は申請により、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができ、物を含む。第九條において同じ。)をもって調製する後見登記等ファイルに、次に掲げる事項を記録することによって行う。

一 後見等の種別、開始の審判をした裁判所、その審判の事件の表示及び確定の年月日

二 成年被後見人、被保佐人又は被補助人(以下「成年被後見人等」と総称する。)の氏名、出生の年月日、住所及び本籍(外国人にあっては、国籍)

三 成年後見人、保佐人又は補助人(以下「成年後見人等」と総称する。)の氏名及び住所(法人にあっては、名称又は商号及び主たる事務所又は本店)

四 成年後見監督人、保佐監督人又は補助監督人(以下「成年後見監督人等」と総称する。)が選任されたときは、その氏名及び住所(法人にあっては、名称又は商号及び主たる事務所又は本店)

五 保佐人又は補助人の同意を得ることを要する行為が定められたときは、その行為

六 保佐人又は補助人に代理権が付与されたときは、その代理権の範囲

七 数人の成年後見人等又は数人の成年後見監督人等が、共同して又は事務を分掌して、その権限を行使すべきことが定められたときは、その定め

八 後見等が終了したときは、その事由及び年月日

九 家事審判法(昭和二十二年法律第五十二号)第十五條の三第一項の規定による審判(同条第五項の裁判を含む。以下「保全処分」という。)に関する事項のうち政令で定めるもの

十 登記番号

2 後見等の開始の審判前の保全処分(政令で定めるものに限る。)の登記は、嘱託又は申請により、後見登記等ファイルに、政令で定める事項を記録することによって行う。

(任意後見契約の登記)

第五条 任意後見契約の登記は、嘱託又は申請により、後見登記等ファイルに、次に掲げる事項を記録することによって行う。

一 任意後見契約に係る公正証書を作成した公証人の氏名及び所属並びにその証書の番号及び作成の年月日

二 任意後見契約の委任者(以下「任意後見契約の本人」という。)の氏名、出生の年月日、住所及び本籍(外国人にあっては、国籍)

三 任意後見受任者又は任意後見人の氏名及び住所(法人にあっては、名称又は商号及び主たる事務所又は本店)

四 任意後見受任者又は任意後見人の代理権の範囲

五 数人の任意後見人が共同して代理権を行使すべきことを定めたときは、その定め

六 任意後見監督人が選任されたときは、その氏名及び住所(法人にあっては、名称又は商号及び主たる事務所又は本店)並びにその選任の審判の確定の年月日

七 数人の任意後見監督人が、共同して又は事務を分掌して、その権限を行使すべきことが定められたときは、その定め

八 任意後見契約が終了したときは、その事由及び年月日

九 保全処分に関する事項のうち政令で定めるもの

十 登記番号

(後見登記等ファイルの記録の編成)

第六条 後見登記等ファイルの記録は、後見等の登記については後見等の開始の審判ごとに、第四項第二項の登記については政令で定める保全処分ごとに、任意後見契約の登記については任意後見契約ごとに、それぞれ編成する。

(変更の登記)

第七条 後見登記等ファイルの各記録(以下「登記記録」という。)に記録されている次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める事項に変更が生じたことを知ったときは、嘱託による登記がされる場合を除き、変更の登記を申請しなければならない。

一 第四条第一項第二号から第四号までに掲げる者 同項各号に掲げる事項

二 第五条第二号、第三号又は第六号に掲げる者 同条各号に掲げる事項

2 成年被後見人等の親族、任意後見契約の本人の親族その他の利害関係人は、前項各号に定める事項に変更が生じたときは、嘱託による登記がされる場合を除き、変更の登記を申請することができる。

(終了の登記)

第八条 後見等に係る登記記録に記録されている前条第一項第一号に掲げる者は、成年被後見人等が死亡したことを知ったときは、終了の登記を申請しなければならない。

2 任意後見契約に係る登記記録に記録されている前条第一項第二号に掲げる者は、任意後見契約の本人の死亡その他の事由により任意後見契約が終了したことを知ったときは、嘱託による登記がされる場合を除き、終了の登記を申請しなければならない。

3 成年被後見人等の親族、任意後見契約の本人の親族その他の利害関係人は、後見等又は任意後見契約が終了したときは、嘱託による登記が

される場合を除き、終了の登記を申請することができる。

(登記記録の閉鎖)

第九条 登記官は、終了の登記をしたときは、登記記録を閉鎖し、これを閉鎖登記記録として、磁気ディスクをもって複製する閉鎖登記ファイルに記録しなければならない。

(登記事項証明書の交付等)

第十条 何人も、登記官に対し、次に掲げる登記記録について、後見登記等ファイルに記録されている事項(記録がないときは、その旨を証明した書面(以下「登記事項証明書」という。))の交付を請求することができる。

一 自己を成年被後見人等又は任意後見契約の本人とする登記記録

二 自己を成年後見人等、成年後見監督人等、任意後見受任者、任意後見人又は任意後見監督人(退任したこれらの者を含む。)とする登記記録

三 自己の配偶者又は四親等内の親族を成年被後見人等又は任意後見契約の本人とする登記記録

四 保全処分に係る登記記録で政令で定めるもの

2 次の各号に掲げる者は、登記官に対し、それぞれ当該各号に定める登記記録について、登記事項証明書の交付を請求することができる。

一 未成年後見人又は未成年後見監督人 未成年被後見人又は未成年被後見監督人等若しくは任意後見契約の本人とする登記記録又は第四項第二項に規定する保全処分に係る登記記録で政令で定めるもの

二 成年被後見人等又は成年後見監督人等 成年被後見人等又は任意後見契約の本人とする登記記録

三 登記された任意後見契約の任意後見受任者 任意後見契約の本人を成年被後見人等とする登記記録又は第四項第二項に規定する保全処分に係る登記記録で政令で定めるもの

3 何人も、登記官に対し、次に掲げる閉鎖登記記録について、閉鎖登記ファイルに記録されている事項(記録がないときは、その旨を証明した書面(以下「閉鎖登記事項証明書」という。))の交付を請求することができる。

一 自己が成年被後見人等又は任意後見契約の本人であった閉鎖登記記録

二 自己が成年後見人等、成年後見監督人等、任意後見受任者、任意後見人又は任意後見監督人であった閉鎖登記記録

三 保全処分に係る閉鎖登記記録で政令で定めるもの

4 相続人その他の承継人は、登記官に対し、被相続人その他の被承継人が成年被後見人等若しくは任意後見契約の本人であった閉鎖登記記録又は第四項第二項に規定する保全処分に係る閉鎖登記記録で政令で定めるものについて、閉鎖登記事項証明書の交付を請求することができる。

5 国又は地方公共団体の職員は、職務上必要とする場合には、登記官に対し、登記事項証明書又は閉鎖登記事項証明書の交付を請求することができる。

(手数料)
第十一条 次に掲げる者は、物価の状況、登記に要する実費、登記事項証明書の交付等に要する実費その他一切の事情を考慮して政令で定める額の手料を納めなければならない。

一 登記を嘱託する者

二 登記を申請する者

三 登記事項証明書又は閉鎖登記事項証明書の交付を請求する者

2 前項の手料の納付は、登記印紙をもってしなければならない。

(行政手続法の適用除外)
第十二条 登記官の処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

第十三条 登記官の処分を不当とする者は、監督法務局又は地方法務局長に審査請求をすることができる。

2 審査請求をするには、登記官に審査請求書を提出しなければならない。

3 登記官は、審査請求を理由があると認めるときは、相当の処分をしなければならない。

4 登記官は、審査請求を理由がないと認めるときは、三日以内に、意見を付して事件を監督法務局又は地方法務局長に送付しなければならない。

5 法務局又は地方法務局長は、審査請求を理由があると認めるときは、登記官に相当の処分を命じ、その旨を審査請求人のほか利害関係人に通知しなければならない。

(行政不服審査法の適用除外)
第十四条 行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第十四条、第十七条、第二十四条、第二十五条第一項ただし書、第三十四条第二項から第六項まで、第三十七條第六項、第四十条第三項から第六項まで及び第四十三條の規定は、前条第一項の審査請求については、適用しない。

(政令への委任)
第十五条 この法律に定めるもののほか、後見登記等に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、附則第八条の規定は、この法律の公布の日又は行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第 号)の公布の日の日いずれか遅い日から施行する。

(禁治産者及び準禁治産者についての経過措置)
第二条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号。以下「民法改正法」という。)附則第三条第一項の規定により成年被後見人、成年後見人若しくは成年後見監督人とみなされる

者又は当該成年被後見人とみなされる者の配偶者若しくは四親等内の親族は、政令で定めるところにより、後見の登記を申請することができる。

2 民法改正法附則第三条第二項の規定により被保佐人若しくはその保佐人とみなされる者又は当該被保佐人とみなされる者の配偶者若しくは四親等内の親族は、政令で定めるところにより、保佐の登記を申請することができる。

3 民法改正法附則第三条第一項又は第二項の規定により成年被後見人又は被保佐人とみなされる者について、民法改正法の施行後に確定した審判に基づく変更の登記又は終了の登記の嘱託がされた場合において、当該嘱託に係る登記事項を記録すべき登記記録がないときは、登記官は、職権で、当該者について前二項の登記をする。

4 登記官は、前三項の規定による登記をしたときは、遅滞なく、戸籍事務を管掌する者に対し、その旨の通知をしなければならない。

5 戸籍事務を管掌する者は、前項の通知を受けたときは、法務省令で定めるところにより、当該通知に係る成年被後見人とみなされる者又は被保佐人とみなされる者の戸籍を再製しなければならない。

(公証人法の一部改正)

第三条 公証人法(明治四十一年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「郵便料」の下に、「第五十七号ノ三ノ登記ノ手数料相当額(第三項ニ於テ登記手数料ト称ス)」を加え、同条第三項中「郵便料」の下に、「登記手数料」を加える。

第四章中第五十七号ノ二の次の一条を加える。

第五十七号ノ三 公証人任意後見契約に関する法律(平成十一年法律第 号)第三条ニ規定スル証書ヲ作成シタルトキハ登記所ニ任意後見契約ノ登記ヲ嘱託スルコトヲ要ス
前項ノ登記ノ嘱託書ニハ証書ノ原本ヲ添付ス

平成十一年六月二十五日印刷

ルコトヲ要ス

(家事審判法の一部改正)

第四条 家事審判法の一部を次のように改正する。

第十五条の二中「審判で最高裁判所の定めるものを(審判(戸籍の記載又は後見登記等に関する法律(平成十一年法律第 号)に定める登記の嘱託を要するものとして最高裁判所の定めるものに限る。以下この条において同じ。))」に、「含む」で最高裁判所の定めるものを(含む。))に改め、「管掌する者」の下に「又は登記所」を、「記載」の下に「又は後見登記等に関する法律に定める登記」を加える。

(戸籍法の一部改正)

第五条 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「後見」を「未成年者の後見」に改める。
第三十二条第二項を削る。

「第八節 親権及び後見」を「第八節 親権及び未成年者の後見」に改める。

第八十一条第一項中「後見開始」を「民法第八百三十八条第一号に規定する場合に開始する後見(以下「未成年者の後見」という。))の開始」に、「後見人」を「未成年後見人」に改め、同条第二項中「左の」を「次に掲げる」に改め、同条第二号中「後見人」を「未成年後見人」に改める。
第八十二条中「後見人」を「未成年後見人」に改める。
第八十三条中「後見人」を「未成年後見人」に、「添附し」を「添付し」に改める。
第八十四条中「後見終了」を「未成年者の後見の終了」に、「後見人」を「未成年後見人」に改める。

第八十五条中「後見人」を「未成年後見人」に、「後見監督人及び保佐人にこれを」を「未成年後見監督人について」に改める。

(戸籍法の一部改正に伴う経過措置)
第六条 この法律の施行前に生じた事由による前条の規定による改正前の戸籍法第八十一条、第

平成十一年六月二十八日発行

八十二条及び第八十四条(同法第八十五条において準用する場合を含む。)の届出については、前条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 民法改正法附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人については、前条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)

第七条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第四百十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第八号中「第三条第一項若しくははを」第三条第一項」に改め、「第十五条第一項の下に」若しくはは後見登記等に関する法律(平成十一年法律第 号)第十一号第一項」を加え、同条第二項中「及び債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律」を、「債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律及び後見登記等に関する法律」に改める。
(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第八条 行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。
第三章中第十条の次に次の一条を加える。
(後見登記等に関する法律の一部改正)

第十条の二 後見登記等に関する法律(平成十一年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第十五条を第十六条とし、第十四条を第十五条とし、第十三条を第十四条とし、第十二条の次に次の一条を加える。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外)
第十三条 後見登記等ファイル及び閉鎖登記ファイルについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第 号)の規定は、適用しない。
附則第一条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。
三 第十条の二の規定 後見登記等に関する法律(平成十一年法律第 号)の施行の日(平成十二年四月一日)又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

理由

民法の禁治産及び準禁治産の制度を後見、保佐及び補助の制度に改めること並びに任意後見制度を創設することに伴い、禁治産及び準禁治産の宣告を戸籍に記載する公示方法に代わる後見、保佐及び補助の登記並びに任意後見契約の登記に関する登記手続を整備する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C